

日出町 都市計画マスタープラン

～ 魅力あふれる生活都市の構築～



大分県 Hiji Town

日出町
ひ じ まち

目 次

序章 見直しの趣旨と位置付け.....	1
---------------------	---

第1章 まちづくりの現状と課題の整理.....	6
-------------------------	---

1.1 上位・関連計画の整理.....	7
1.2 地域特性・現況の整理.....	13
1.3 アンケート調査.....	25
1.4 住民意向の把握.....	49
1.5 まちづくりの課題.....	53

第2章 全体構想.....	59
---------------	----

2.1 まちづくりの基本理念と目標.....	60
2.2 将来人口・世帯数.....	62
2.3 将来の都市構造.....	65
2.4 部門別の方針.....	69

第3章 地区別構想.....	84
----------------	----

3.1 地区区分の設定.....	85
3.2 ゾーン別構想.....	86
3.3 地区別構想.....	98

第4章 計画の実現に向けて.....	114
--------------------	-----

4.1 多様な主体の協働によるまちづくりの実践.....	115
4.2 町民参加の積極的な促進.....	116
4.3 効率的・効果的なまちづくり手法の活用.....	116
4.4 実践に向けたプロセスの明確化.....	118

■ 卷末資料.....	卷末－1
-------------	------

◇ 策定経緯.....	卷末－2
◇ 用語集.....	卷末－5

序章 見直しの趣旨と位置付け

序 章 見直しの趣旨と位置付け

本章は、日出町都市計画マスタープラン見直しの趣旨を整理したうえで、その位置づけや日出町都市計画マスタープランが対象とする範囲、目標年度、構成について整理しています。

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられ、市町村のまちづくりの最上位計画となる「総合計画」との整合を図られるとともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定されるものであり、日出町が定める都市計画の指針となるものです。

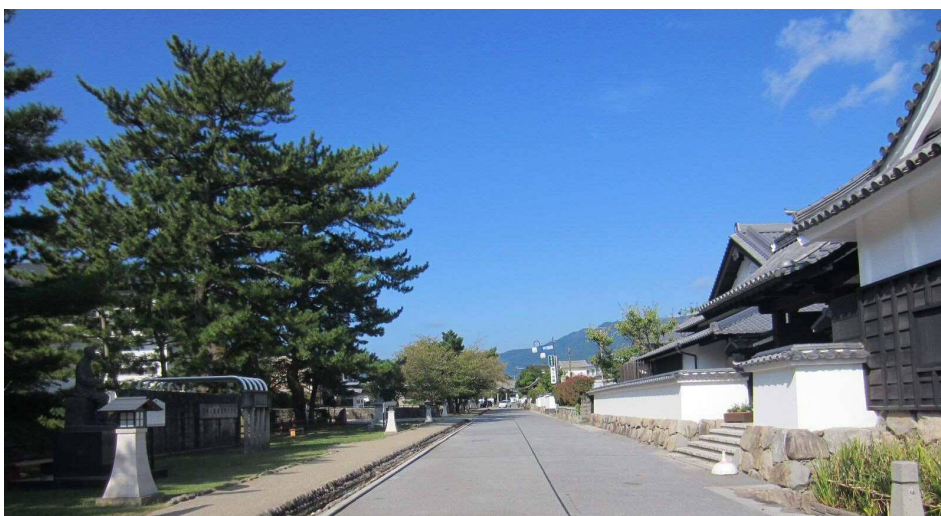
2. 見直しの趣旨

日出町では、平成 18(2006)年 9 月に第 4 次総合計画を策定し、その後、平成 20(2008)年 3 月に土地利用や都市基盤整備に関する指針としての都市計画マスタープランを策定し、「みんなが住みつつけたくなる生活都市の構築」を基本理念として都市づくりを推進してきました。

しかし、プラン策定時から概ね 10 年が経過し、人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進行、社会の成熟化による住民ニーズの多様化・高度化、また、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災や平成 29(2017)年 7 月に北部九州を襲った豪雨被害など、自然災害の多様化、激甚化の経験を通じた防災意識の高まりなど、社会環境や住民意識が大きく変化しており、これらの社会的課題に対応することが求められています。

そうした時代の潮流をとらえ、本町のあるべき姿と進むべき方向を示すため、新たな総合計画「第5次日出町総合計画」が平成 29(2017)年 4 月に策定されました。

日出町都市計画マスタープランにおいても、この「第5次日出町総合計画」との整合を図った都市づくりを推進し、時代の変化に適切に対応していくため、このたび、日出町都市計画マスタープランを見直しました。

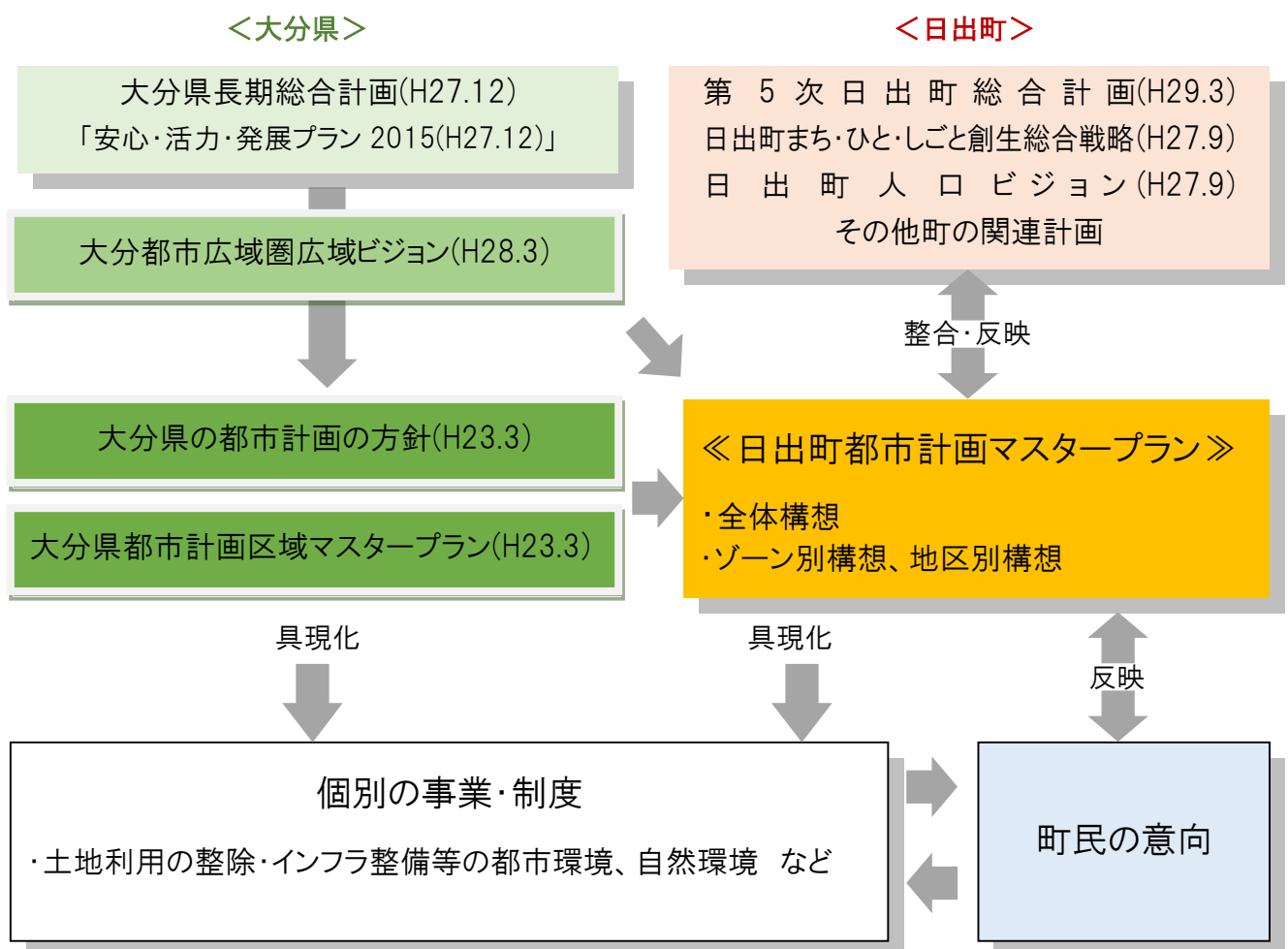


日出城址周辺(二ノ丸館前)

3. 位置づけ

日出町都市計画マスタープランにおいて策定するまちづくりの方針や計画は、町民意見等を反映しながら、以下のように本町が策定した計画のほかに、国や県が策定しているまちづくりに関する様々な計画等と連携しながら推進する必要があります。

また、策定した計画等は、個別の事業や制度へと分類しながら、より良いまちづくりに向けた実現するための基本的な計画となります。



4. 役割

「日出町都市計画マスタープラン」は、次のような役割を担っています。

- 都市の将来像や目標を明確にします
- 日出町が定める都市計画の基本的な方針を定めます
- 住民の都市計画への理解や合意形成・官民協働の都市づくりのための指針となります

5. 構成・内容

日出町都市計画マスタープランは、日出町の現状と都市づくりの課題を整理した上で、都市づくりの基本的な方向性と、実現化の方針を設定しています。

[序章(見直しの主旨と位置付け)]

日出町都市計画マスタープランの目的、位置付けや役割、目標年度・対象区域などの基本的な事項を示しています。

[第1章(まちづくりの現状と課題の整理)]

上位・関連計画における位置付けや本町を取り巻く現状等を整理したうえで、本町における都市づくりの課題を整理しています。また、住民意向を把握するために、調査、開催したアンケート調査及び住民懇談会の結果についても整理しています。

[第2章(全体構想)]

第1章で示している日出町の現状とまちづくりの課題を踏まえ、都市づくりの目標及び基本方針を示しています。また、第1章で示している日出町の現状と都市づくりの課題、及び本町で掲げている都市づくりの理念や目指すべき将来都市構造を踏まえ、各部門別の具体的な方針を示しています。

[第3章(地区別構想)]

将来都市構造で示したゾーン及び地区ごとに、その方針について整理するとともに、第1章及び第2章で整理した結果を踏まえ、地域の魅力づくりや生活環境の向上等に取り組む方針を示しています。

[第4章(実現に向けて)]

第2章～第3章で掲げた、目指すべき将来都市構造やまちづくりの方針などを実現するため仕組みや住民、企業、行政の役割分担などについて、基本的な考え方を示しています。

[第5章(巻末資料)]

「策定経緯」及び「用語集」を添付しました。

[付属資料編]

日出町都市計画マスタープランの策定にあたって、住民意向を把握するために実施した、まちづくりに関するアンケート調査結果や住民懇談会、高校生を対象としたまちづくりワークショップ結果について整理しています。また、第1章で整理したまちづくりの現状を補完する資料も整理しています。

6. 目標年度・対象範囲

【目標年度】

日出町都市計画マスタープランは、策定年度を本計画施行年度ととらえ、2020(令和2)年としたうえで、当該年度を初年度とし、長期的観点から将来像を展望しつつ、初年時からおおむね10年後の2028(令和10)年を目標年度と定めます。また、参考年度として、目標年度から10年後である2038(令和20)年を設定します。



【対象とする範囲】

日出町都市計画マスタープランの計画対象範囲は、本町(日出町の行政区域)全域とします。また、ゾーン別構想は、「市街地整備ゾーン」、「市街地周辺ゾーン」、「田園環境保全ゾーン」、「自然・森林保全ゾーン」、「水辺の憩い・潤いゾーン」といった5つのゾーンに区分して策定するほか、新たに5小学校区ごとに地区別構想を作成しました。

第1章 まちづくりの現状と課題の整理

- 1.1 上位・関連計画の整理
- 1.2 地域特性・現況の整理
- 1.3 アンケート調査
- 1.4 住民懇談会（ワークショップ）
- 1.5 まちづくりの課題の整理

第1章 まちづくりの現状と課題の整理

1.1. 上位・関連計画の整理

日出町都市計画マスタープランの見直しに反映するため、本マスタープランと密接な関係がある上位・関連計画に掲げられているまちづくりに関する方針や方向性などを整理しています。

1.1.1 第5次日出町総合計画（日出町 H29.3）

①目標年次	令和7年度
②まちの将来像	「住むことに喜びを感じるまち」～安心して暮らせて活力が実感できるまちづくり～
③目標人口	27,765 人
④基本政策・施策体系	
基本的政策Ⅰ 健やかで安らかに暮らせるまちをつくる【健康・福祉】	
施策体系	1 健康づくりの推進 2 地域福祉の充実 3 高齢者福祉の充実 4 障がい者福祉の充実 5 様々な課題を持つ人・世帯への支援 6 子育て支援の充実 7 社会保障制度の健全な運営
基本的政策Ⅱ 未来に続く人と文化を育むまちをつくる【教育・文化】	
施策体系	1 幼稚園教育の充実 2 義務教育の充実 3 生涯学習の充実 4 歴史・文化的資源の保存・活用 5 芸術・文化・スポーツの振興
基本的政策Ⅲ 安全・安心な生活を守るまちをつくる【防災・防犯】	
施策体系	1 防災体制の確立 2 消防・救急体制の充実 3 町民生活の安全性の向上
基本的政策Ⅳ 産業振興により活力あるまちをつくる【産業振興】	
施策体系	1 農林業の振興 2 水産業の振興 3 商工業の振興 4 観光産業の振興 5 雇用対策
基本的政策Ⅴ 自然と都市機能が調和したまちをつくる【自然・生活環境】	
施策体系	1 自然環境の保全 2 地球温暖化対策の推進 3 良好な生活環境の保全 4 上水道の整備 5 下水道の整備・生活排水対策の推進 6 計画的な土地利用の推進 7 快適な住環境づくり の推進 8 道路整備の推進 9 公共交通の利便性の向上
基本的政策Ⅵ 人のつながりを大切にするまちをつくる【人権・協働】	
施策体系	1 人権を尊重する社会づくり 2 地域コミュニティの活性化 3 町民と協働のまちづくり 4 多文化共生・自治体間交流の推進 5 男女共同参画社会の確立
基本的政策Ⅶ 生活に役立ち信頼される行政をつくる【行財政運営】	
施策体系	1 効率的な行政運営の推進 2 持続可能な財政運営の推進 3 広報広聴の充実 4 広域連携、多様な主体との連携の推進 5 適正な組織の構築と人材の育成・確保
⑤重点プロジェクト	
1.安心な暮らしづくりプロジェクト	
(1)安心して子育てできる環境整備 (2)地域福祉の総合的な推進 (3)安全・安心な生活環境づくり	
2.まちの活力アッププロジェクト	
(1)移住・定住施策の推進 (2)元気と笑顔があふれるまちづくり (3)第1次産業の活性化 (4)商工業の振興 (5)地域資源を活用した産業振興	

⑥ゾーン別土地利用方針

《市街地ゾーン》

都市的機能充実化地域

- ・陽谷駅周辺地域及び日出地区画整理事業地域は、本町の生活利便施設が集積する中心部にふさわしい賑わいのある地区とするため、都市計画の見直しも含め、都市機能の充実化

歴史的まちなみ活用地域

- ・日出城址周辺は、地域資源として、歴史的街名も景観の保全に努め、観光産業への活用や既存商店街の活性化等、新しい時代にあった土地利用のあり方を検討

《市街周辺ゾーン》

- ・用途地域周辺部において、住環境の整備及び農地の保全との調和を前提とした適切な土地利用を推進

《自然・森林保全ゾーン》

- ・豊かな自然環境と森林が持つ機能の維持、保全を基本とし、開発については、緑地確保等の適正な施行の誘導

《田園環境保全ゾーン》

- ・優良農地の保全や生産基盤等の整備
- ・観光農園やグリーンツーリズム等の新しい農業形態への転換支援
- ・農用地の低・未利用地化対策等による田園環境、農産物の保全
- ・企業立地、誘致の際は、農業や自然環境に配慮

《水辺の憩い・潤いゾーン》

- ・海岸線の持つ役割を考慮しながら、その地域特性や施策の必要性に応じた整備を実施

土地利用方針ゾーニング図



1.1.2 日出都市計画区域マスタープラン(大分県 H23.3)

①目標年次	令和12年
②都市計画の目標	自然の幸・都市(まち)の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり
③目標人口	—
④都市づくりの基本理念	「住みつけたいくなる生活都市」の形成
⑤主要な都市計画の決定の方針	
《土地利用》 主要用途の配置の方針 ア 商業、業務地 ・暘谷駅周辺地区及び国道10号・国道213号沿道への商業施設への配置と役割分担の明確化 ・暘谷駅周辺地区は、利便性・快適性を備えた生活を楽しむ都市空間として整備、また、業務地の配置及び公共交通施設の集約化 ・国道10号・国道213号沿道は、道路混雑や沿道の景観に留意しつつ、商業施設を集積 イ 工業地 ・日出港周辺等に工業地を配置 ウ 住宅地 ・住居系用途地域内である日出駅北側周辺等に、都市基盤の整備を推進し利便性の高い住宅地の形成、また、郊外部の住宅地は、地区計画等の導入による良好な住宅地を形成 ・用途地域外での住宅地開発は、住居系用途地域内への誘導 土地利用の方針 ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 ・辻間団地では、生活利便施設(生活拠点)の誘導を図るため用途地域の変更を検討 ・日出インターチェンジ周辺は、土地利用規制を検討 イ 居住環境の改善又は維持に関する方針 ・既存市街地内は、インフラ整備により安全、安心な市街地を形成 ・市街地開発事業地等は、地区計画等による導入による良好なまちなみを維持 ・用途地域内の未利用地は、土地区画整理事業や地区計画の導入により良好な市街地を形成 ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 ・都市公園の維持・保全 ・既存緑地の多面的利用の促進及び田園風景の維持、整備 ・山間樹林地の自然環境の保全及びレクリエーションの場としての活用 エ 優良な農地との健全な調和に関する方針 ・市街地周辺農地は優良な農地の保全に努める オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・土石流等の危険地区における災害防止工事の施行及び土砂災害危険区域等の指定による開発行為の抑制 ・災害情報の整理、活用	

カ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地後背地の景観の保全

キ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途地域隣接集落(仁王、藤原中部、成行、内野地区等)における適切な開発の規制・誘導

ク 大規模集客施設の立地誘導方針

- ・大規模集客施設の立地抑制

《都市施設》

交通施設

- ・区域内幹線の整備による円滑な自動車交通の確保及び既存の公共交通ネットワークの有効活用し役割分担
- ・利便性、安全性、快適性に配慮した生活道路の整備推進
- ・暘谷駅周辺は、回遊性、バリアフリー等に配慮した道路ネットワークの形成
- ・道路の配置の方針と目標

平道藤原線(国道10号)及び友田竹光線は、優先的または事業化を目標とし、万願寺神田線においては、優先的に計画の見直しを検討

- ・鉄道の配置の方針

暘谷駅では、周辺整備とあわせて、駅前広場、駐車場、駐輪場の整備を図り、交通結節点の強化による公共交通機関の利用を促進

下水道及び河川

- ・汚水対策として積極的な事業推進及び公共下水道区域を拡大、また、集落地域では、農・漁業集落排水等による整備改善
- ・河川流域が有している保水機能や湧水機能の維持、保全(治水)及び憩い、やすらぎの場としての位置付け(親水)
- ・日出公共下水道(日出処理区)は、優先的または事業化を目標

その他の都市施設

- ・環境浄化センター、火葬場等必要に応じ適切な配置、整備

《市街地開発事業》

- ・既整備地区においては、居住環境または商業環境の維持、改善
- ・未利用地及び都市基盤が不十分な用途地域では、必要に応じ、土地区画整理事業の導入を検討

《自然的環境》

緑地の配置方針

ア 環境保全系統

- ・市街地後背地の緑や、海岸線沿いの自然環境を保全

イ レクリエーション系統

- ・公園、緑地を市街地内や住宅地周辺等に体系的に配置

1.1.3 大分都市広域圏広域ビジョン(H28.3 大分都市広域圏推進会議)

①目標年次	令和7年
③広域圏の将来像	「人と地域を未来につなぐ大分都市広域圏」 ～温泉や南蛮文化など多彩な地域資源を活かした創造都市圏を目指して～
④目標人口	75.6万人(圏域人口)
⑤圏域づくりの方向性	
《産業》 ・既存のインフラを活用した産業振興 ・一次産業と食品関連産業の連携 ・新たな回遊型観光の振興 《都市機能》 ・連携中枢都市を核とした広域ネットワークの構築 ・高等教育機関と連携した人材育成体制の強化 《住民サービス》 ・良質な生活環境の整備による定住促進 ・生活関連機能の広域ネットワーク化 ・魅力ある地域資源の活用 ・マネジメント能力の強化	

1.1.4 日出町まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27.9 日出町)

①目標年次	平成31(令和元)年
②政策分野・基本目標	
基本目標1 産業振興により賑わいと活力をつくる ・町内事業所に対する支援 ・新規就労者に対する支援 ・企業誘致の促進と包括的な創業支援 ・第1次産業の活性化 ・観光産業振興による交流人口の増加 基本目標2 新しい人の流れをつくり、定住を促進する ・転入促進(移住施策の推進) ・転出抑制(定住施策の推進) 基本目標3 結婚・出産・子育て・教育を支援する ・子供子育て支援・少子対策の推進 ・地域で子供を見守り育てる環境づくり 基本目標4 安心・健康・快適に暮せ、時代にあったまちをつくる ・住民主体、住民参画によるまちづくり推進 ・健康づくりの推進 ・時代の変化に即したまちづくりの推進	

1.2. 地域特性・現況の整理

1.2.1 人口・世帯数・高齢化

人口は過去30年間で大幅に増加しており、大分県内でも高い人口増加率となっていますが、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の5年間で初めて人口が減少に転じました。

世帯数の伸び率をみると、単独世帯数の伸び率が増加しており、特に平成22年からの65歳以上の単独世帯数の伸び率は顕著です。

地区別に見ると、日出地区の人口増加率が非常に高く、川崎地区、豊岡地区と人口が増加する一方、平道地区、真那井地区、南畑地区、広瀬地区などでは人口が大幅に減少しています。なお、これらの地区は高齢化率も高く、南畑地区においては半数の住民が高齢者となることが予測され、また、本町の高齢者の単身世帯数の推移をみると、この5年間で大幅に増加しています。

通勤通学の流れをみると、別府市、大分市、杵築市とつながりが強い傾向がみられます。

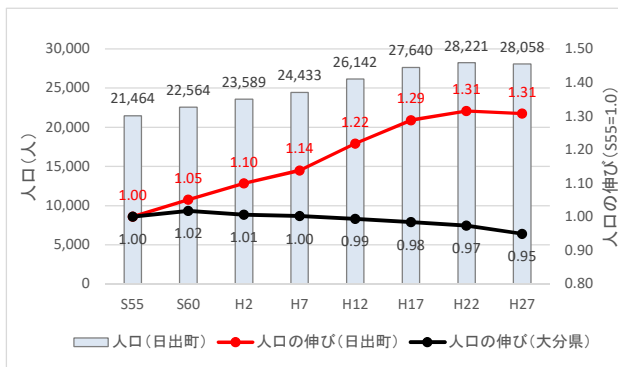
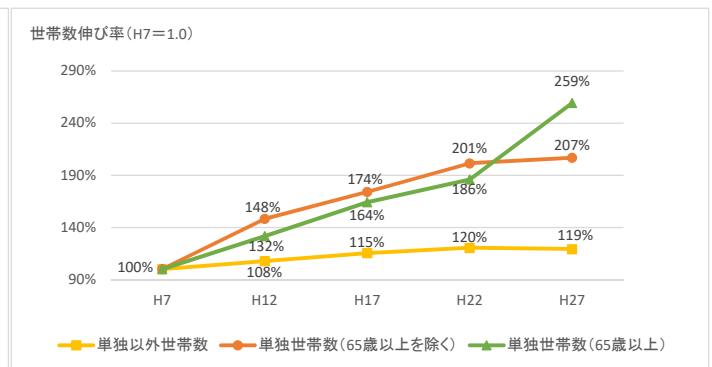


図 1.2.1 人口の推移



資料: 国勢調査
図 1.2.2 高齢者単独世帯数の増加率

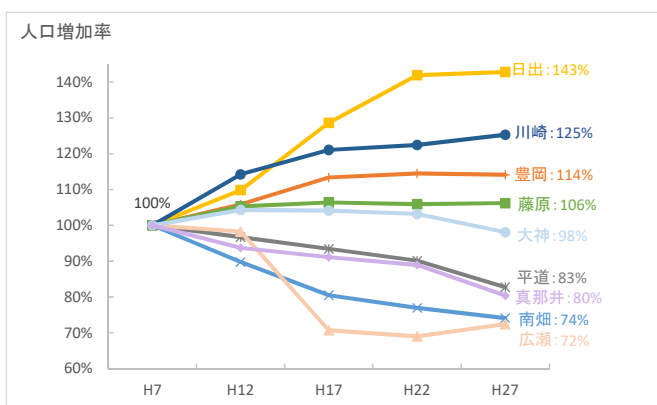
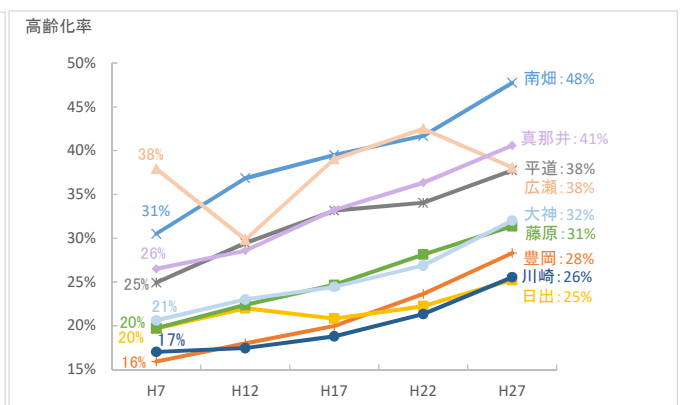


図 1.2.3 地区別人口の増加率



資料: 国勢調査
図 1.2.4 地区別高齢化率

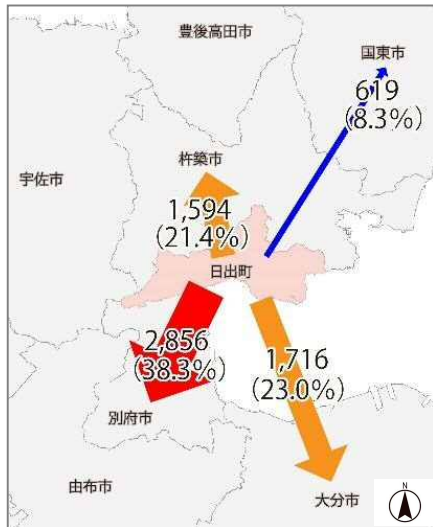


図 1.2.5 他市町への通勤通学者の割合

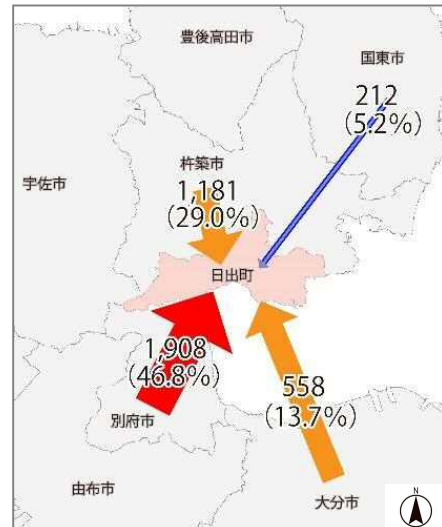


図 1.2.6 日出町への通勤通学者の割合

資料:国勢調査(平成27年)

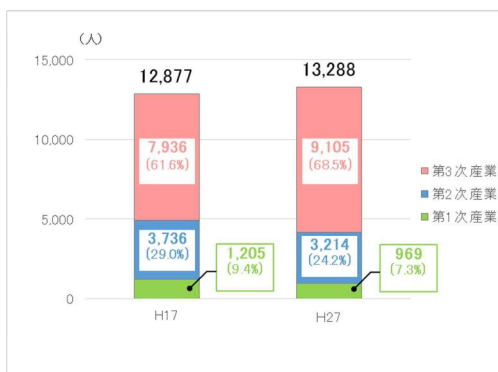
1.2.2 産業

1)工業

本町の産業別就業者数は第三次産業就業者が約7割と最も多く、次いで第二次産業が約2割、第一次産業が約1割となっており、大分県全体の傾向とほぼ同程度です。

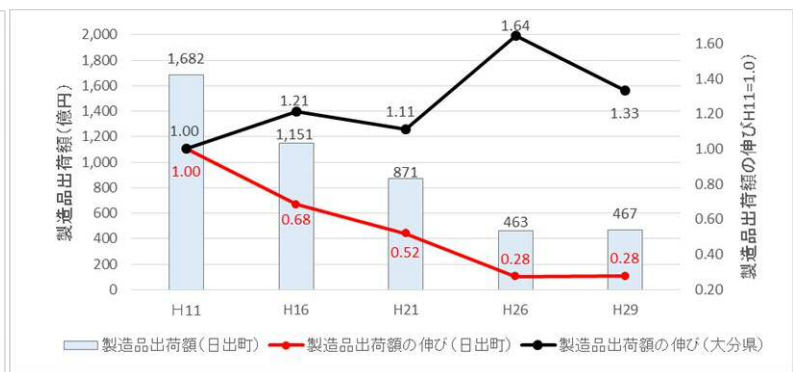
製造業の従業員数・出荷額の伸び率はともに、大分県全体と比較して大幅に減少しています。

産業分類別出荷額構成比で最も多い産業分類は、工場閉鎖に伴い、これまで多かった電子部品から、飲料・たばこへと推移しています。



資料:国勢調査

図 1.2.7 産業別就業者数と構成割合



資料:工業統計

図 1.2.8 製造業出荷額の推移

2)商業

本町の商業従業者数・販売額ともに過去10年間で減少傾向にあるものの、大分県平均と比較すると、比較的減少率は小さくなっています。

また、本町の小売中心地率は0.85であるのに対し、大分市が1.13、別府市が0.97となっており、日出町の小売商業は他市町に依存する傾向が高くなっています。

買物先をみると、最寄品は本町内での購入が多いですが、買回り品などは別府市・大分市で買い物する割合が高くなっています。一方で杵築市や国東市などから本町に買い物に来訪しています。

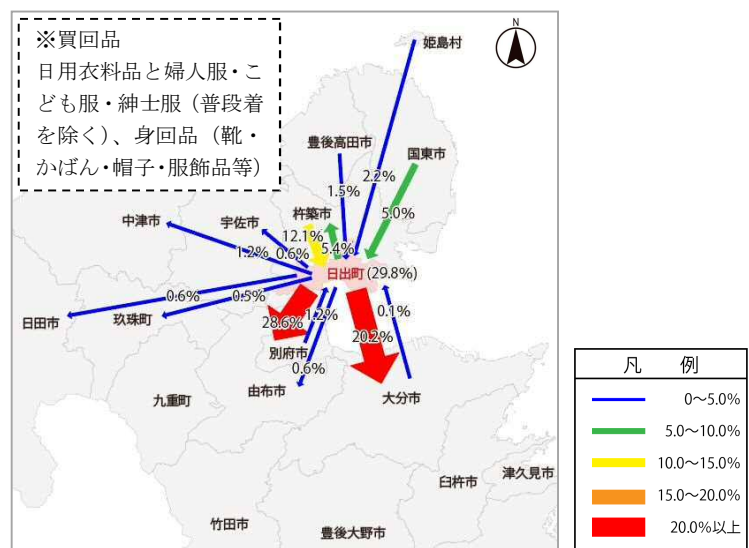
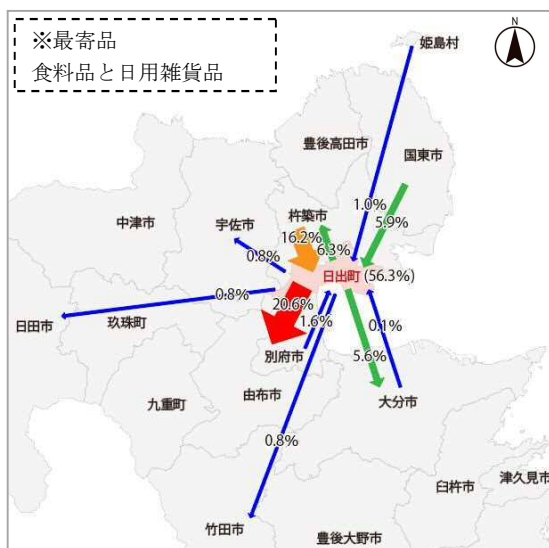
表 1.2.1 小売中心地率

資料：商業統計、大分県 HP

県名 市町村名	H28小売業 年間商品販売額 (百万円/年)	H28人口 (人)	人口1人あたり販売額 (百万円/人・年)	小売 中心地率
大分県	1,191,357	1,159,634	1.027	
大分市	555,136	478,586	1.160	1.13
別府市	120,919	121,305	0.997	0.97
日出町	24,457	28,088	0.871	0.85

ここで、小売中心地性＝商業人口÷人口

商業人口＝小売業年間販売額÷都道府県内人口1人当り小売業年間販売額



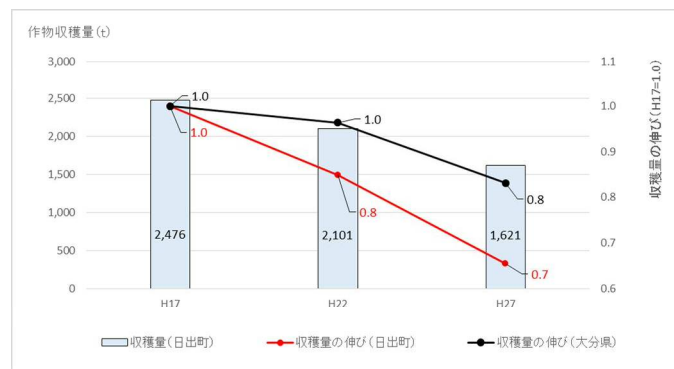
資料：大分県中心市街地等消費者動向調査(H29)

図 1.2.9 日出町に関連する最寄品出向状況

図 1.2.10 日出町に関連する買回り品出向状況

3) 農業

本町の作物収穫量の推移をみると、全体的に減少傾向にあり、大分県全体と比較しても減少割合は高くなっています。



資料：作物統計

図 1.2.11 作物収穫量の推移

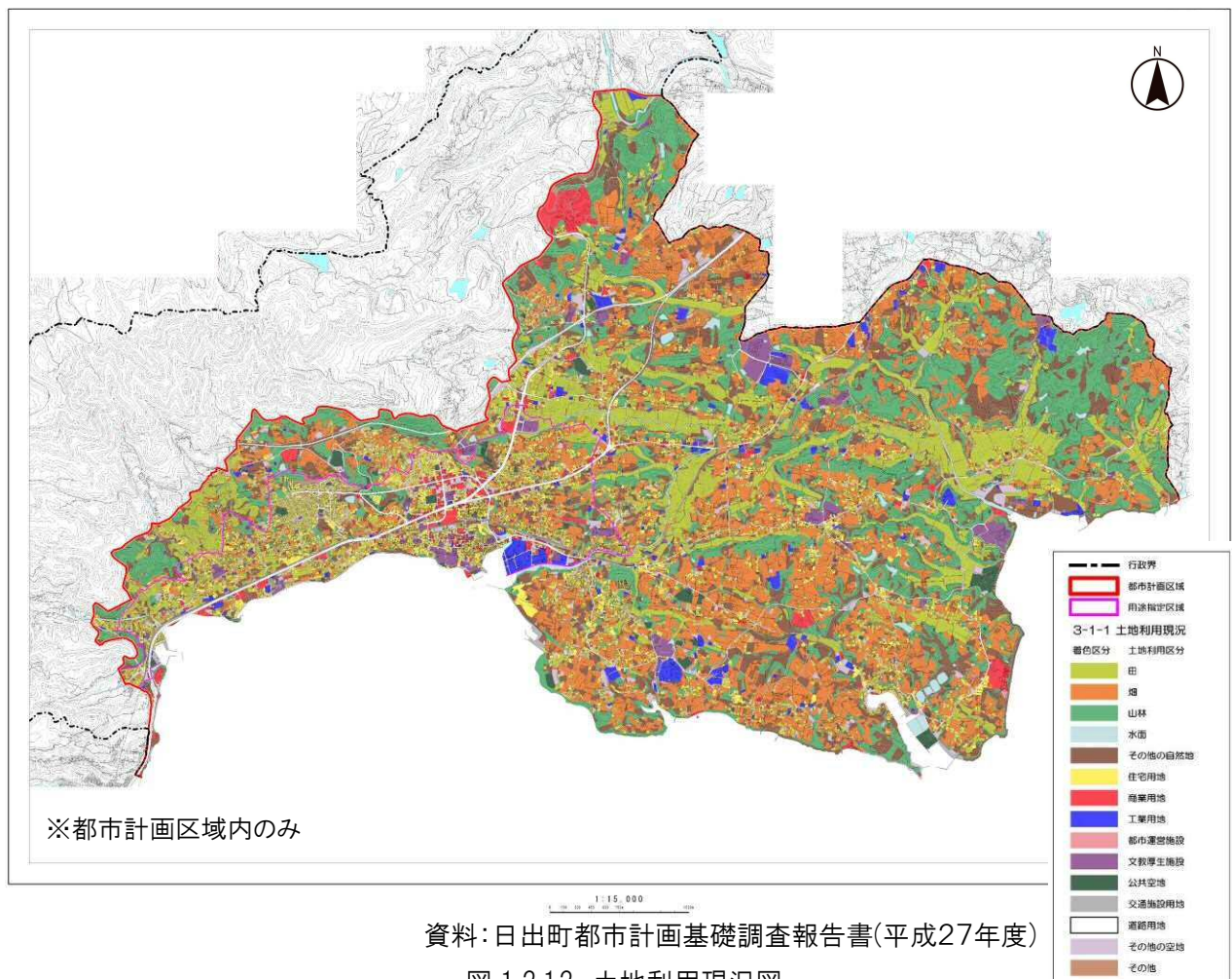
1.2.3 土地利用

都市計画区域内の土地利用状況の割合をみると、自然的土地利用が7割以上を占めています。都市的土地利用をみると住居系の割合が高く、工業系の割合が少ないようです。過去5ヶ年の推移では、自然的土地利用の割合が若干減少しているものの、大きな変化は見られません。

表 1.2.2 土地利用の推移

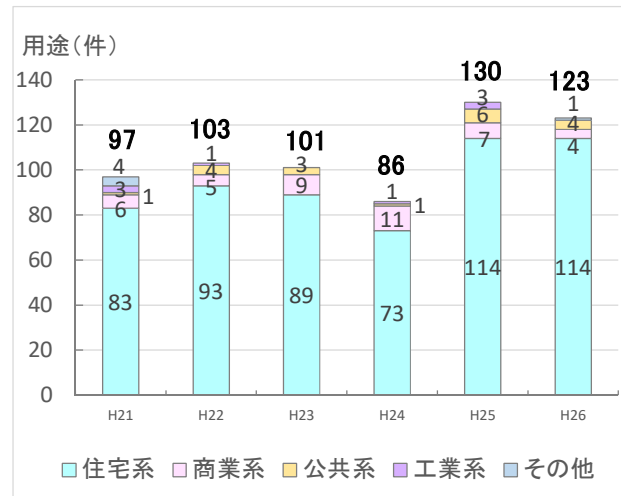
資料：日出町都市計画基礎調査報告書

	区域	自然的土地利用				都市的土地利用					計
		農地	山林	その他	計	宅 地			その他	計	
						住宅	商業	工業			
平成 21 年度	用途地域	112.8	38.0	62.2	213.0	163.3	25.1	17.4	151.2	357.0	570.0
		19.8%	6.7%	10.9%	37.4%	28.6%	4.4%	3.1%	26.5%	62.6%	100.0%
	都市計画 区域	1,436.2	873.8	606.1	2,916.1	441.5	73.1	74.8	533.5	1,122.9	4,039.0
		35.6%	21.6%	15.0%	72.2%	10.9%	1.8%	1.9%	13.2%	27.8%	100.0%
平成 27 年度	用途地域	106.9	35.0	55.9	197.8	172.4	30.1	16.8	152.9	372.2	570.0
		18.8%	6.1%	9.8%	34.7%	30.2%	5.3%	2.9%	26.8%	65.3%	100.0%
	都市計画 区域	1,418.0	864.3	591.1	2,873.4	465.6	87.7	74.9	537.4	1,165.6	4,039.0
		35.1%	21.4%	14.6%	71.1%	11.5%	2.2%	1.9%	13.3%	28.9%	100.0%



1.2.4 建築

本町の新築の推移件数をみると、概ね増加傾向にあり、用途は住宅系が多くなっています。

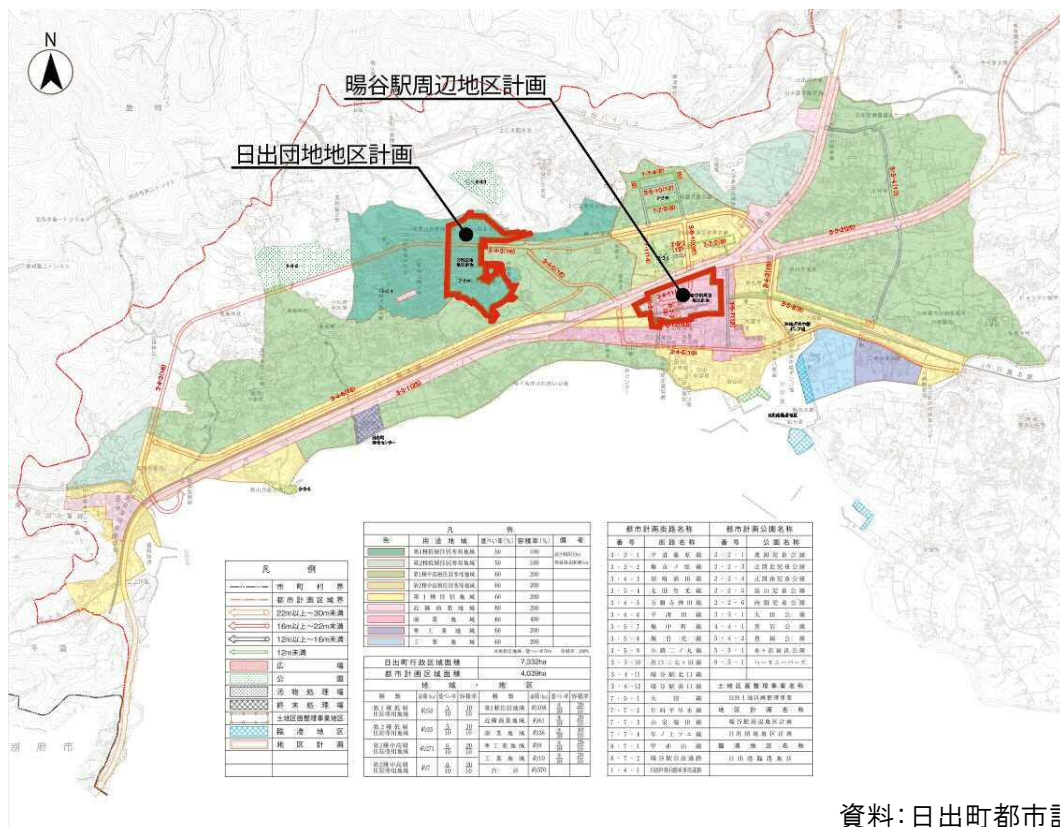


資料：日出町都市計画基礎調査報告書(平成27年度)

図 1.2.13 新築状況(用途別件数の推移)

1.2.5 開発動向と土地利用規制

本町の市街地開発事業は、昭和 63 年度から実施していた日出土地区画整理事業区域が、平成 16 年度に完了しています。また、用途地域及び地区計画の指定状況は以下のとおりです。なお、地区計画は、陽谷駅周辺地区が平成 18 年度に、日出団地地区が平成 23 年度に指定されています。



資料：日出町都市計画総括図

図 1.2.14 用途地域及び地区計画の指定状況

1.2.6 道路

本町は、東西に自動車専用道路である日出バイパス及び大分空港道路が通過しているほか、国道10号、国道213号、県道日出真那井杵築線、県道日出山香線などが主要な交通軸を形成しています。

このうち、国道213号及び県道別府山香線、県道日出真那井杵築線は混雑度が高くなっています。また、都市計画道路では、長期未着手路線も見られます。

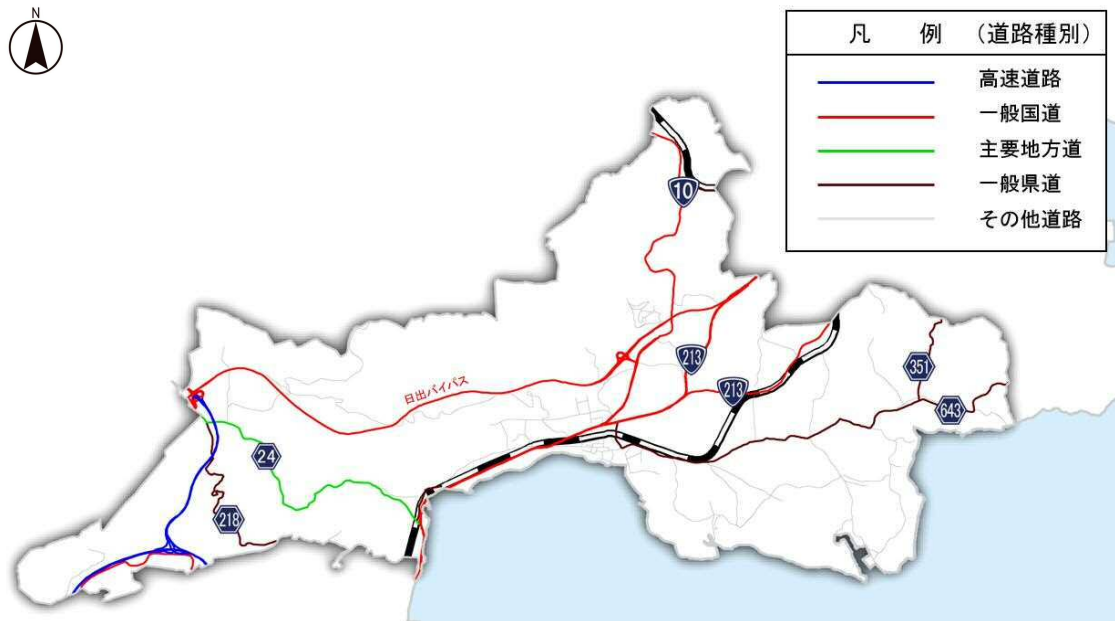
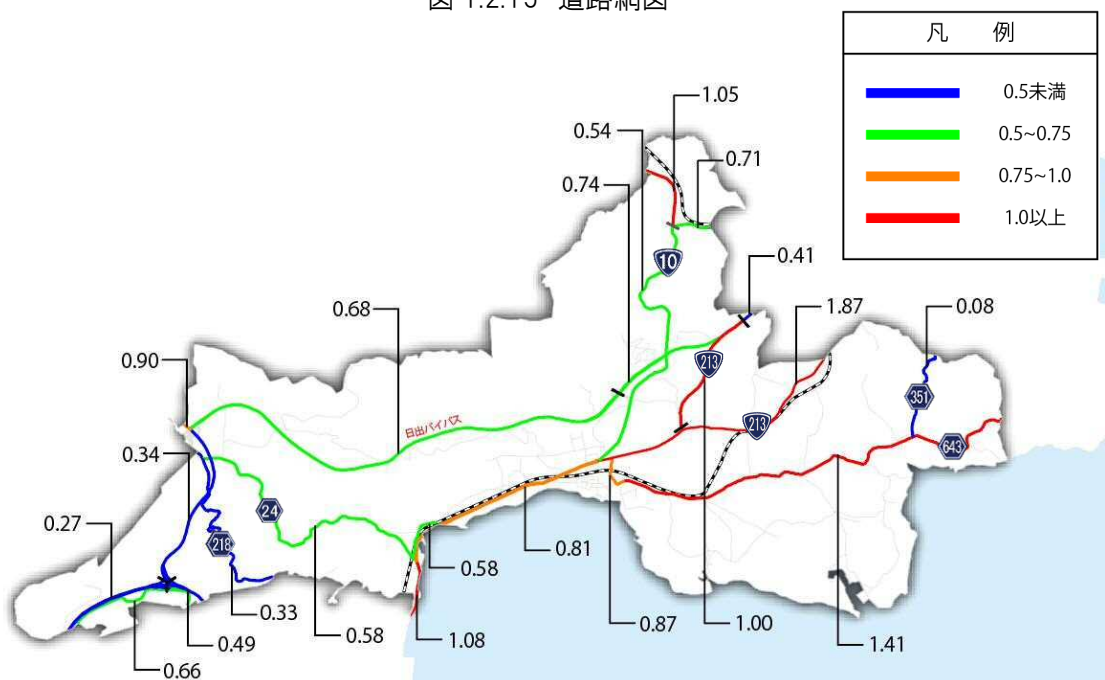


図 1.2.15 道路網図



資料: H27 道路交通センサス

図 1.2.16 混雑度

表 1.2.3 都市計画道路決定状況

種別	番号	名称	計画幅員 (m)	計画延長 (m)	都市計画決定状況			改良率 (%)
					当初決定	最終決定	最終告示	
自動車専用道路	1. 4. 1	日出杵築自動車専用道路※1	20.5	2,830	S58.12.9	S58.12.9	県告1471号	18.7%
幹線道路	3. 3. 1	平道藤原線	25	6,140	S36. 4. 3	H8. 8. 2	県告 712号	100.0%
	3. 3. 2	堀市ノ原線	25	1,650	S36. 4. 3	S58.12. 9	県告1471号	100.0%
	3. 4. 3	須崎新田線	16	5,300	S36. 4. 3	H29. 3. 9	町告15号	51.3%
	3. 5. 4	友田竹光線	12	1,450	S36. 4. 3	H29. 3. 9	町告15号	
	3. 4. 5	万願寺神田線	16	2,850	S36. 4. 3	S58. 9. 6	県告1112号	58.1%
	3. 4. 6	平深田線	16	2,680	S48. 9.11	S53. 10. 24	県告1048号	
	3. 5. 7	堀中町線	12	470	S36. 4. 3	S48. 9.25	町告 36号	
	3. 5. 8	堀竹光線	8	810	S36. 4. 3	S48. 9.25	町告 36号	
	3. 5. 9	小路二ノ丸線※2	12	310	S36. 4. 3	S48. 9.25	町告 36号	79.0%
	3. 5.10	出口三太ヶ田線	12	910	S62.12. 8	S62.12. 8	町告 42号	100.0%
	3. 4.11	陽谷駅北口線	20	300	H25. 8.12	H25. 8.12	町告 61号	100.0%
	3. 6.12	陽谷駅南口線	9.5	130	H25. 8.12	H25. 8.12	町告 61号	34.6%
区画道路	7. 5. 1	大田線	12	70	S63. 9. 5	S63. 9. 5	町告 25号	100.0%
	7. 7. 2	片向平早水線	6	430	S63. 9. 5	S63. 9. 5	町告 25号	100.0%
	7. 7. 3	山室福田線	6	190	S63. 9. 5	S63. 9. 5	町告 25号	100.0%
	7. 7. 4	年ノ神ツエ線	6	310	S63. 9. 5	S63. 9. 5	町告 25号	100.0%
特殊街路	8. 7. 1	甲赤山線	4	60	S63. 9. 5	S63. 9. 5	町告 25号	100.0%
	8. 7. 2	陽谷駅自由通路	4	15	H25.8.12	H25.8.12	町告 61号	100.0%

※1 日出杵築自動車専用道路の未改良区間は暫定2車線にて全線供用済み。

資料：日出町都市建設課

※2 小路二ノ丸線は旧道から万願寺神田線まで未改良



図 1.2.17 都市計画道路網図

1.2.7 上・下水道（汚水・雨水）

上水道は、昭和39年(1964年)より事業を開始し、以来、6回の拡張事業などを行い、給水区域の拡張、給水人口の増加、水源の開発を行い、行政区域内人口の約9割に給水を行っています。

事業開始当初から稼働している施設・設備に関しては、使用年数が50年を経過したものもあり、更新や耐震化といった課題があります。また、将来人口推計においても、人口減少の傾向が見られ、これ以上の給水人口の増加を見込むのが難しい状況となっています。

表 1.2.4 上水道整備状況(平成31年3月末現在)

	計画	実績
給水人口(人)	26,600	25,756
最大給水量(m ³ /日)	15,500	11,411

下水道は、公共下水道を分流式下水道として、昭和52年(1977年)より整備事業を開始し、現在、用途地域内を中心に整備されていますが、用途地域内に比べて、用途地域外では未整備区域があります。

事業開始当初から稼働している施設・設備に関しては、使用年数が30年を経過したものもあり、更新や耐震化といった課題があります。また、下水道事業会計は本来使用者からの使用料によって維持管理・運営がなされるべきですが、使用料収入だけでは賄うことができず、一般会計からの繰入金で収支不足を補っている現状であり、将来人口推計においても、人口減少・高齢化の傾向が見られ、これ以上の有収水量の増加を見込むのが難しい状況となっています。

その他、個別浄化槽による汚水処理を行っているほか、漁業集落排水及び農業集落排水による汚水処理を行っています。

表 1.2.5 下水道整備状況(平成31年3月末現在)

	排水区域			整備率
	用途地域内	用途地域外	合計	
汚水供用	412(ha)	62(ha)	474(ha)	61.2(%)
汚水計画	570(ha)	204(ha)	774(ha)	—
雨水供用	152(ha)		152(ha)	19.6(%)
雨水計画	570(ha)	204(ha)	774(ha)	—

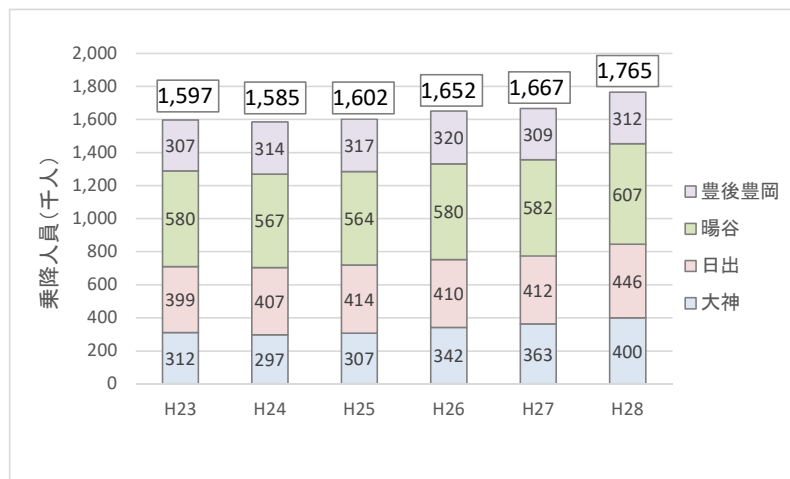
1.2.8 河川・水路

日出町には、2級河川、河川法を準用する準用河川及び法定外公共物としての普通河川があります。

1.2.9 交通体系

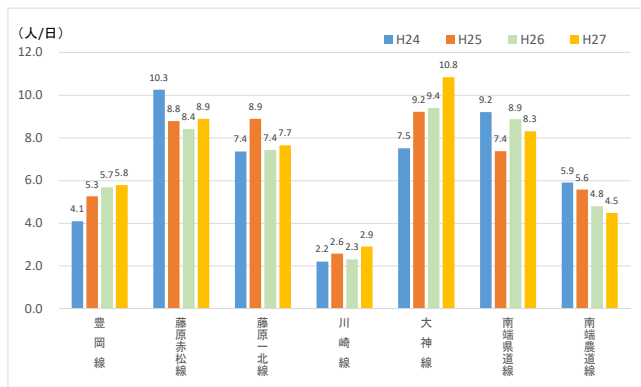
鉄道駅は、JR 九州の大神駅、日出駅、暘谷駅、豊後豊岡駅が存在しており、乗降客も年々増加傾向にあり、H28 時点で約 1,765 千人が利用しています。特に、大神駅、日出駅の増加率が高くなっています。

コミュニティバスの利用者は少なく、特に日出町コミュニティバスの川崎線の利用者は少なくなっています。一方で豊岡地区や藤原地区、真那井地区等に交通空白地域が存在しており、運行ルートや運行時刻の見直しなどの検討を行っています。



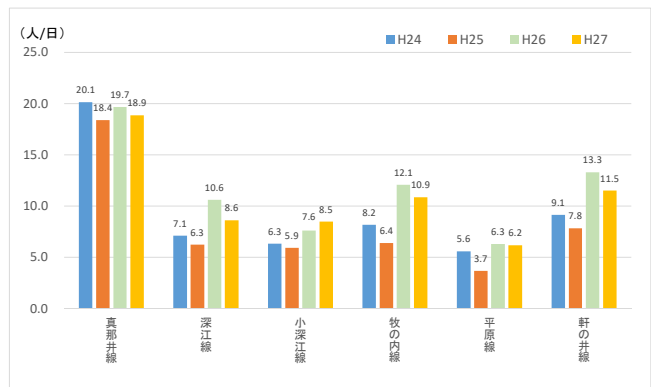
資料：九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

図 1.2.18 JR 乗降客数の推移



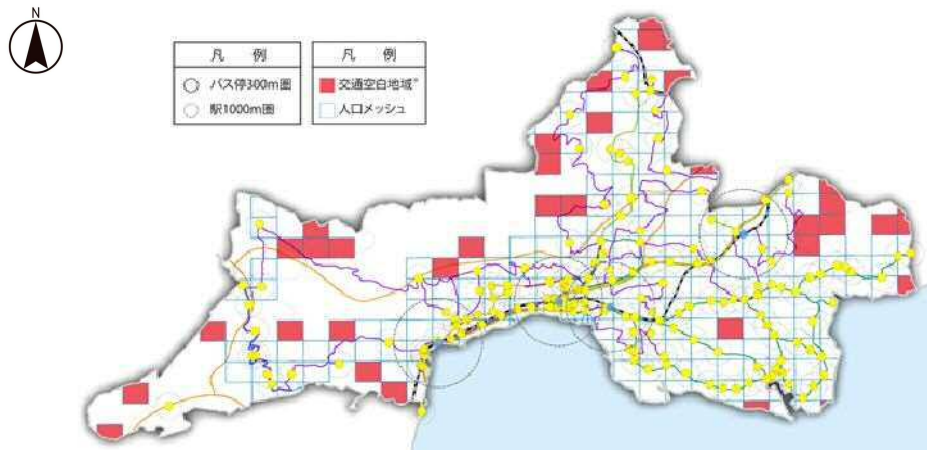
資料：日出町資料

図 1.2.19 日出コミュニティバス乗降客数の推移



資料：日出町資料

図 1.2.20 国東観光 200 円バス乗降客数の推移

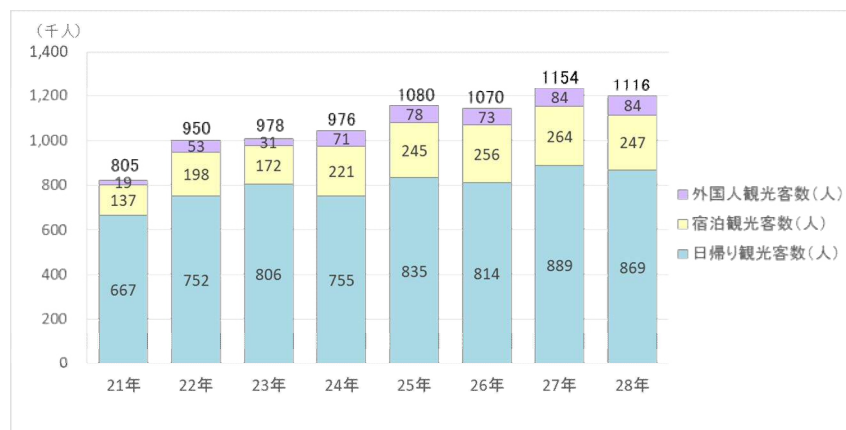


※交通空白地域:500mメッシュで居住者が存在する地域で、鉄道駅から1,000m以上、バス停から300m以上離れている地域

図 1.2.21 交通空白地域

1.2.10 観光

本町の観光客数をみると、年度間にバラツキはありますが、年々増加傾向にあり、日帰り観光客、宿泊観光客、外国人観光客いずれも増加しています。



資料: 日出町資料

図 1.2.22 観光客数の推移

1.2.11 公園・レクリエーション施設

本町の公園は、都市公園とそれ以外の公園が整備されており、そのうち、規模の大きい公園は、広域公園であるハーモニーパークが31.45haとなっており、次いで糸ヶ浜海浜公園となっています。

また、分布状況を見ると、日出地区及び豊岡地区に集中しています。



資料:日出町資料(平成28年度)

図 1.2.23 都市公園及びその他の公園

1.2.12 防災

土砂災害警戒区域に指定されている箇所があり、特に南端地区では土砂災害警戒区域、豊岡地区には土砂災害特別警戒区域が広範囲に指定されています。



資料:大分県土砂災害危険箇所情報

図 1.2.24 土砂災害危険箇所位置図

1.2.13 景観

日出城址周辺において歴史と文教の地としての日出町らしい城下町景観を保全、形成し、歴史的景観を末永く後世に継承することを目的として、「日出城址周辺景観区域」が条例により設定されています。

1.2.14 公共公益施設

日出町は、日出町中心部に役場、また、それぞれの地区に公民館が整備されています。そのほか、国道10号沿線に杵築日出警察署、杵築速見消防組合日出消防署が立地しています。

文化施設は、町立体育館及び図書館が整備されているほか、民間の美術館の立地も見られます。

陽谷駅及び日出駅周辺に商業施設がみられます。また、人口が集積している地区への立地が見られます。



図 1.2.25 公共公益施設の位置

1.2.15 文化財

本町には、重要文化財である旧成清家日出別邸があるほか、文化財、天然記念物等が指定されています。

1.3. アンケート調査

まちづくりに対する課題や意向、住民ニーズを把握するために、住民アンケート調査を実施しました。その結果は以下のとおりです。

①調査概要

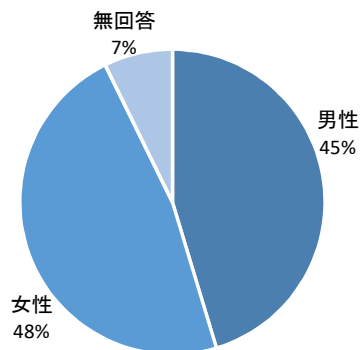
調査対象	18 歳以上の日出町在住の方
調査数	1,500 人
調査時期	配布開始:2017 年 9 月 13 日(水) 回答締切:2017 年 9 月 29 日(金)
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
回収率	34.8%

②回答者属性

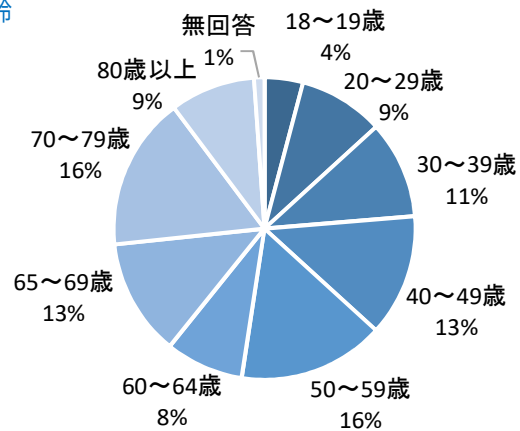
[性別・年齢・職業]

- 男女とも概ね同程度の回答を得ており、各年齢からも均等に回答を得ている。
- 会社員が 26%で最も多く、学生が 6%を占める。

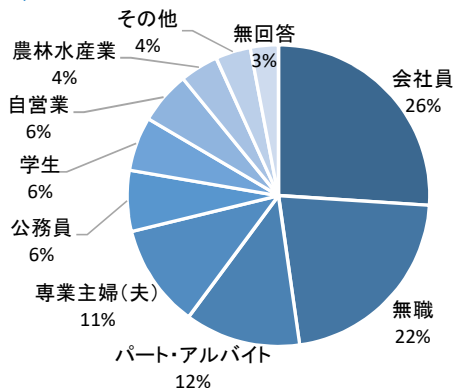
Q.性別



Q.年齢



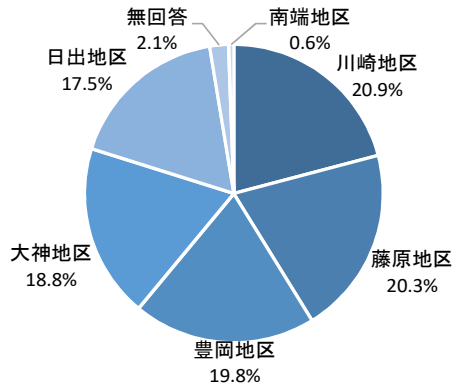
Q.職業



[居住地域]

- 各地区とも概ね均等に回答を得ている。

Q.お住まい

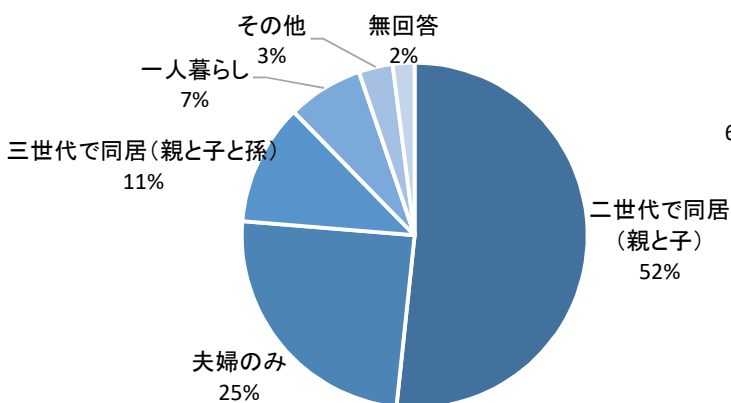


ここで表記している地区は、小学校区を示す

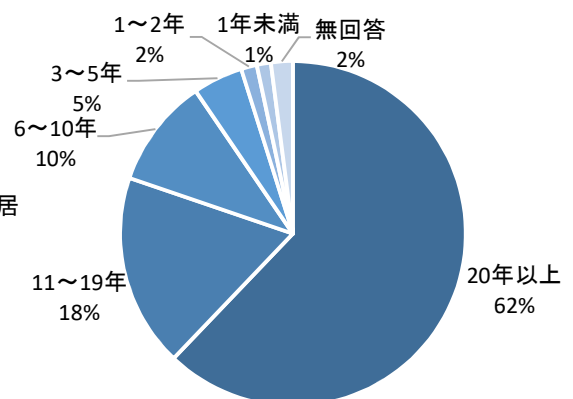
[世帯構成・居住年数]

- 二世代で同居(親と子)が52%と最も多く、次に夫婦のみ、三世代で同居(親と子と孫)と続く。
- 日出町に20年以上住んでいる方が6割を超えており、次いで11年～19年が約2割と比較的長く住んでいる人が多い。

Q.世帯構成



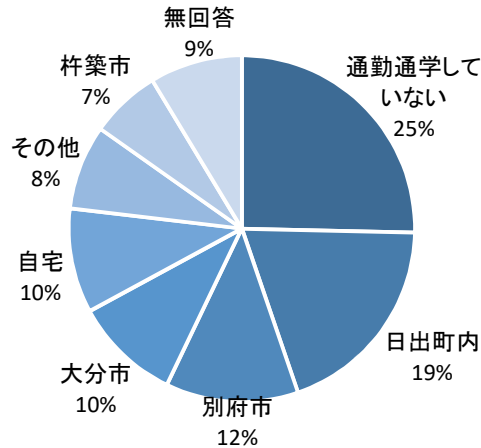
Q.日出町にお住まいの期間



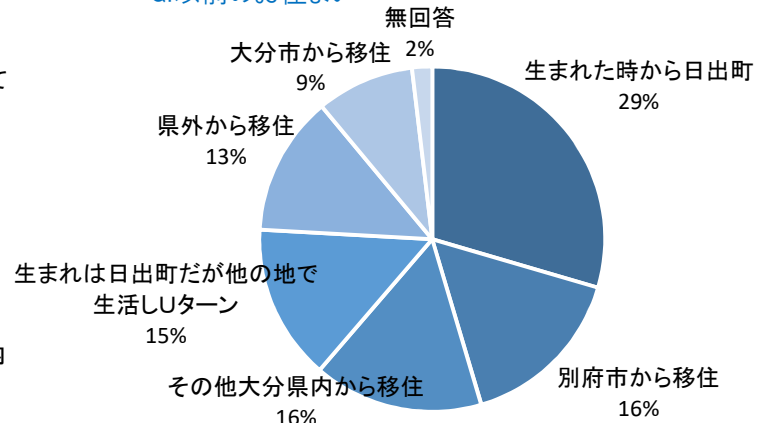
[通勤または通学先・以前の居住地]

- 通勤・通学していない人が25%で最も多く、次に日出町内、別府市、大分市と続く。
- 「生まれた時から日出町」と答えた人が約3割で最も多く、次いで、「別府市から移住」、「別府市・大分市以外の大分県内から移住」、「生まれは日出町だが他の地で生活しUターン」が15%前後存在。

Q.通勤または通学先



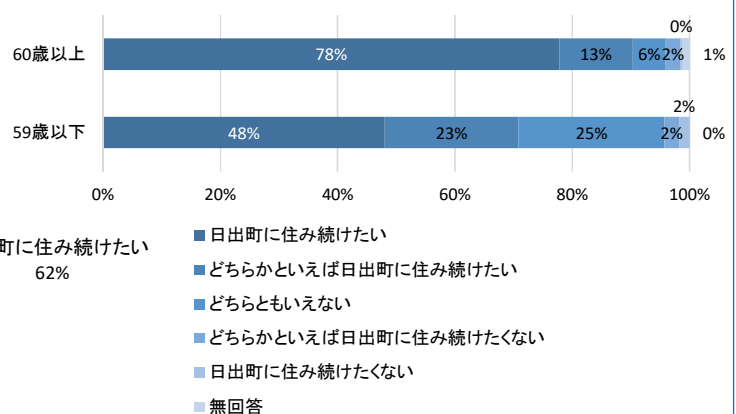
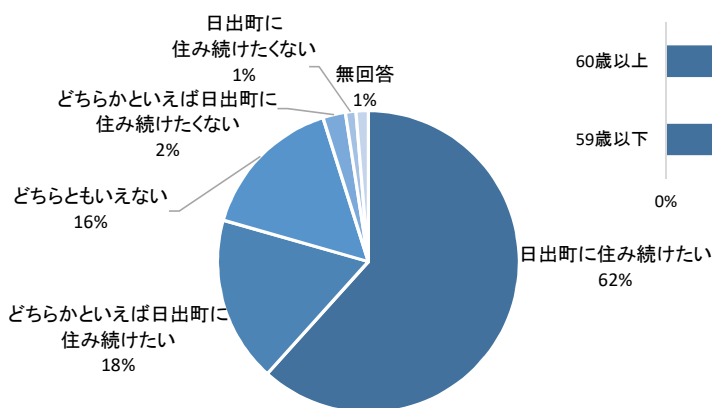
Q.以前のお住まい



[永住意向]

- 「日出町に住み続けたい」、「どちらかといえば日出町に住み続けたい」が8割存在するなど多くの割合を占める。59歳以下では、「どちらともいえない」が全体平均及び60歳以上と比較して多く、60歳以上は「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」を合わせて9割を超える。

Q.今後の居住の希望



③満足度・重要度

安全性・利便性・快適性・にぎわいに分類される各項目について、住んでいる地域でどの程度満足しているか、また、今後対策をとるべきものとして重要な項目についての調査

表 1.3.1 評価個目

- 満足度(満足・やや満足・どちらでもない・やや不満・不満足)と、重要度(重要・やや重要・どちらでもない・あまり重要ではない・重要ではない)をそれぞれ「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」として点数化した。
- 満足度及び重要度の点数化により分類評価を行った。

安全性	利便性
○周辺の建物(自宅や周辺の家など)の不燃化や耐震化 ○土砂災害や水害などの災害対策 ○避難場所や避難路の整備など、災害時の避難環境 ○公共公益施設のバリアフリー化などの状況 ○歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性 ○夜間の街灯の設置による安全性	○各地域をつなぐ道路網の整備状況 ○公共交通(JRやバス等)の利用のしやすさ ○歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている ○保育所、幼稚園、小中学校への行きやすさ ○スーパーマーケットやコンビニなどへの買い物のしやすさ ○銀行や郵便局など金融機関への行きやすさ ○公民館や集会所などのコミュニティ施設への行きやすさ ○病院や福祉施設への行きやすさ
快適性	にぎわい
○子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい空間づくり ○上水道・下水道(排水処理)等の整備状況 ○日当たりや風通しなどの周辺環境 ○「日出城址」など古くから残るまちなみ・景観 ○山・川・田畑などの自然の景観 ○ごみの排出やCO₂排出等の環境問題 ○騒音、振動、悪臭等の環境問題	○娯楽・レジャー施設のにぎわい ○商業地や商店街のにぎわい ○祭り・イベント等によるにぎわい ○文化財・史跡・文化施設のにぎわい ○スポーツ・レクリエーション施設のにぎわい ○周辺地域の活気や魅力 ○観光によるにぎわい

表 1.3.2 分類評価

分類	評価	町全体平均に対する満足度	町全体平均に対する重要度
A	特に優先的に改善(満足度の向上)に取り組む必要がある	▽低い	△高い
B	満足度は低いが重要度も低いため、優先順位が必ずしも高くない	▽低い	▽低い
C	満足度は高いが今後も取り組みを重点的に維持していく必要がある	△高い	△高い
D	満足度を維持するため、今後も取り組みを維持していく必要がある	△高い	▽低い

表 1.3.3 日出町全体の満足度・重要度

		評価項目	満足度	重要度	満足度 -重要度	分類 評価
安全性	1	周辺の建物(自宅や周辺の家など)の不燃化や耐震化	3.20	4.07	-0.87	C
	2	土砂災害や水害などの災害対策	3.22	4.15	-0.94	C
	3	避難場所や避難路の整備など、災害時の避難環境	3.04	4.29	-1.26	A
	4	公共公益施設のバリアフリー化などの状況	2.96	4.05	-1.10	A
	5	歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性	2.74	4.24	-1.50	A
	6	夜間の街灯の設置による安全性	2.51	4.35	-1.83	A
利便性	7	各地域をつなぐ道路網の整備状況	3.07	4.00	-0.93	A
	8	公共交通(JR やバス等)の利用のしやすさ	2.57	4.07	-1.50	A
	9	歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている	2.56	4.20	-1.64	A
	10	保育所、幼稚園、小中学校への行きやすさ	3.09	3.93	-0.84	C
	11	スーパーマーケットやコンビニなどへの買い物のしやすさ	3.29	3.96	-0.66	C
	12	銀行や郵便局など金融機関への行きやすさ	3.08	3.86	-0.78	D
	13	公民館や集会所などのコミュニティ施設への行きやすさ	3.31	3.70	-0.38	D
	14	病院や福祉施設への行きやすさ	3.15	4.06	-0.91	C
快適性	15	子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい空間づくり	3.15	4.07	-0.92	C
	16	上水道・下水道(排水処理)等の整備状況	3.40	4.07	-0.68	C
	17	日当たりや風通しなどの周辺環境	3.91	3.85	0.05	D
	18	「日出城址」など古くから残るまちなみ・景観	3.70	3.80	-0.10	D
	19	山・川・田畑などの自然の景観	3.54	3.85	-0.31	D
	20	ごみの排出やCO2 排出等の環境問題	3.30	4.01	-0.71	C
	21	騒音、振動、悪臭等の環境問題	3.43	4.06	-0.63	C
にぎわい・活性化	22	娯楽・レジャー施設のにぎわい	2.83	3.51	-0.69	B
	23	商業地や商店街のにぎわい	2.67	3.75	-1.08	B
	24	祭り・イベント等によるにぎわい	2.93	3.62	-0.69	B
	25	文化財・史跡・文化施設のにぎわい	2.87	3.58	-0.71	B
	26	スポーツ・レクリエーション施設のにぎわい	2.86	3.54	-0.68	B
	27	周辺地域の活気や魅力	2.85	3.70	-0.85	B
	28	観光によるにぎわい	2.70	3.61	-0.91	B
全体平均			3.07	3.93	-0.86	—

黄色網掛けは満足度が低く、重要度が高いもの・・・優先的に取り組む必要がある(分類評価 A)

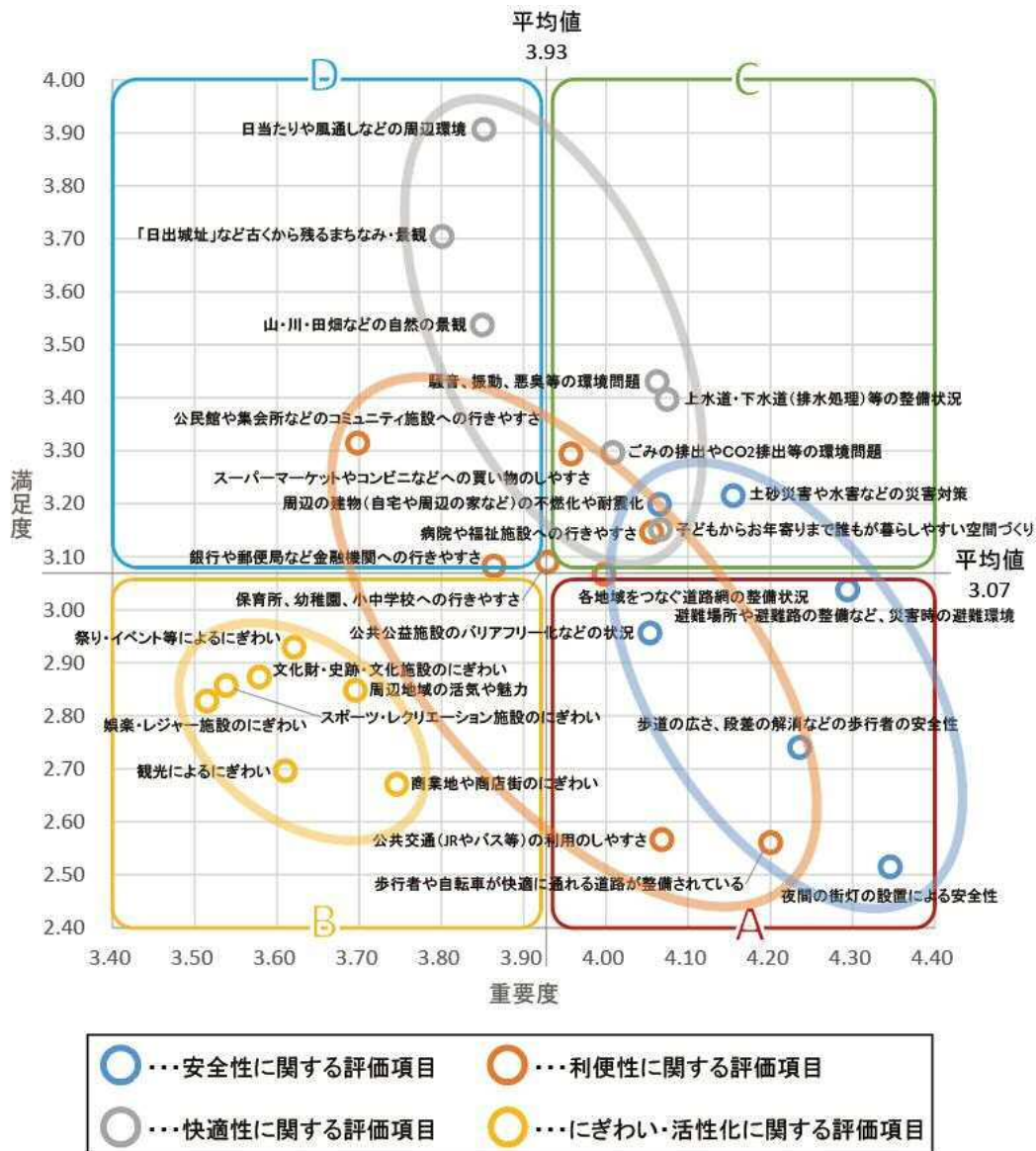
- A : 特に優先的に改善(満足度の向上)に取り組む必要がある
- B : 満足度は低い重要度も低いため、優先順位が必ずしも高くない
- C : 満足度は高いが今後も取り組みを重点的に維持していく必要がある
- D : 満足度を維持するため、今後も取り組みを維持していく必要がある

表 1.3.4 地区別・年齢別課題分類比較

		評価項目	日出町全体	豊岡・南端	日出	川崎	藤原	大神	18～59歳	60歳以上
安全性	1	周辺の建物(自宅や周辺の家など)の不燃化や耐震化	C	C	C	C	C	A	C	C
	2	土砂災害や水害などの災害対策	C	A	C	C	C	C	C	C
	3	避難場所や避難路の整備など、災害時の避難環境	A	A	C	C	A	C	A	C
	4	公共公益施設のバリアフリー化などの状況	A	A	A	A	A	A	A	A
	5	歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性	A	A	A	A	A	A	A	A
	6	夜間の街灯の設置による安全性	A	A	A	A	A	A	A	A
利便性	7	各地域をつなぐ道路網の整備状況	A	A	C	C	B	A	A	C
	8	公共交通(JR やバス等)の利用のしやすさ	A	A	A	A	B	A	A	A
	9	歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている	A	A	A	A	A	A	A	A
	10	保育所、幼稚園、小中学校への行きやすさ	C	D	D	D	A	C	A	D
	11	スーパーマーケットやコンビニなどへの買い物のしやすさ	C	A	C	C	D	A	C	C
	12	銀行や郵便局など金融機関への行きやすさ	D	A	D	D	B	B	B	D
	13	公民館や集会所などのコミュニティ施設への行きやすさ	D	D	D	D	D	D	D	D
	14	病院や福祉施設への行きやすさ	C	A	C	C	C	A	A	C
快適性	15	子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい空間づくり	C	C	C	C	C	C	C	C
	16	上水道・下水道(排水処理)等の整備状況	C	C	C	C	C	C	C	C
	17	日当たりや風通しなどの周辺環境	D	D	C	D	D	C	D	D
	18	「日出城址」など古くから残るまちなみ・景観	D	D	C	D	D	D	D	D
	19	山・川・田畑などの自然の景観	D	D	D	C	D	D	D	D
	20	ごみの排出やCO2 排出等の環境問題	C	D	C	D	D	D	C	C
	21	騒音、振動、悪臭等の環境問題	C	D	C	C	C	C	C	C
にぎわい・活性化	22	娯楽・レジャー施設のにぎわい	B	B	B	B	B	B	B	B
	23	商業地や商店街のにぎわい	B	B	B	B	B	B	B	B
	24	祭り・イベント等によるにぎわい	B	B	B	B	B	B	B	B
	25	文化財・史跡・文化施設のにぎわい	B	B	B	B	B	B	B	B
	26	スポーツ・レクリエーション施設のにぎわい	B	B	B	B	B	B	B	B
	27	周辺地域の活気や魅力	B	B	B	B	B	B	B	B
	28	観光によるにぎわい	B	B	B	B	B	B	B	B

[分類評価]

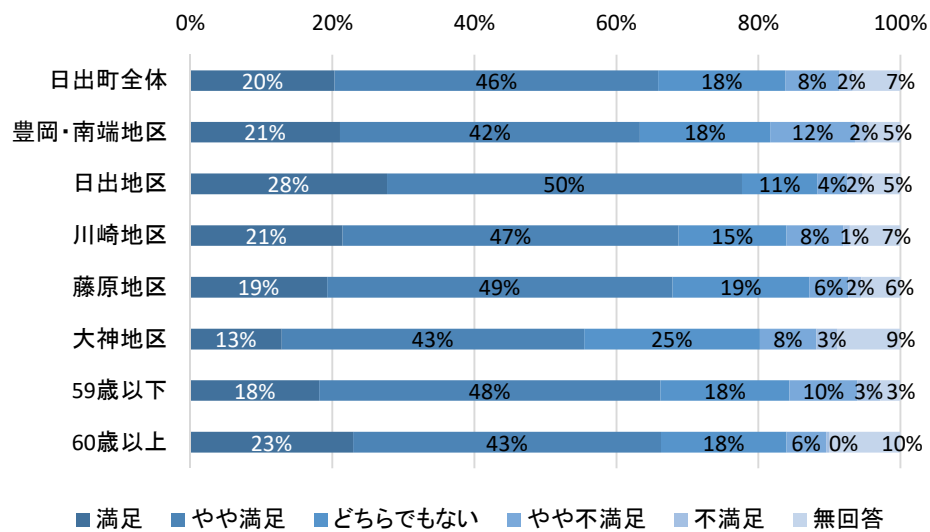
- 安全性に関する項目は、重要度が平均値を全て上回っており、満足度が低い傾向にある。特に「夜の街灯の設置による安全性」は、満足度が低く、重要度が高い。
- 利便性に関する項目は、項目によってばらつきがみられ、「公共交通（JR やバス等）の利用のしやすさ」、「歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている」は、満足度が低く、重要度が高い。一方で、「公民館や集会所などのコミュニティ施設への行きやすさ」は、満足度が高く、重要度が低い。
- 快適性に関する項目は、満足度が平均値を全て上回っており、重要度は平均値との大きな差は見られない。特に「日当たりや風通しなどの周辺環境」は、満足度が高い。
- にぎわい・活性化に関する項目は、満足度、重要度が全て平均を下回っている。



【総合評価】

- 日出町全体では「満足」、「やや満足」と答えた人が約 66%と、「やや不満足」、「不満足」と答えた人の割合(約 10%)と比較して多い。
- 豊岡・南端地区については不満を感じている人の割合が高く、大神地区については、「満足」、「やや満足」と答えた人の割合が比較的少ない。
- 日出地区については、約 8 割の人が「満足」、「やや満足」と答えており、満足度が高い。

Q.お住まいの地区の住みやすさ



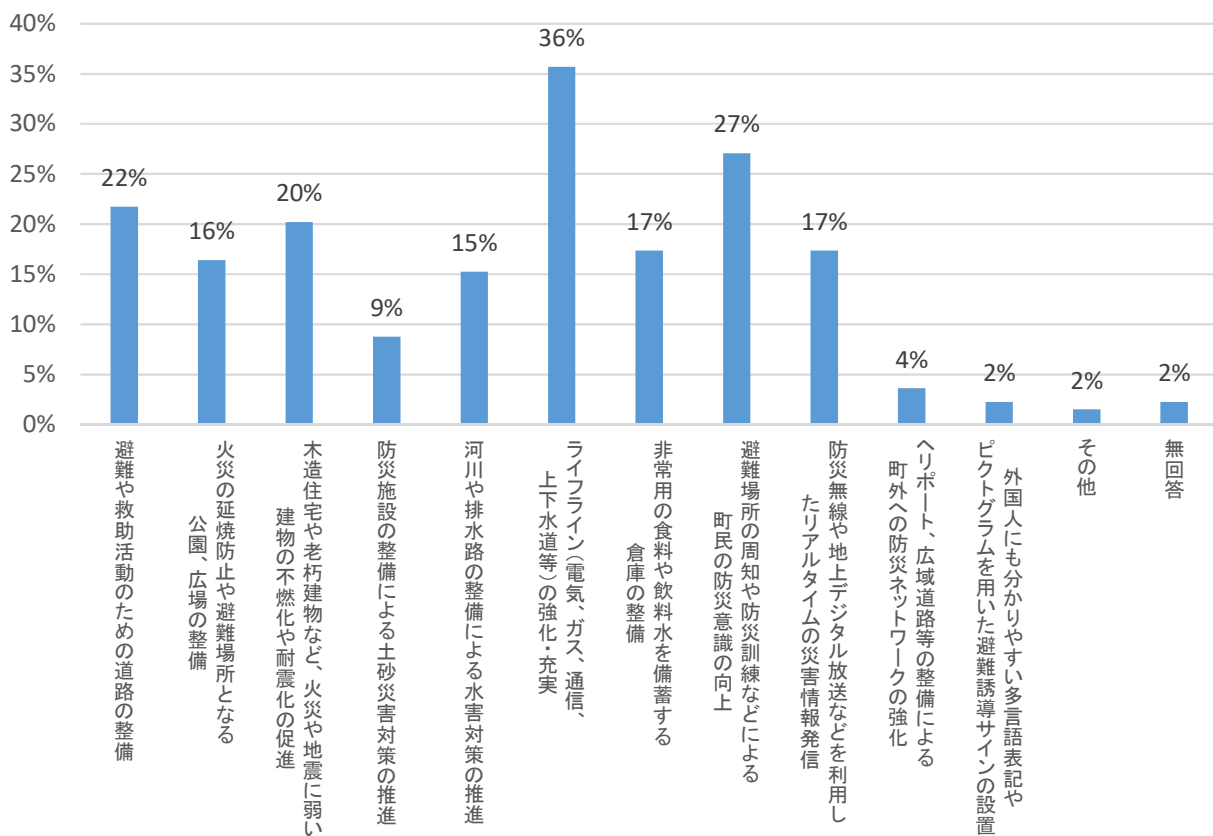
④災害対策や景観・観光について

災害対策や景観保全、観光・レクリエーション開発・振興のために必要と考える取り組み等についての調査

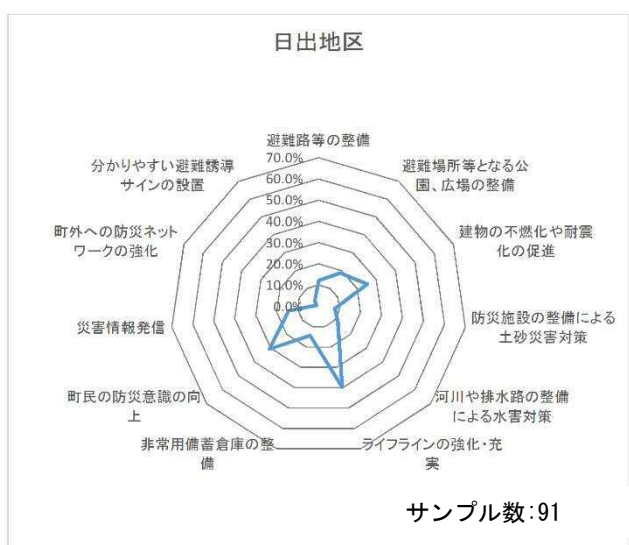
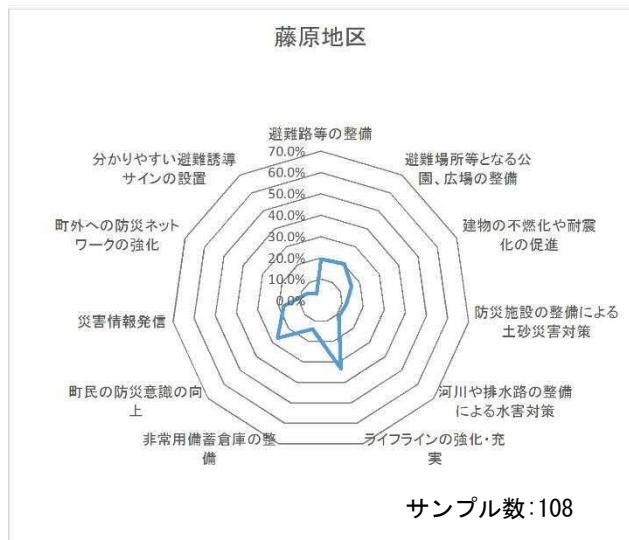
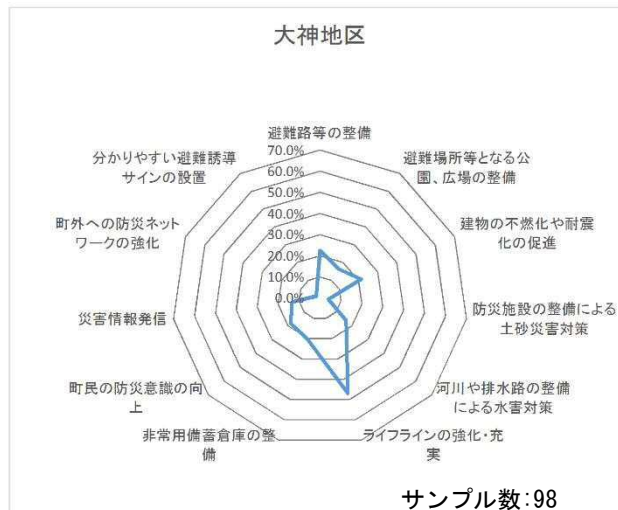
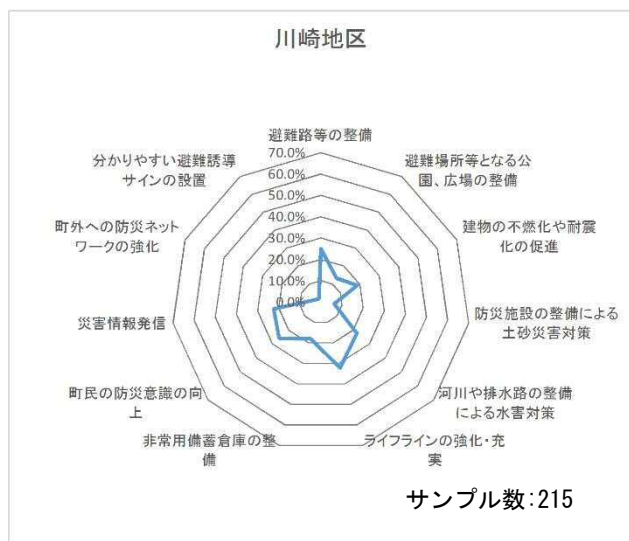
[災害対策と景観・観光(1/4)]

- 災害対策は、「ライフライン(電気、ガス、通信、上下水道等)の強化・充実」を望む声が最も高く36%、次いで「避難場所の周知や防災訓練などによる町民の防災意識の向上」が27%、「避難や救助活動のための道路の整備」が22%と続く。
- 地区別の傾向をみると、大神地区、日出地区で「ライフラインの強化、充実」、南端地区の避難路等の整備、豊岡地区の防災意識の向上等、重要視する項目に特徴が挙げられる。

Q.優先的に取り組む必要があると考える災害対策(2つまで選択)



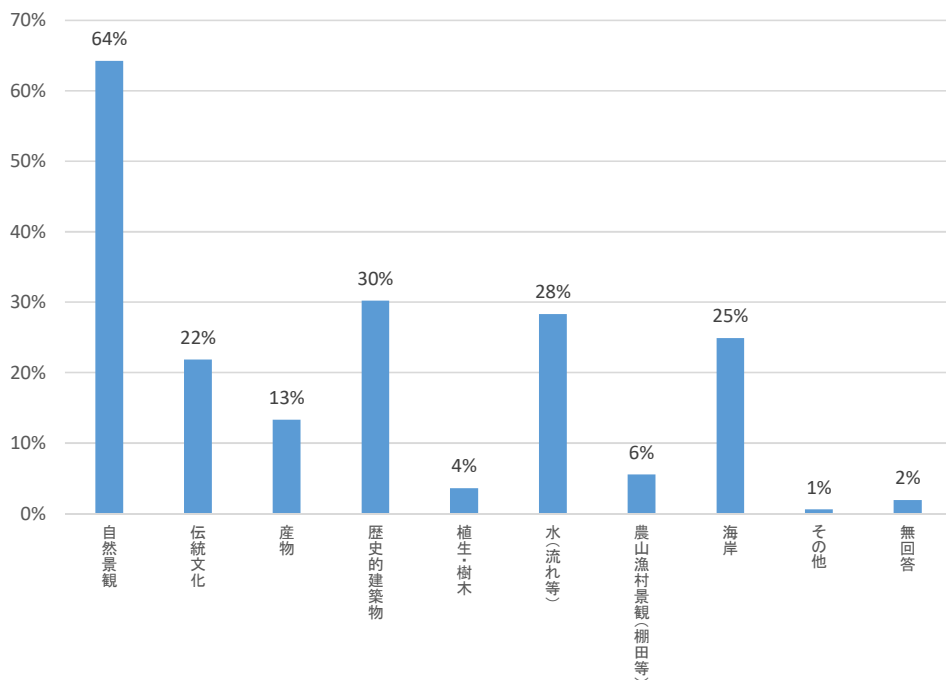
[優先的に取り組む必要があると考える災害対策に関する地区別の比較]



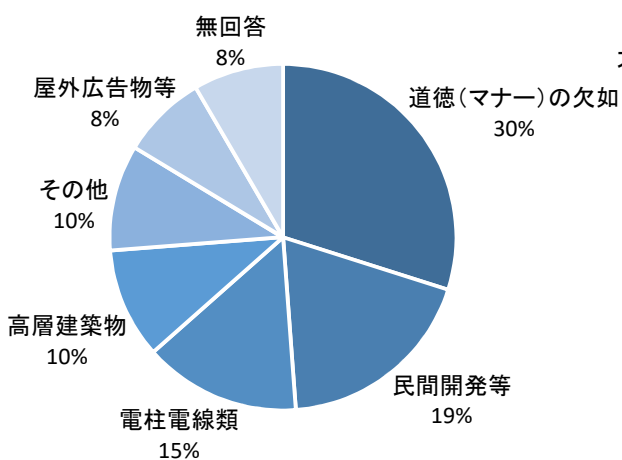
[災害対策と景観・観光(2/4)]

- 日出町に残したい共通財産は、「自然景観」が6割を超えており、次いで「歴史的建造物」、「水(流れ等)」、「海岸」が3割程度で続く。
- 町の景観を阻害するものは、「道徳(マナー)の欠如」が30%で最も多く、次いで「民間開発等」、「電柱電線類」が続く。
- 「日出城址」周辺の景観は、10年前と比較して「良くなってきた」と回答された方が5割を超える。

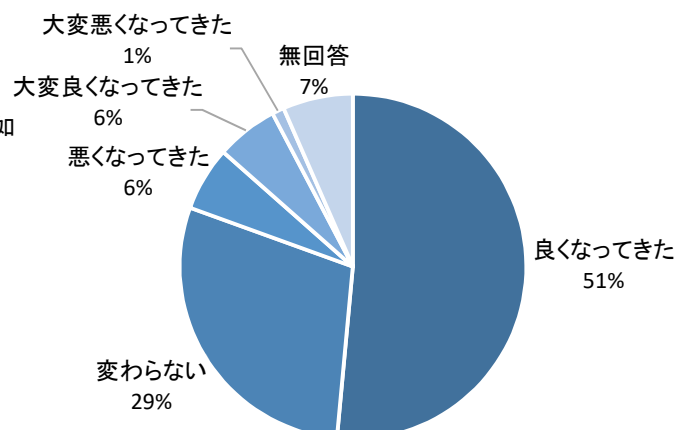
Q.日出町で将来に残したい共通財産(2つまで選択)



Q.町の景観を阻害するもの



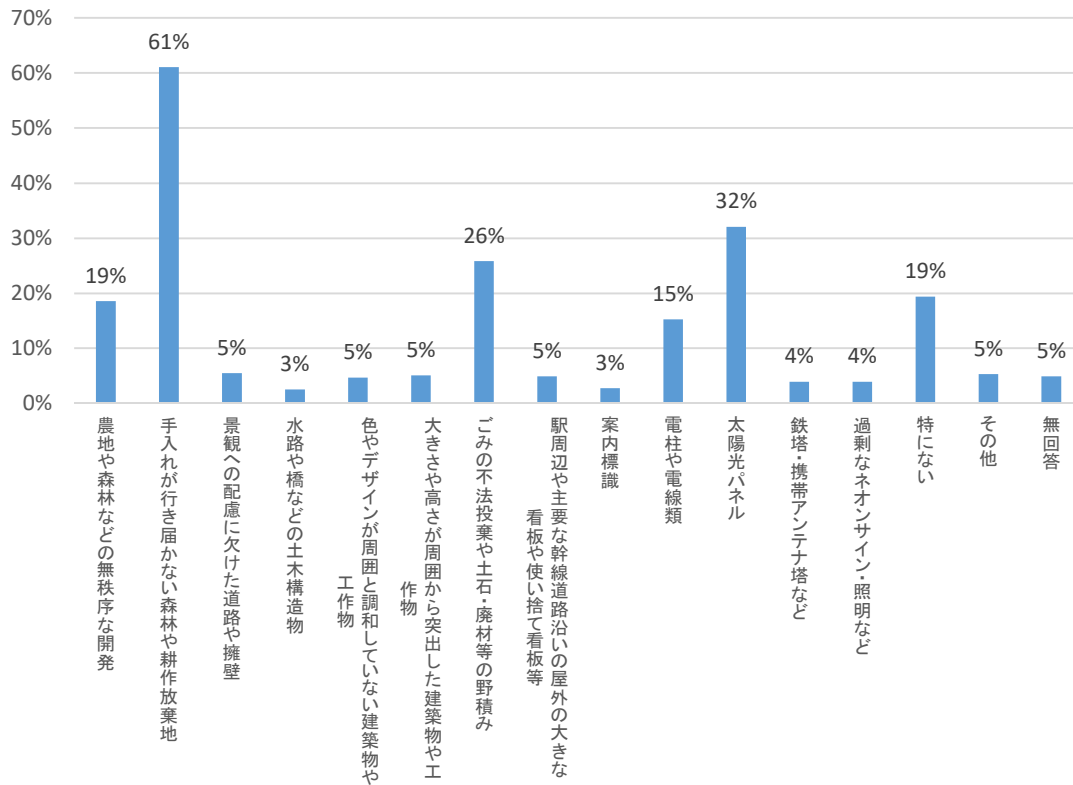
Q.10年前と比べた「日出城址」周辺の景観について



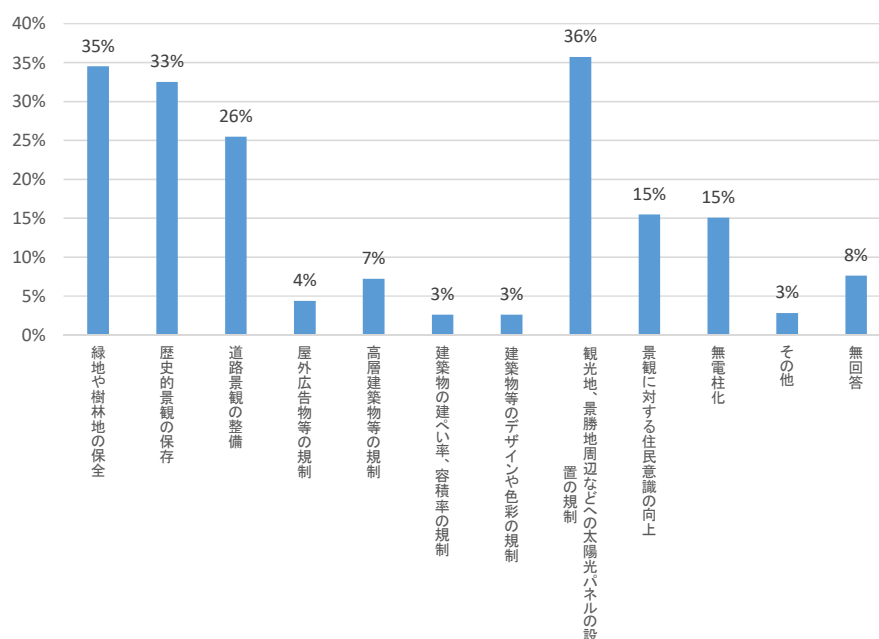
[災害対策と景観・観光(3/4)]

- 景観を阻害しているものは、「手入れが行き届かない森林や耕作放棄地」が61%と突出して高い。次いで「太陽光パネル」、「ごみの不法投棄や土石・廃材等の野積み」が3割程度で多い。
- 景観行政を行う場合力を入れるべきことは、「緑地や樹林地の保全」、「歴史的景観の保存」、「観光地、景勝地周辺などへの太陽光パネルの設置の規制」が3割を超えるなど高い割合を占める。

Q.住んでいる地域で景観を損ねていると感じるもの(3つまで選択)



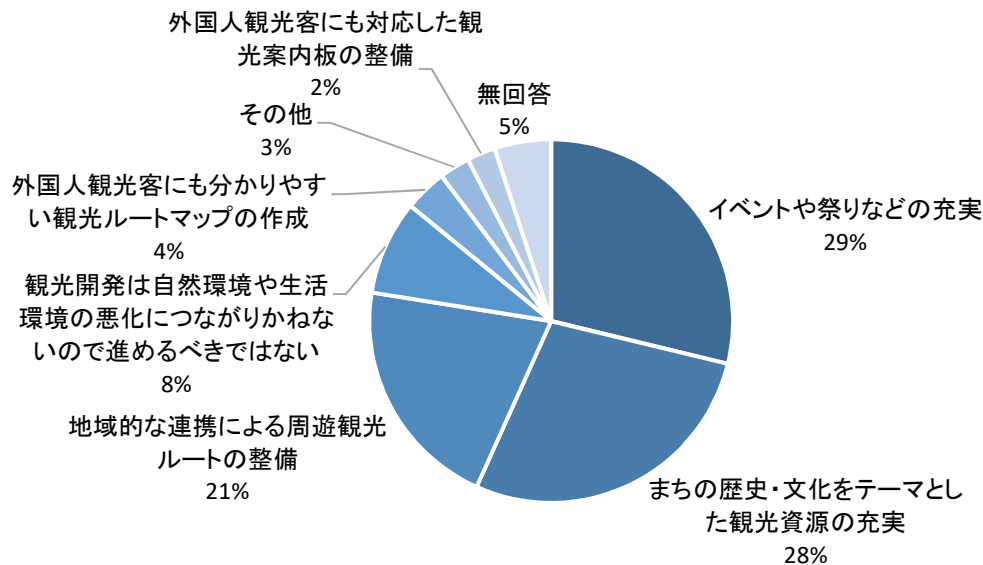
Q.日出町全体の景観行政を行う場合、力を入れるべきこと(2つまで選択)



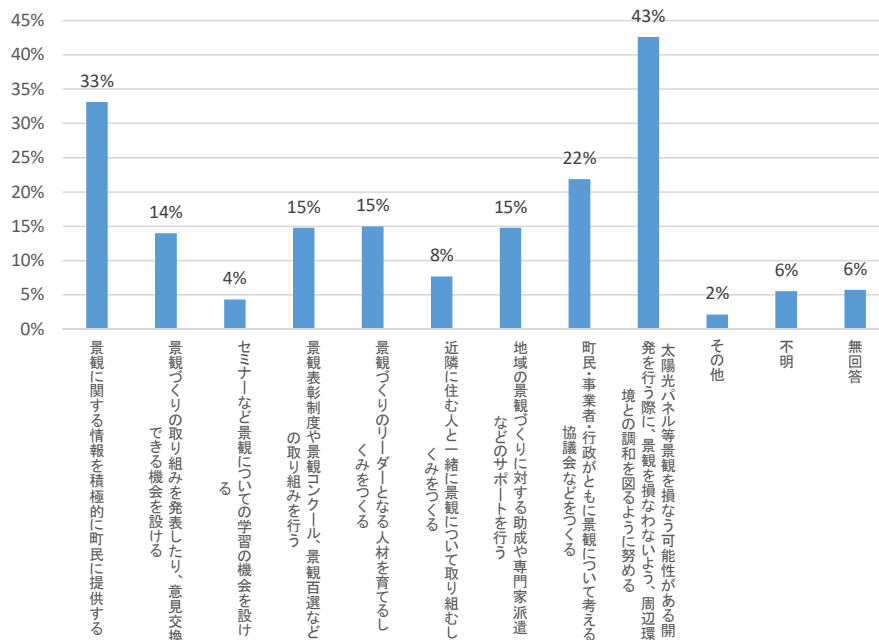
[災害対策と景観・観光(4/4)]

- 「イベントや祭り等の充実」、「まちの歴史・文化をテーマとした観光資源の充実」がそれぞれ3割弱で最も多く、次いで「地域的な連携による周遊観光ルートの整備」が続く。
- 希望する行政支援策としては、「太陽光パネル等景観を損なう可能性がある開発を行う際に、景観を損なわないよう、周辺環境との調和を図るように努める」が最も多く4割を超えており、次いで、「景観に関する情報を積極的に町民に提供する」が3割と高い。

Q. 観光・レクリエーション開発・振興のために、力を入れるべき対策



Q. 町民が景観づくりの活動をしていく上で、希望する行政支援策(2つまで選択)



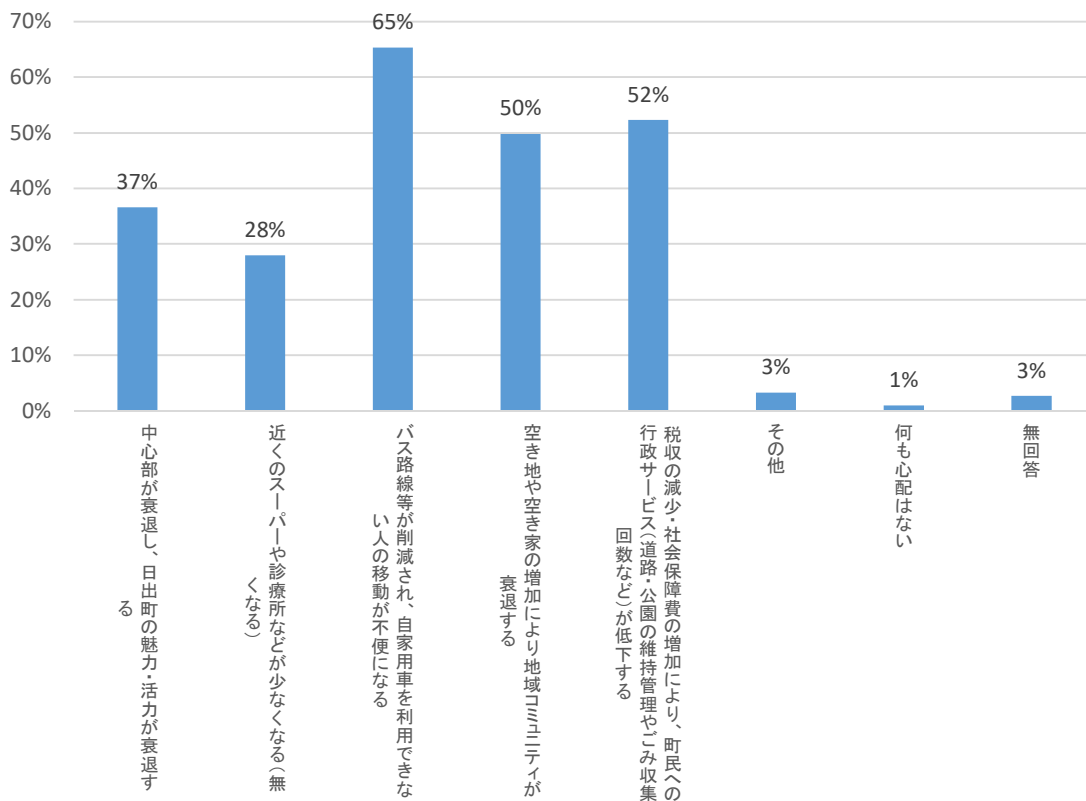
⑤人口減少・超高齢社会に伴う日出町の将来像について

今後、日出町でも進行が予想される人口減少社会や少子高齢化社会に適応したまちづくりを進めるために必要な対策等についての調査

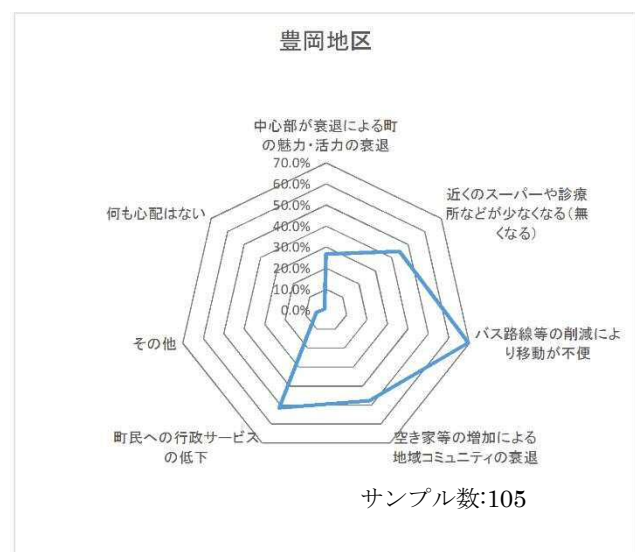
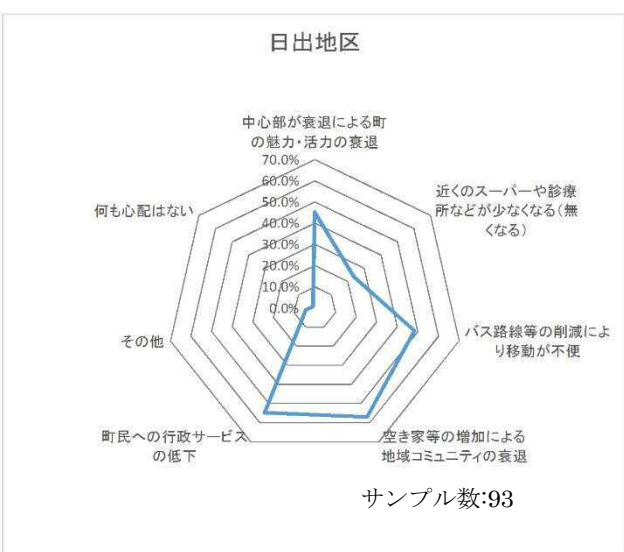
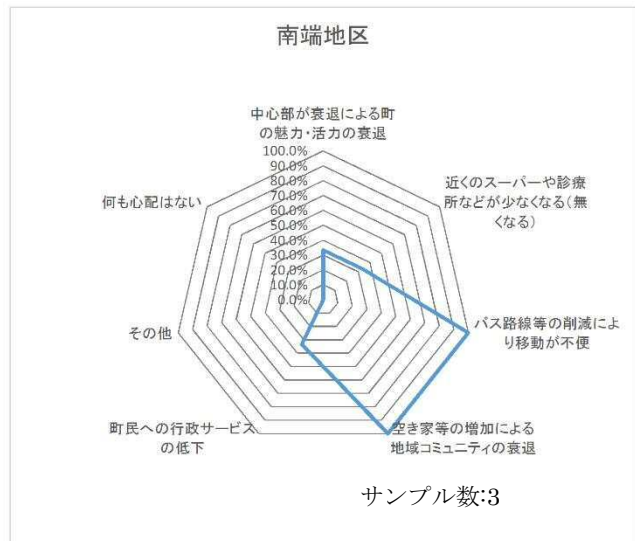
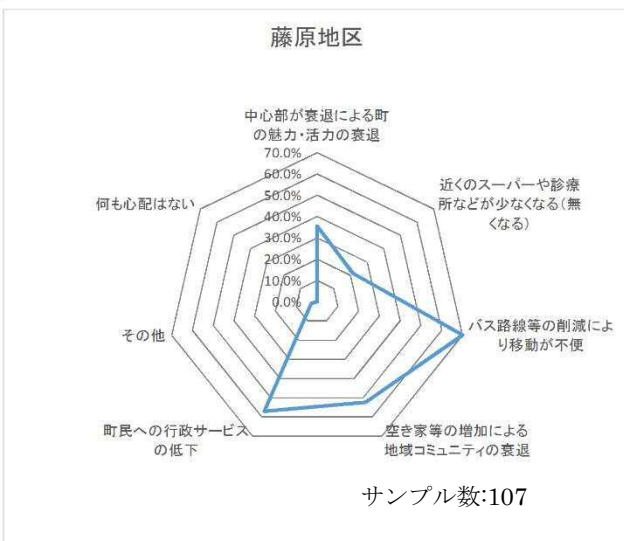
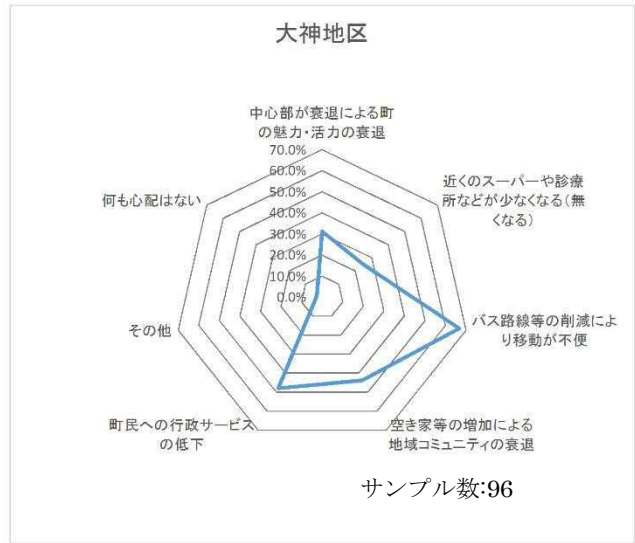
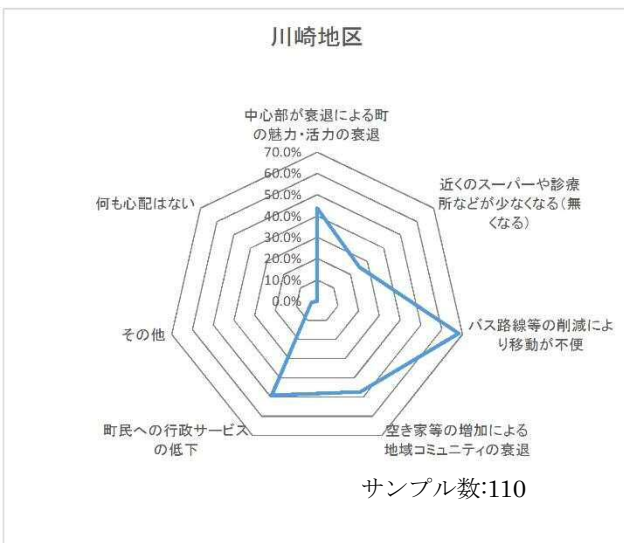
[少子高齢化に伴う将来像(1/2)]

- 「バス路線等が削減され、自家用車を利用できない人の移動が不便になる」が 65%と高く、次いで、「税収の減少・社会保障費の増加により、町民への行政サービス(道路・公園の維持管理やごみ収集回数など)が低下する」、「空き地や空き家の増加により地域コミュニティが衰退する」がそれぞれ 52%、50%と高い。
- 地区別の傾向をみると、全地区とも、町平均の傾向である公共交通へ不安及び空き家・空き地増加に伴う地域コミュニティへの不安を挙げている。また、川崎地区、藤原地区、日出地区においては中心市街地の衰退による影響に不安を持っていることがわかる。

Q. 人口減少や少子高齢化によって、将来心配されること(全て選択)



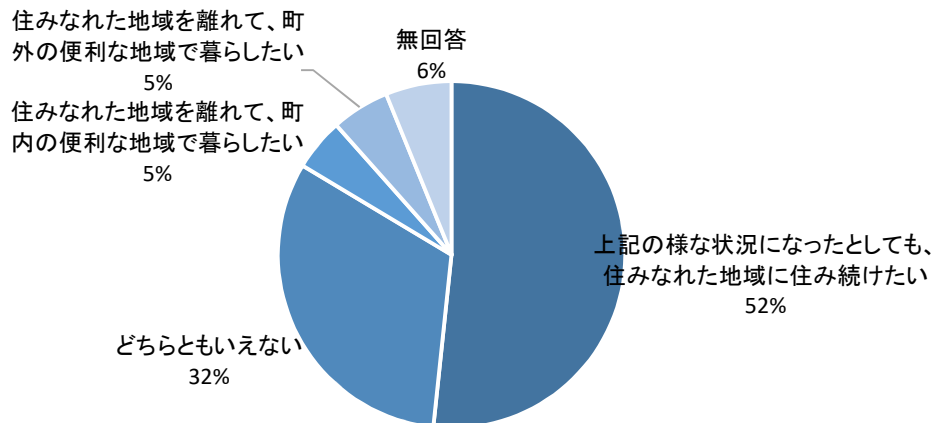
[人口減少や少子高齢化によって、将来心配されることに関する地区別の比較]



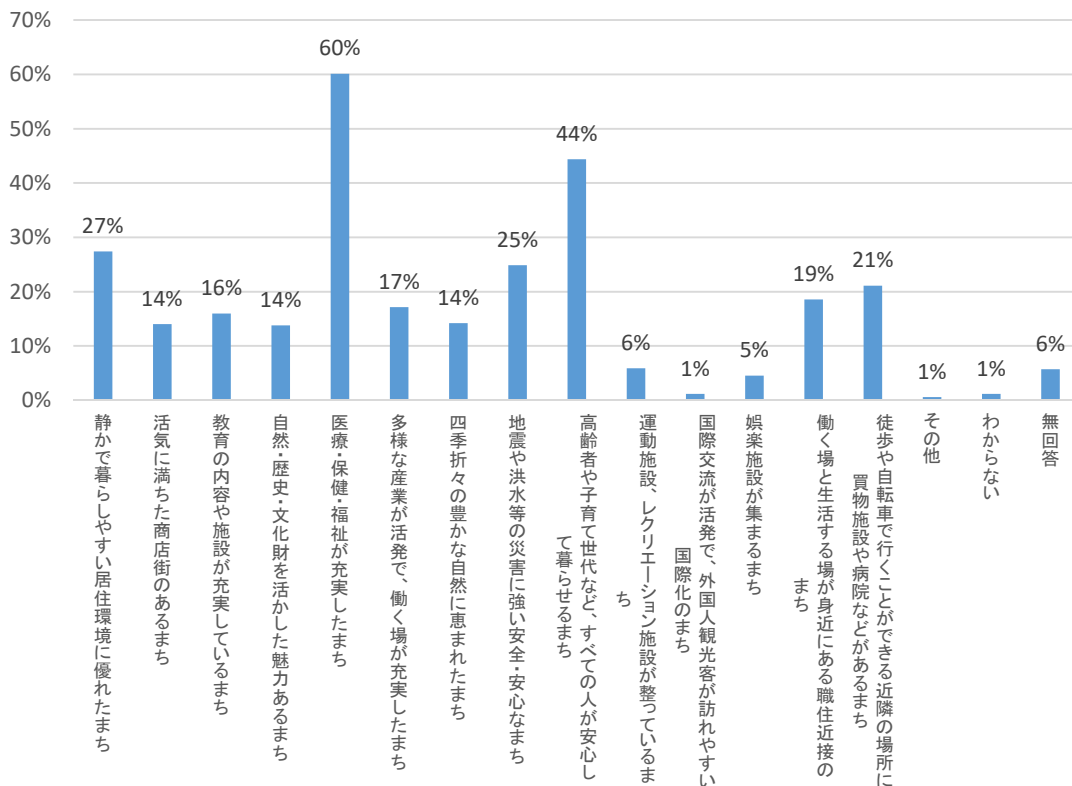
[少子高齢化に伴う将来像(2/2)]

- 「住み慣れた地域に住み続けたい」という回答者が 5 割を超えており、地域にこのまま住み続けたいという回答者が多い。
- 「医療・保健・福祉が充実したまち」を望む声が 60%と最も多く、次いで、「高齢者や子育て世代など、すべての人が安心して暮らせるまち」が 44%、「静かで暮らしやすい居住環境に優れたまち」が 27%、「地震や洪水等の災害に強い安全・安心なまち」が 25%と続く。

Q. 人口減少や少子高齢化が進行し、上記のような状況になった場合の今後の居住の意向



Q. 人口減少や少子高齢化の進行が見込まれるなか、今後重要だと考えるまちづくり(3 つまで選択)



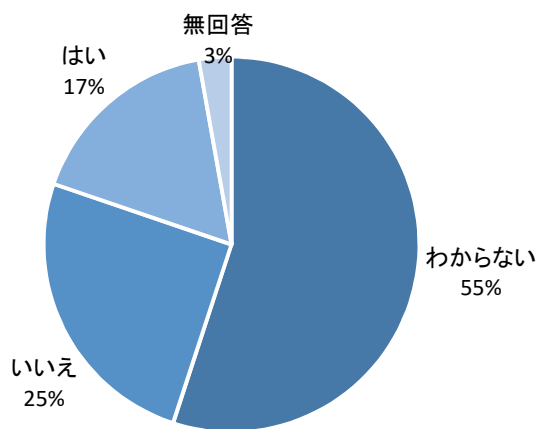
⑥都市計画道路について

現状の都市計画道路の改善点、今後の整備において配慮すべき点等についての調査

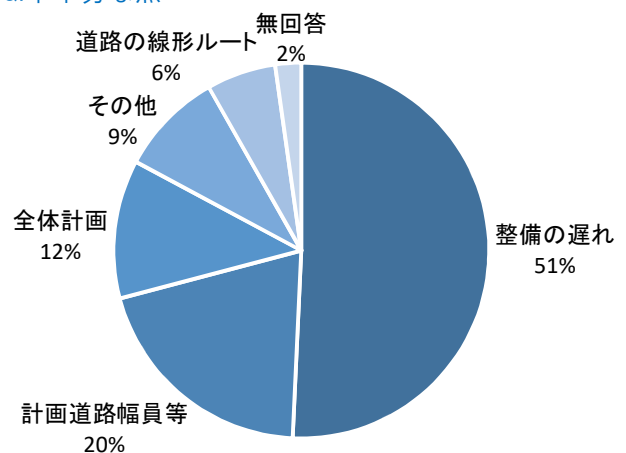
【都市計画道路】

- 「充足していない」という回答者の割合が、「充足している」との回答者より8%高い。
- 不十分な点については、半数の回答者が「整備の遅れ」を指摘している。
- 整備にあたり配慮してほしい点は、「広い歩道の整備」と回答された方の割合が45%と高く、「バリアフリー化」も27%と高いことから、安全に歩ける道路整備を望む声が高いことが分かる。また、「交通渋滞の緩和」も33%と高い。

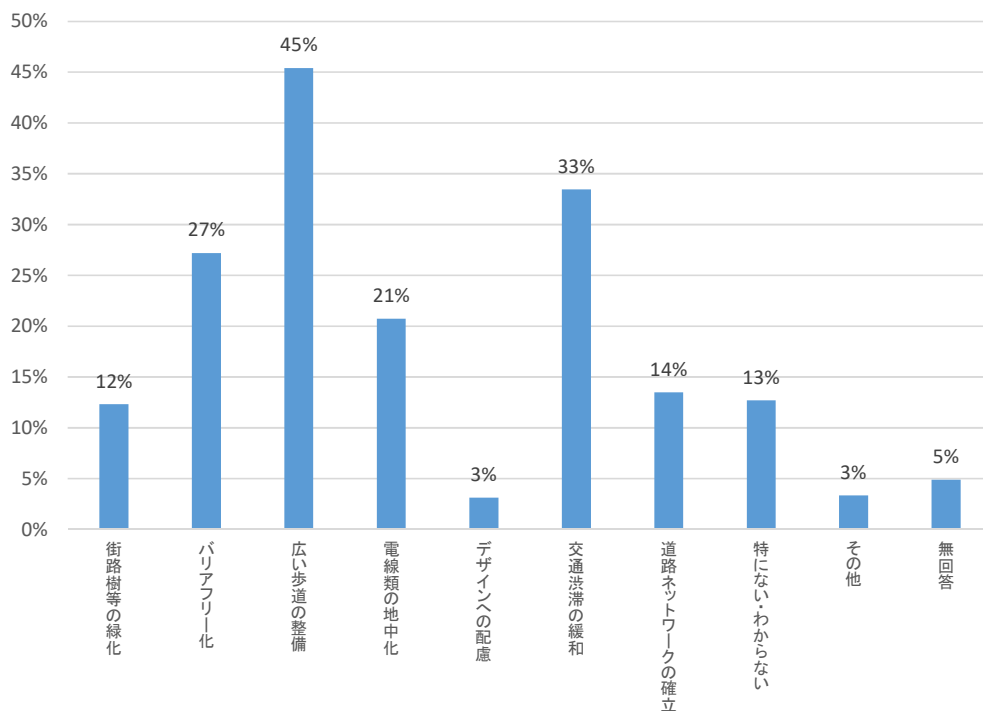
Q.充足度



Q.不十分な点



Q.整備を行うにあたり、配慮してほしい点(2 つまで選択)



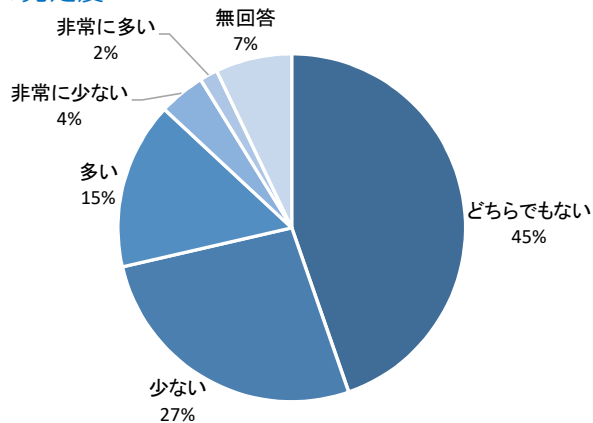
⑦公園・緑地の整備及び保全について

現状の公園・緑地の改善点、今後の整備・保全において力を入れるべき取り組み等についての調査

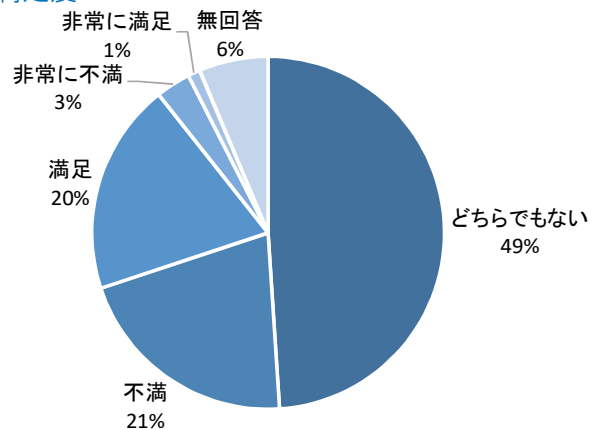
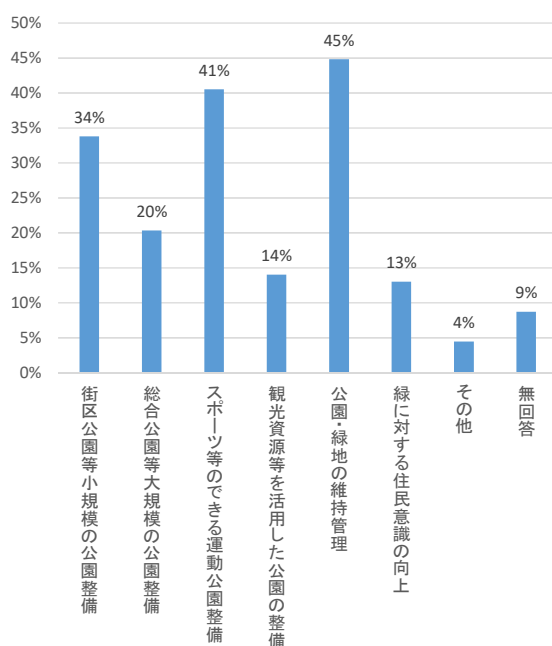
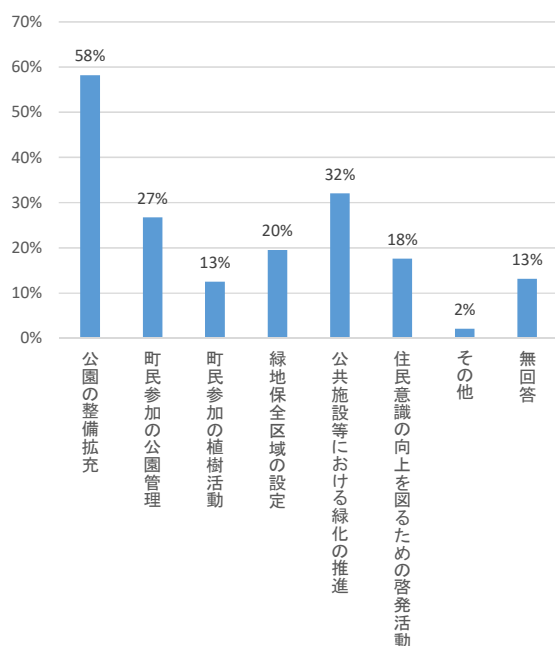
〔公園・緑地〕

- 「少ない」、「非常に少ない」と回答した割合が31%と、「多い」、「非常に多い」と回答した割合の17%より14%高く、公園や緑地が不足していると感じている割合が高い。
- 満足度については、「非常に満足」、「満足」と回答した割合が、「非常に不満」、「不満」と回答した割合と概ね同じ割合。
- 整備において力を入れるべき点は、「公園・緑地の維持管理」が45%で最も多く、次いで、「スポーツ等のできる運動公園整備」、「街区公園等小規模の公園整備」が続く。
- 整備及び保全の推進を図る上で力を入れるべき点は「公園の整備充実」と回答した割合が58%と高い。次いで、「公共施設などにおける緑化の推進」、「町民参加の公園管理」と続く。

Q.充足度



Q.満足度

Q.整備において力を入れるべき点
(2つまで選択)Q.整備及び保全の推進を図る上で力を入れるべき点
(2つまで選択)

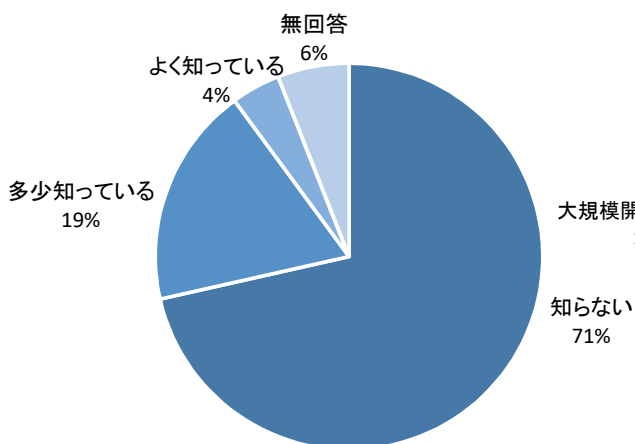
⑧土地利用について

現状の日出町の土地利用に関する問題点、今後の日出町における有効な土地利用等についての調査

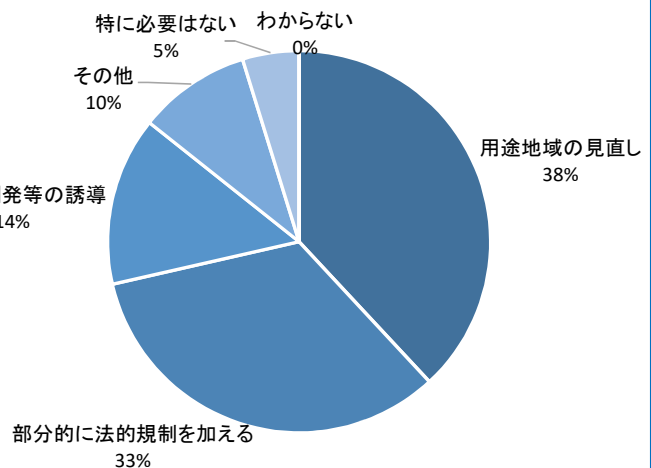
[土地利用(1/3)]

- 用途地域について、「よく知っている」、「多少知っている」が23%程度であり、「知らない」と回答した割合が71%と認知度は低い。
- 用途地域外の土地利用については、「用途地域の見直し」が38%、「部分的に法的規制を加える」が33%と多い。
- 農地と住宅地の混在化については、「宅地化の振興に対応して、用途地域の範囲を拡大すべきだ」が23%で最も多い。・「分からない」、「当面成り行きに任せておけばよい」もそれぞれ35%、19%と高い。

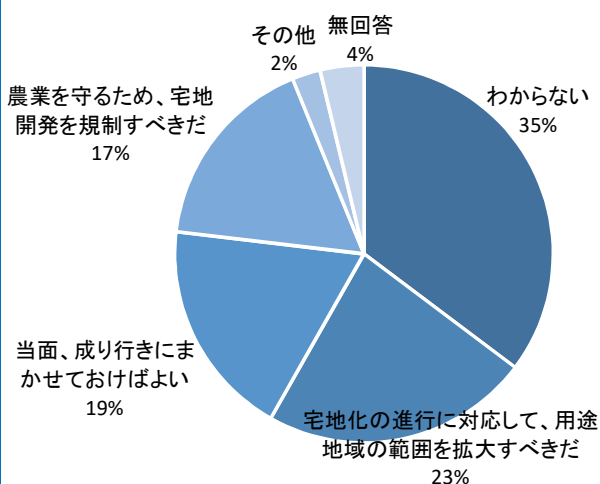
Q.「用途地域」の認知度



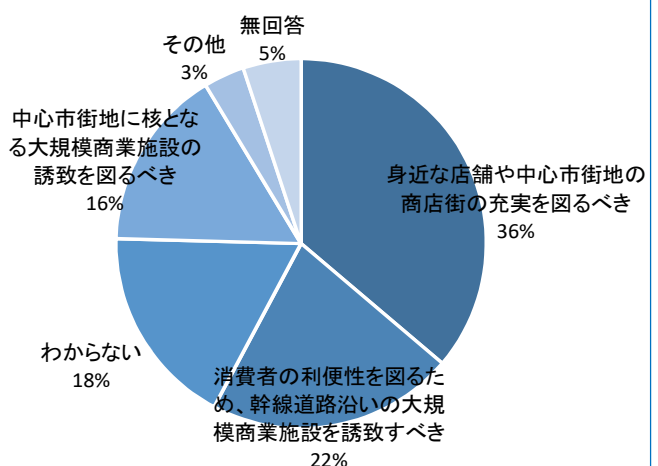
Q. 用途地域外(無指定地域)の土地利用について、力を入れるべき点



Q. 宅地開発が活発で農地と住宅地の混在化が進行している点について



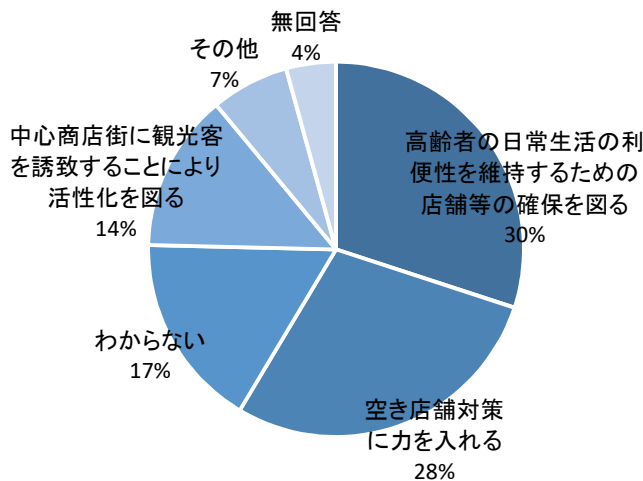
Q.集積された商業施設の必要性について



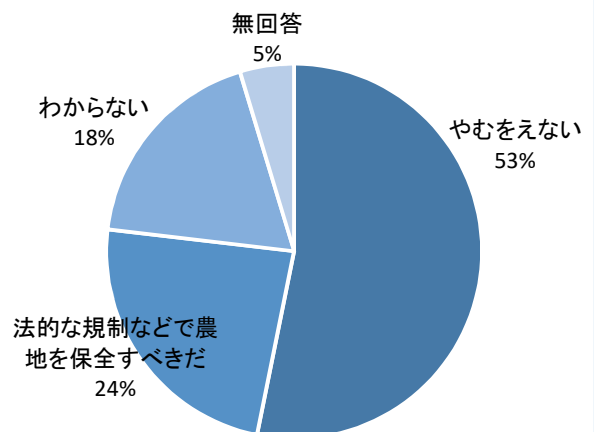
[土地利用(2/3)]

- 日出町の中心商店街の衰退に対して、「高齢者の日常生活の利便性を維持するための店舗等の確保を図る」が30%、「空き店舗対策に力を入れる」が28%と高い。
- 農地の減少について、「やむをえない」が53%で最も多い中で、「法的な規制などで農地を保全すべきだ」が24%存在。
- 耕作放棄地は、「耕作した人に貸すべきだ」が49%と高く、次いで「放棄農地の有効利用を考えるべきだ」が37%と高い。
- 山林の法的な規制は、「必要だ」が64%と最も多い。

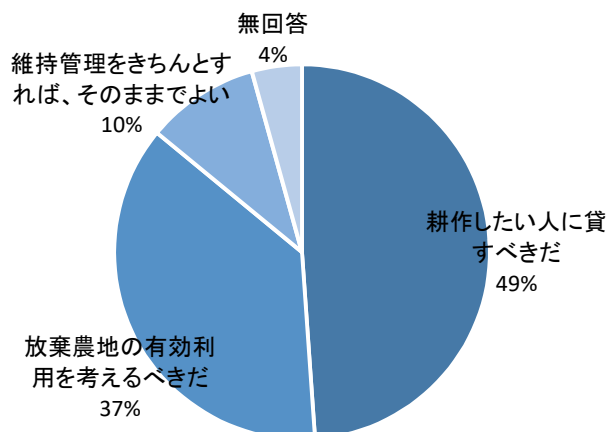
Q.日出町の中心商店街の衰退の対策



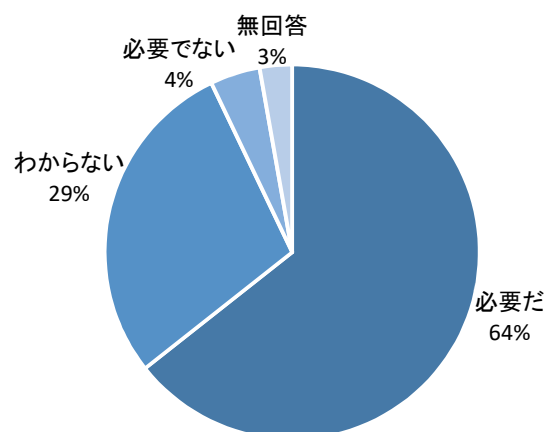
Q.農地の減少が進行している点について



Q.耕作放棄地の農地利用について



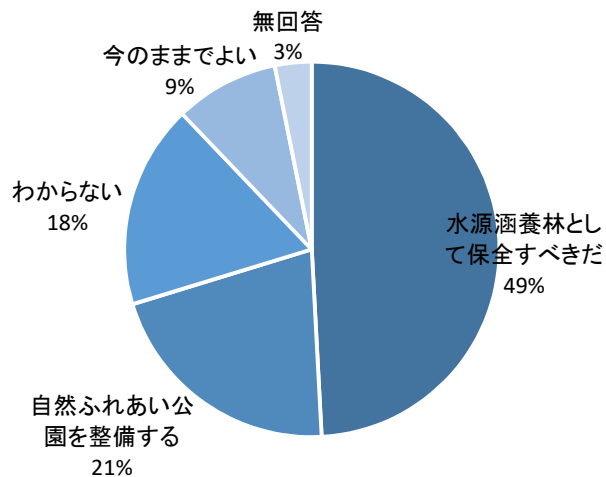
Q. 自然を守るための、山林の法的な規制について



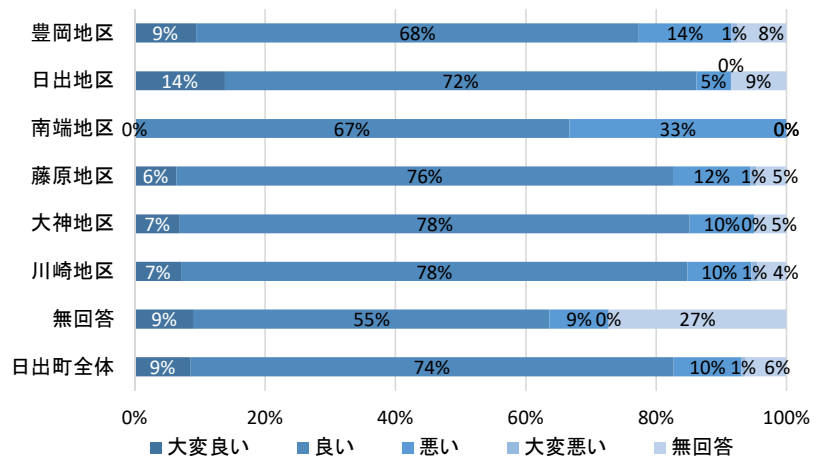
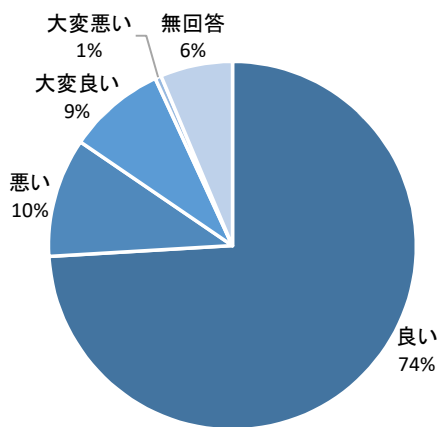
[土地利用(3/3)]

- 山林の利用方法は、「水源涵養林として保全すべきだ」が49%と約半数を占める。
- 住環境については、「大変良い」、「良い」が83%となっており、住環境がよいと回答する割合が非常に多い。地区別にみても、「大変良い」、「良い」が7割前後を占めている。豊岡・南端地区は「悪い」、「大変悪い」の割合がやや高い。

Q.山林の利用方法について



Q.お住まいの住環境について



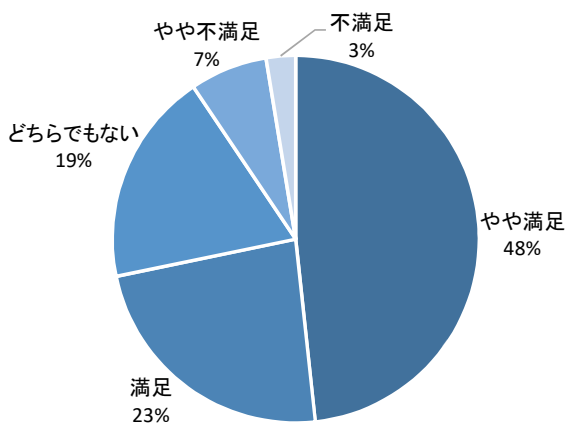
⑨市街地開発事業について

市街地開発事業の必要性や必要だと思われる場所、またその用途等についての調査

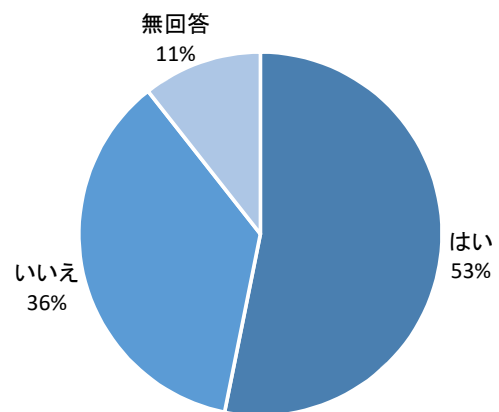
〔市街地開発事業〕

- JR 陽谷駅やその周辺の整備状況については、「満足」、「やや満足」と回答した割合が 67%と多く、満足している割合が多い。
- 今後の市街地開発事業について、「必要性がある」が 53%で、「いいえ」よりも 17%多い。
- 市街地開発事業が必要だと考える場所は、「日出駅周辺」が 28%と最も高く、次いで、「日出インターチェンジ周辺」が 19%と高い。
- 市街地開発事業において望ましい用途は、「スーパーなどの商業系地域」が 33%と多く、次いで「駐車場等交通施設用地」が 12%、「公園・緑地等」が 11%と高い。

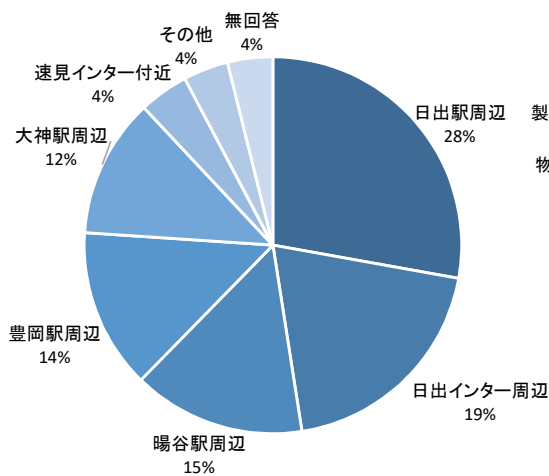
Q. JR 陽谷駅やその周辺の整備状況について



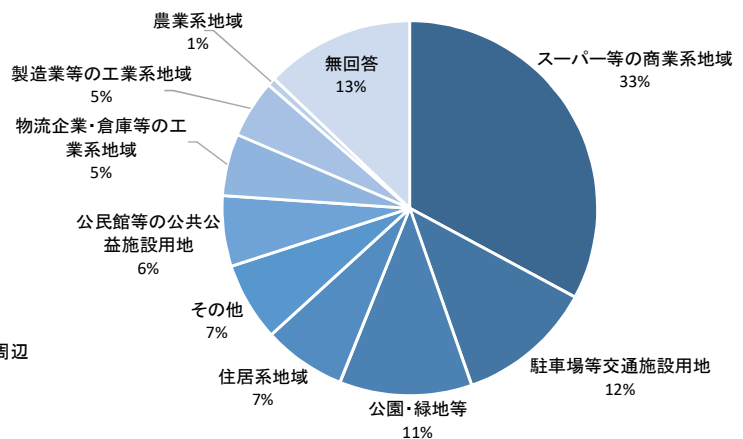
Q. 今後、市街地開発事業(土地区画整理事業等)を行う必要性があるか



Q. 市街地開発事業(土地区画整理事業等)が必要だと考える場所



Q. 市街地開発事業(土地区画整理事業等)において、望ましいと考える用途



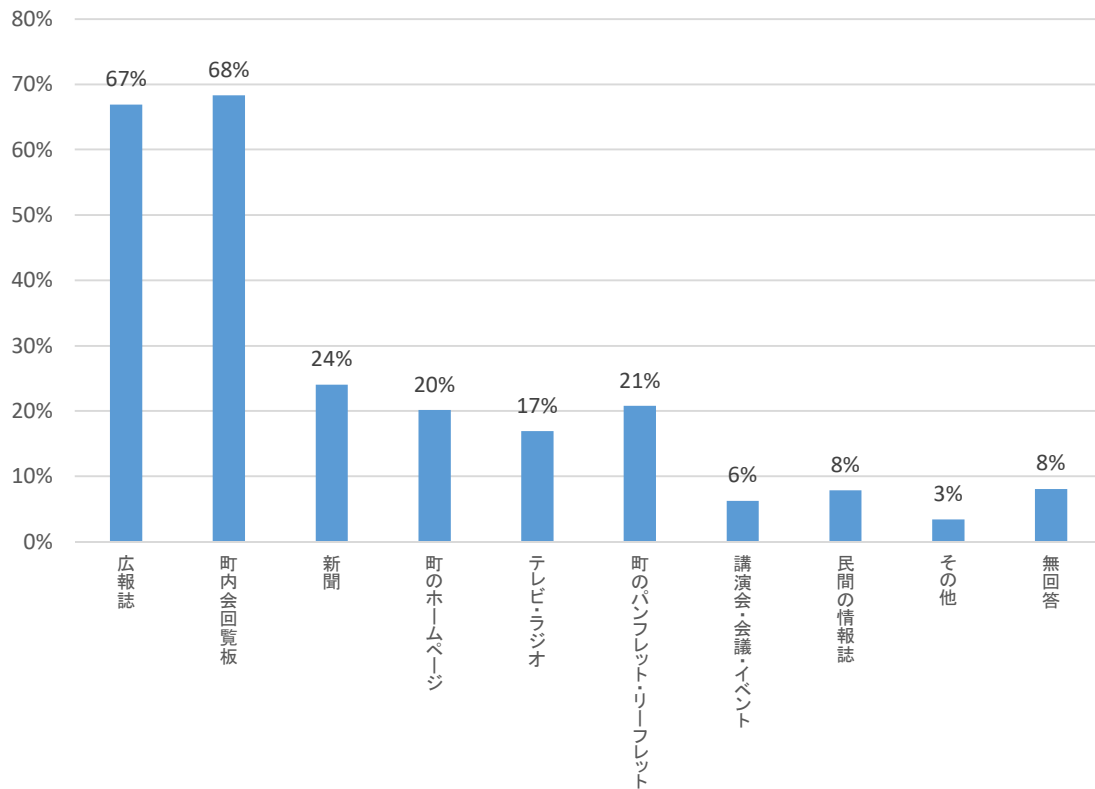
⑩ 日出町の情報把握手段について

日出町の情報をどのような手段で把握しているのかについての調査

〔日出町の情報把握手段〕

- 「広報誌」、「町内会回覧板」の回答がそれぞれ 67%、68%と突出して高い。

Q. 日出町の情報把握手段



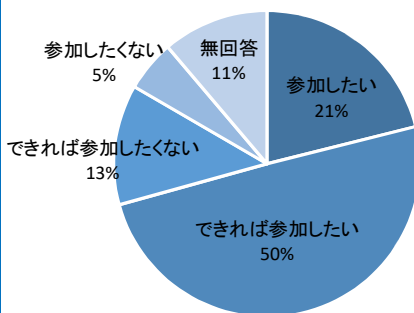
⑪まちづくりへの参加意向について

まちづくりにおける様々な活動に対する参加意向の調査

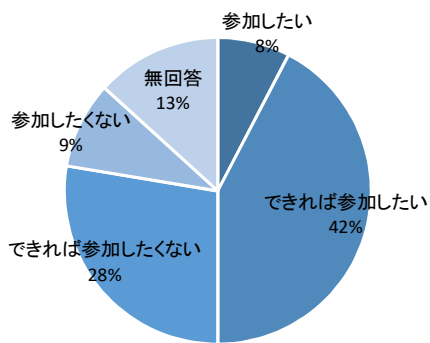
[まちづくりの参加意思]

- 「参加したい」と回答した割合が、「災害時、近所での助け合い活動(初期消火・避難誘導・救助活動)」で50%と最も高く、「地元の観光振興に関する活動(観光ボランティアガイド等)」が23%と最も低い。

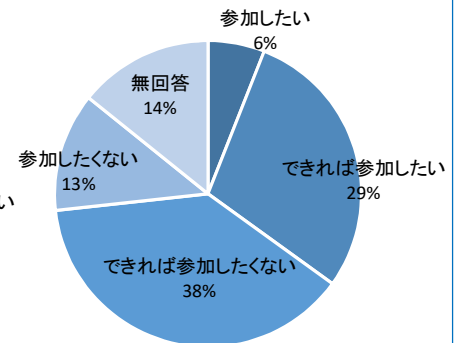
Q.災害時、近所での助け合い活動



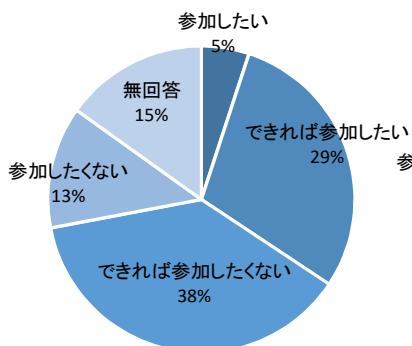
Q.バリアフリーなど歩きやすい道づく



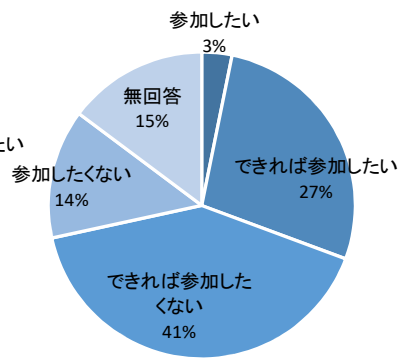
Q.公園づくりに関する活動



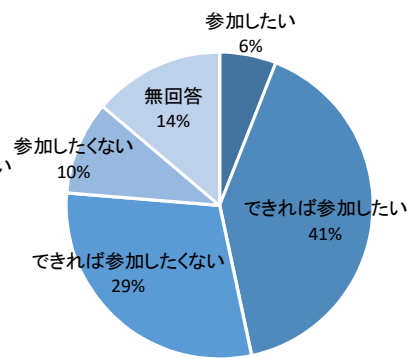
Q.まちや地域の活性化に関する活動



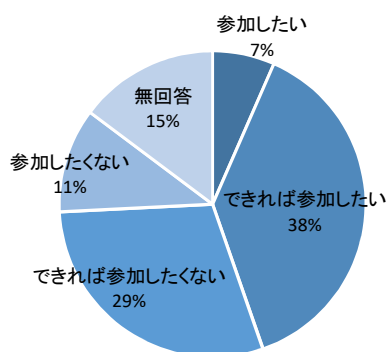
Q.美しい街なみづくりに関する活動



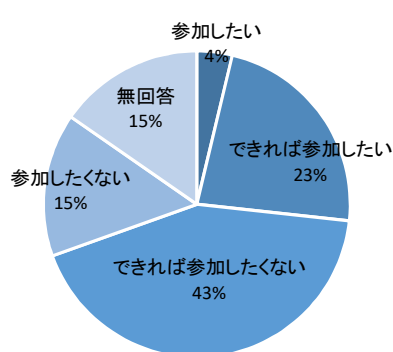
Q.まちの緑化に関する活動



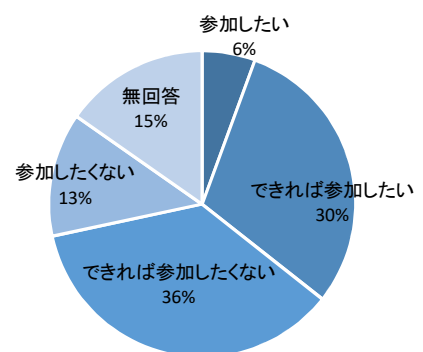
Q.自然環境の保全に関する活動



Q.地元の観光振興に関する活動



Q.景観の保全に関する活動



1.4. 住民意向の把握

日出町都市計画マスタープランの見直しを受け、都市計画の課題やアイデアを地域の目線での提案を広く求め、地域の意見を反映した計画づくりを行うことを目的に、地域の様々な人々が日出町の将来のまちづくりについて意見を出し合う場として、日出町都市計画マスタープラン策定に向けたまちづくり懇談会(以下、全体ワークショップという)を開催しました。なお、地域住民を対象にした公募による住民懇談会のほかに高校生を対象とした「日出町まちづくりワークショップ(以下、高校生ワークショップという)」を実施しました。

1.4.1 住民懇談会（全体ワークショップ）

1) 全体ワークショップの概要

全体ワークショップでは、小学校区ごとに分かれ、町や地区の魅力、将来像、施策等について議論しました。なお、参加者は、60歳以上の男性の割合が高く、30歳代や女性の割合は低い傾向にありました。

全体ワークショップの概要は以下のとおりです。

表 1.4.1 全体ワークショップの概要

対象者の選定	18歳以上の日出町在住者			
募集方法	公募(町ホームページ及び広報誌)			
申込方法	日出町都市建設課へ電話、FAX、メール、持参にて提出			
開催場所	日出町保健福祉センター多目的ホール ※第3回は研修室			
日程及び内容	回 数	開催日	議論内容	参加人数
	第1回	平成29年10月29日(日) 13:30～15:30	地域におけるまちづくりの課題 を出し合おう！	39名
	第2回	平成30年 5 月27日(日) 13:30～15:30	地域の将来を話し合おう！ ～地域の将来像～	26名
	第3回	平成30年8月5日(日) 10:00～12:00	将来像を実現するための方策 (案)を考えよう！	22名
	第4回	令和元年 10 月 27 日(日) 13:30～15:30	将来のまちづくり計画を知る	18 名



写真 全体ワークショップの様子

2)全体ワークショップの結果

日出町のまちづくりの方向性について議論した結果は、以下のとおりです。

表 1.4.2 全体ワークショップで整理した日出町の将来像

町の将来像(キーワード)		
● 住みやすい	● 情報発信	● 大学誘致
● 安心・安全なまち	● 観光資源の充実	● 企業誘致
● 避難施設の整備	● 歴史と文化のまち	● 第一次産業の活性化(ブランド品の生産)
● 防犯灯の設置率向上	● 文教のまち	● 自然との共生
● 子供の通学の安全性向上	● 世代間交流	● 開発規制
● 交通の利便性	● 地域間交流	● 環境美化
● 買い物の利便性	● 健康寿命の促進	● 耕作放棄地対策
● 公園の整備	● 医療の充実	● 清潔なまち
● イベント施設の整備	● 教育の充実	

表 1.4.3 全体ワークショップで議論した地域の魅力及び将来像

議論内容	議論結果の傾向
地区の魅力	● 「水が美味しいこと」及び「景色が良いこと」は地区の魅力として挙げられ、相対的に、日出町は、「住みやすい」ところが魅力であると考えている。 ● 「優れた歴史・文化」についても、魅力として挙げている地区も多く見受けられる。
問題点と課題	● 「少子高齢化による障害」を問題点として挙げられ、「耕作放棄地の増加」や「景観の悪化」、「地域力の低下」などへの対応を課題としている。 ● 道路や排水、公園、交通など「インフラの老朽化や不足などへの対応」、「防犯」への課題も挙げられた。
地域の将来像づくりのためのキーワード	● 「地域コミュニティの活性化」や「若者の増加」が多く挙げられ、必要な取り組みとして「犯罪・災害対策」や「交通利便性の向上」等様々なキーワードが挙げられた。 ● 日出町の「豊かな自然を活かした(自然と調和した)まちづくり」など、地域の魅力を活かすことも重要視している。
地域の将来像	● 各地区から出された目標または理念には、「自然」、「緑」そして、「住みやすさ」というキーワードが入っており、日出町の魅力である自然の活用と住みやすさを重視したまちづくりを望んでいる。
施策・取り組み	● 優先して実施すべき施策・取り組みとして「道路整備」を挙げており、市街化を促す道路整備や、道路拡幅や無電柱化などによる安全な道路整備が必要と考えている。 ● その他に共通して挙げられた項目として、「防災」、「自然・景観・環境保全」が挙げられた。

1.4.2 高校生ワークショップ

1) 高校生ワークショップの概要

高校生ワークショップは、全体ワークショップ実施の際、参加者より「若い人の考えを聞くべきである」という意見を踏まえ、全体ワークショップとは別に実施しました。

本ワークショップでは、全体ワークショップと同様に、日出町都市計画マスタープランの見直しにあたり、町の魅力や不足しているところ、日出町の将来像などについて、将来において町の中心的な役割を担う高校生の感覚で議論を行いました。

高校生ワークショップの概要は以下のとおりです。

表 1.4.4 高校生ワークショップの概要

対象者の選定	大分県立日出総合高等学校		
募集方法	大分県立日出総合高等学校選定による		
参加人数	第1回：12名 第2回：13名		
開催場所	大分県立日出総合高等学校		
日程及び内容	回数	開催日	内 容
	第1回	平成30年7月20日(金) 13:00～14:40	日出町はどんなところ？ ・ 「地域の魅力」では、よく行くところ、行ってみたいところ、好きな場所、町の良いところ、将来も残って欲しいものなどについて議論 ・ 「地域の問題点・課題」では、町の足りないところ、不便なところなどについて議論
	第2回	平成30年8月6日(月) 13:00～14:40	日出町の未来を考えてみよう！ ・ 「町の将来像」では、将来、どんなまちになったらいいかを議論 ・ 「地域拠点の将来像」では、町の中心(拠点)を確認した後、その場所が、町にとってどのような役割を担うべきか、また、どのようになっていけばよいか議論

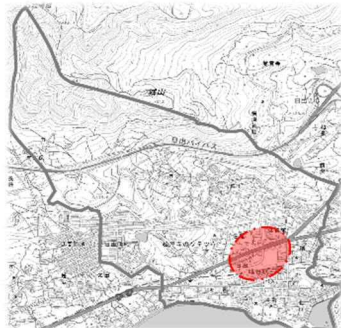
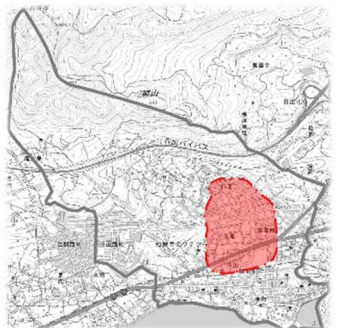


写真 高校生ワークショップの様子

2) 高校生ワークショップの結果

高校生ワークショップで議論された結果は、以下のとおりです。

表 1.4.5 高校生ワークショップで議論した地域の魅力や将来像

議論内容	議論の結果	
日出町の魅力	● ハーモニーランド ● 城下 ● 糸ヶ浜、日出漁港 ● 景色がいい	● 水がおいしい ● 自然(山や海) ● 地域性がいい
日出町の問題点・課題	● 遊ぶところが少ない ● 飲食店が少ない ● 大型商業施設がない ● 暁谷駅周辺のように町全体をきれいに整備してほしい ● 街灯が少ない	● 電車の本数が少ない ● 交通網が不便 ● 道の整備(雑草や路面の悪さ) ● 施設が駅周辺に集約されている ● 遊泳できる海が少ない
将来像	(グループ 1) 『自然・景色を活かし、笑顔でにぎわいのある、住みやすい町 日出』 (グループ 2) 『自然豊かな安全・安心な町』 ・住みやすく、親切の多いにぎわいのあるまち ・歴史ある古風なまち ・山がきれいなまち	
拠点地域に欲しい施設	● 駅ビル(飲食店、カフェ、洋服屋、ゲームセンター(プリクラ)) ● ネットカフェ ● 動物と触れ合える場所 ● ハーモニーランドの関連店 ● 海水浴場	● 飲食店 ● カフェ ● 雑貨屋、本屋 ● 文房具店 ● 洋服屋 ● ゲームセンター ● 映画館
 (グループ 1) 高校生が考える拠点地域  (グループ 2) 高校生が考える拠点地域		

1.5. まちづくりの課題

日出町におけるまちづくりの課題は、「地域特性・現況の整理」のほか、住民意向について調査した「アンケート調査」及び「住民懇談会」等から得られたまちづくりの問題点を整理したうえで、上位・関連計画で掲げられているまちづくりの方向性や、まちづくりの施策を踏まえ、まちづくりの課題として整理しました。

1.5.1. 日出町の現状と問題点

前項で整理した地域特性や住民意向などを踏まえて、「人口・世帯」、「産業」、「土地利用・建築・公園・緑地」、「道路・交通施設」、「都市(供給・処理)施設」、「防災・安全・安心」、「景観・観光」の7項目に整理しました。

[人口・世帯]

- 人口減少社会や少子高齢化社会の到来
 - 少子高齢化に起因した行政サービスの低下
 - 町内会活動等への不参加による継続的な地域コミュニティ維持への懸念
- 人口は、大分県内でも高い人口増加率である一方、平成22年から平成27年の5年間では人口が減少している。
 - 高齢化が顕著に進行しており、南畑地区では半数の住民が高齢者となっている。
 - 高齢者の単身世帯数の推移をみると、平成22年から平成27年の5年間で大幅に増加している。
 - 人口減少や少子高齢化により「税収の減少・社会保障費の増加による、町民への行政サービス(道路・公園の維持管理やごみ収集回数など)の低下」や「空き地や空き家の増加により地域コミュニティが衰退する」と危機感を持つ住民が多い。
 - 町内会の加入者率が落ち、交流機会の減少が懸念される。

[産業]

- 産業構造の変化に伴う都市構造への対応
 - 雇用の場が不足していることによる雇用機会の停滞
 - 商業地や商店街の賑わいが不足するなど、まちの活力停滞
- 工場撤退などが起因となり製造業の従業員数・出荷額が減少し、それに伴い、町内産業構造が変化してきた。
 - 若者の働く場所が少ないなど、日出町における雇用機会が不足している。
 - 本町の商業従業者数・販売額ともに直近の10年で減少傾向にあるものの、陽谷駅周辺への商業施設の新規出店もあり、大分県平均と比較すると、比較的減少率が低い。
 - 最寄品の買物先は、本町内での購入が多い一方、買回り品は他市への依存度が高い。
 - 「商業地や商店街の賑わい」はまちづくりにとって重要と考えているものの、「商業地や商店街の賑わい」が不足していると考えている住民が多くみられる。

[土地利用・建築・公園・緑地]

- 一定の生活水準の維持に必要な生活利便施設等の偏向的な地域間での立地状態
 - 生活環境や生産環境に影響を及ぼす土地利用の混在
 - 健全な市街地形成を阻害する市街地のスプロール化
 - 公園等の都市施設整備の地域格差と老朽化
- 中心市街地や国道沿線に都市機能が集積しているが、周辺の集落等には生活利便施設等の立地密度は低い。
 - 住宅系土地利用の割合が多く、工業系土地利用を中心に産業系土地利用の割合が小さい。
 - 工業系土地利用の集積が図られておらず、非効率な土地利用となっている。
 - 新築は市街地縁辺部に多く見られ、その推移件数は、住宅系用途を中心に増加傾向を示している。
 - 傾斜地が多く、高齢者など交通弱者にとって移動が不便である。
 - 公園は、日出地区及び豊岡地区に集中しており、その他の地域では公園密度が低い。主に南端地区、大神地区、川崎地区では、公園や緑地が不足している。
 - 公園の水道など、公園施設の老朽化が懸念される。

[道路・交通施設]

- 混雑度が高い、国道10号や国道213号などの広域幹線道路
- 一部の地域において都市計画道路整備が遅延
- バリアフリー化した道路の不足
- 住民ニーズに則していない公共交通の整備

<道 路>

- 広域軸となる国道10号や国道213号などで混雑度が高い。
- 一部に整備が進展していない都市計画道路が存在する。
- 都市計画道路が充足していないと感じる住民が多く、整備の遅れを指摘されている。
- 都市計画道路整備の際に、「広い歩道」や「バリアフリー化」といった声が多く、また「交通渋滞の緩和」を挙げる住民も多い。
- 町内道路に対し、「歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性」や「夜間の街灯の設置による安全性」、「歩行者や自転車が快適に通れる通路が整備されている」といったことに関して不満がある。

<公共交通>

- JRの利用者は年々増加傾向にあるものの、コミュニティバスの利用者は少なく、豊岡地区や藤原地区、南端地区に一部交通空白地域が存在する。
- 「公共交通(JRやバス等)の利用のしやすさ」で不満を持つ声が多く、そのため免許返納が難しく、今後、人口減少や少子高齢化で、「バス路線等が削減され、自家用車を利用できない人の移動が不便になる」と感じている住民が多い。

[都市(供給・処理)施設]

● 下水道未整備による住環境や自然環境への影響が懸念

- 郊外部において、公共下水道が未供用となっている地域が多く残存する。
- 郊外部に工場が進出した場合、排水処理が工場の自主管理に委ねる結果となる。

[防災・安全・安心]

● 災害に強い避難路や避難地の不足や、災害に弱い地域特性

● 耕作放棄地増加に伴い、増加が懸念される災害

- 豊後豊岡駅付近や日出駅付近・真那井付近が最大クラスの津波発生時に浸水が予想される。
- 土砂災害警戒区域のうち、がけ崩れは県道日出山香線付近や日出バイパス付近で多く、土石流は県道日出山香線付近、豊岡地区、上仁王地区周辺、日出インターチェンジ周辺で多い。
- 「歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性」や「夜間の街灯の設置による安全性」に関して不満を感じている。特に日出小学校の通学路は、国道10号を横断する必要がある、事故危険性が高い。
- 農家減少により耕作放棄地が増え、田畑が荒れ、災害が多くなることが懸念されている。
- 防災訓練が機能していないことや日出団地(傾斜地)の消火活動(坂で水が上がらない)などを懸念する声があった。

[景観・観光]

● 耕作放棄地増加により景観形成に寄与する田園環境の荒廃

● 太陽光パネル整備など良好な自然環境や景観を阻害する要因の増加

- 「手入れが行き届かない森林や耕作放棄地」、「太陽光パネル」、「ごみの不法投棄や土石・廃材等の野積み」等が地域で景観を損ねていると感じている。

1.5.2. 上位関連計画

町全体の方向性を示した「第5 次日出町総合計画」を中心に、「大分都市広域圏広域ビジョン」について整理し、広域的視点でのまちづくりの方向性について整理しました。

[大分都市広域圏広域ビジョン 圏域づくりの方向性]

広域圏の将来像	
「人と地域を未来につなぐ大分都市広域圏」 ～温泉や南蛮文化など多彩な地域資源を活かした創造都市圏を目指して～	
● 産業	既存のインフラを活用した産業振興／一次産業と食品関連産業の連携／新たな回遊型観光の振興
● 都市機能	連携中枢都市を核とした広域ネットワークの構築／高等教育機関と連携した人材育成体制の強化／良質な生活環境の整備による定住促進
● 住民サービス	生活関連機能の広域ネットワーク化／魅力ある地域資源の活用／マネジメント能力の強化

[第5 次日出町総合計画 都市計画関連施策]

[自然環境の保全V-1]

- 未利用地等の用途変更の抑制、緑地保全の要請、自然と調和した開発誘導等により、自然環境の減少や景観阻害要因となる無秩序な開発を抑制(自然と調和した開発への誘導)

[上水道の整備V-4]

- 総合的な水資源調査や施設の老朽化・耐震化対策による安全安心な水の供給(水の安定供給)
- 水源保護区域の管理等による安定した水資源の確保(水質の保全)

[下水道の整備・生活排水対策の推進V-5]

- 下水道未整備区域の整備と整備区域内の接続向上(公共下水道の整備)

[計画的な土地利用の推進V-6]

- 適正な土地利用推進による自然環境・優良農地の保全・活用及び事業者に対する適正な開発要請による無秩序な開発抑制(適正な規制と開発の誘導)
- 町全体の生活利便性を支える拠点である町中心部への生活利便施設及び交流施設などの立地誘導による拠点性の向上(中心市街地への機能集積の規制・誘導)
- 地域の過疎化の進行や、生活利便施設の閉鎖・撤退による生活利便性の低下の緩和策と地域の実情や土地空間の余白を勘案した取組みの推進(にぎわいをつくる地域拠点の整備)

[快適な住環境・景観づくりの推進V-7]

- 計画的な都市公園の整備と町民参加による公園・緑地の維持管理活動の推進(公園・緑地の整備)
- 空き家所有者への適切な維持管理の促進と住宅ストックとしての空き家利活用(空き家対策の推進)
- 景観形成・保全の取組み推進による良好な自然環境やまちなみ景観の保全と快適な住環境の確保(景観形成・保全の推進)

[道路整備の推進V-8]

- 国道 213 号の歩道などの整備促進による円滑な道路ネットワークの形成と歩車共存環境の整備及び隣接市と連携し、県道改良や町道の県道格上げによる整備促進(広域幹線道路の整備)
- 都市計画街路計画の見直しを含めた長期的な視野に立った計画的な整備(都市計画街路・町道等の整備)
- ユニバーサルデザインに配慮した歩行者や自転車利用者を優先した生活道路や歩道の整備促進(人に優しい道路環境の整備)
- 定期点検や維持修繕計画による老朽化した道路ストックの維持管理(道路ストックの点検による適正な維持管理)

[公共交通の利便性向上V-9]

- 公共交通運行业者と連携した利用者ニーズに合致した陸上交通網の充実による町民の移動手段の確保(陸上交通の充実)
- 国道 10 号や国道 213 号、JR 陽谷駅などを主たる結節点とした町内外とのアクセスについて、道路と交通を一体的に考えたネットワークの形成(道路・交通ネットワーク形成の促進)

1.5.3. まちづくりの課題

日出町の現状と問題点などから、日出町におけるまちづくりの課題として、10の課題を抽出しました。

課題 1 人口減少・高齢化に対応した、住み続けられる生活圏の形成(歩いて暮らせるまちづくりなど)

日出町は、商業機能や行政機能など都市機能の多くが中心市街地及び国道沿線に集積されているため、中心市新市街地については、効率的な都市構造となっています。また、広域的な道路網の整備も進んでいるため、自動車などでのアクセスには便利です。

ただし、今後の高齢化社会の進展を踏まえると、車だけではなく、歩いても暮らせるまちづくりが必要と考えられることから、生活する上で必要な機能は、中心市街地のほかに周辺地域の中心的地区に集約させるなど、生活機能や交通結節機能の再編等の検討を行い、多世代にわたって、「誰もが住みよいまち」の形成が必要です。

課題 2 産業活力を支える地域づくり(農業・工業)

日出町では、大神地区をはじめとして、優良な農地を多く抱えています。このような農地は、生産基盤であるとともに、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。そのため、無秩序な市街化の抑制に向けた方策検討など、農地の保全に努め、生産環境の維持向上を図ることが必要です。

また、点在する工場などの工業生産機能についても、住環境の保全を図ることや、生産の効率化による生産環境の向上などを目的に、適切な場所への誘導を検討することも必要です。

課題 3 高速道路・インターチェンジを活かした産業の活性化

日出町は、日出バイパス開通に伴い、速見インターチェンジと日出インターチェンジといった広域交通の結節点を有することとなったことから、企業立地のポテンシャルが高く、企業進出に有利な条件が揃っています。そのため、この優位性を活用し、町民生活に悪影響を与えないような適切な誘導を図り、企業誘致を促進し、産業の活性化を図ることが必要です。

課題 4 広域的な連携・連続性の強化

日出町は、広域幹線の整備や鉄道駅により、近隣都市からの通勤・通学及び近隣都市への通勤通学も多く、また、買物などの商業活動においても近隣都市との結びつきは強いといえます。そこで、まちの活性化を推進するために、この結びつきをより深めることとし、広域幹線となる国道10号等を広域軸とした中心市街地と近隣都市との連続性の構築や、近隣市街地との面的な連続性を検討するなど、広域的な連携や連続性を強化することが必要です。

課題 5 無秩序な市街地形成の抑制

日出町の中心市街地を形成している用途地域縁辺部では、住宅を中心とした建築活動が行われていることから、都市的土地利用を許容する都市計画区域内ではあるものの、無秩序な市街化の拡大へとつながり、住環境の劣化が懸念されます。また、人口減少により空き家・空き地等が増加することによる生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力が失われるなど、都市のスポンジ化が懸念されます。そのため、土地利用の適切な誘導や、無秩序な市街化を抑制する方策等を検討し、さらに、行政と連携した住民主体によるまちづくりを推進するなど、非効率な都市基盤整備とならないような都市構造の形成を図ることが必要です。

課題 6 市街地の顔となる公共空間の形成

JR 陽谷駅を中心に都市再生整備計画に基づく整備を実施しており、ほぼ整備が完了していますが、今後は、この施設等を効率よく活用するために、整備済み地区を含めた公共空間のあり方について検討する必要があります。また、日出城址周辺においては歴史的まちなみが広がっており、景観条例に基づき、日出城址及び周辺の城下町の雰囲気を感じられる魅力ある都市空間の形成が必要です。

また、その他の JR 駅や公共施設などが立地している地域の中心的な地区においても、良好な生活環境の維持や交通の利便性の向上に寄与する公共空間のあり方について検討が必要です。

課題 7 円滑に移動できる公共交通などの充実

今後、交通弱者といわれる高齢者の増加が予想されていますが、この方々が日出町に住み続けるためには、過度な自家用車依存は行わず、円滑に移動できる手段の構築が不可欠です。そこで、地域幹線道路と町内各所を結ぶバリアフリー化を踏まえた生活道路の充実や、鉄道駅等の公共交通結節点の利便性向上を推進するとともに、交通事業者等との連携を強化し、住民ニーズに則した公共交通の整備検討が必要です。

課題 8 行政体力に応じた公共施設(道路・公園等)の見直し

便利で快適な都市空間を創造するための基盤として必要な道路や公園等の整備については、財政状況や社会情勢、町民のニーズなどを勘案して整備の必要性や優先順位を検討する必要があります。

特に、長期間事業進捗がみられない事業については、今後の社会経済情勢に応じ、地域の実勢に即した効率的な施設整備や既存ストックの有効活用などの合理的な運用方法を検討し、見直しなどを行う必要があります。

課題 9 様々な災害に備えた安全・安心な都市づくり

近年、日本各地で豪雨による土石流被害や地震などによる自然災害が多発しています。日出町では、大きな災害は経験していませんが、土砂災害危険箇所などの防災上脆弱な場所が見受けられます。

そのため、土砂災害危険箇所などでの開発を抑制するなどの土地利用規制に向けた方策を検討するとともに、避難地や避難路の整備、建築物等の耐震化・長寿命化などを促進することが必要です。

課題 10 魅力ある海・山の自然環境の保全

日出町は、南に別府湾を望み、後背地には美しい青垣に囲まれた自然豊かな土地であり、この優れた自然環境が、日出町の地域資源に挙げられています。

町の地域資源である海岸線や山なみをはじめとする自然環境の適切な保全は、町の活力を左右する命題であるとともに、レクリエーションなどへの活用を図り、居住意向や観光来訪の動機につながる「まちの魅力」を高めていくためのアイテムとしても必要です。

第2章 全体構想

- 2.1 まちづくりの基本理念と目標
- 2.2 将来人口・世帯数
- 2.3 将来の都市構造
- 2.4 部門別の方針

第2章 全体構想

本章では、町全体の目指すべき将来都市像とそれを構成している土地利用、都市施設、自然環境や都市環境などについて、町全体のまちづくりを推進するための指針として全体構想を定めます。

2.1. まちづくりの基本理念と目標

2.1.1 まちづくりの基本理念

町の現状分析やアンケート調査結果などをみると、日出町は、優れた住環境や、風光明媚な自然景観を有する「まち」であり、快適に暮せる「まち」として認識されていますが、その一方で、高齢化の進行や自治体財政の合理化などの社会情勢の変化を背景にして、脆弱な生活道路や、バリアフリー対策など身近な暮らしへの満足度が高いとは言えません。

また、町の方向性を示した第5次日出町総合計画基本構想においても、今後のまちづくりには、「安心な暮らしづくり」と「まちの活力づくり」を町民・行政が一体となって進めるとともに、「自然環境と都市的機能の融合」が重要であるとし、「『住むことに喜びを感じるまち』～安心して暮らせて活力が実感できるまちづくり～」をまちの将来像に掲げています。

このことを踏まえ、町民からは「日出町に住んでよかった」、町外からは「住むなら日出町」といった誰もが住みたいと思えるような魅力にあふれた「まち」を構築するため、まちづくりの基本理念を次のとおり、設定します。

魅力あふれる生活都市の構築

2.1.2 まちづくりの目標

まちづくりの基本理念に基づき、「利便性」、「安全性」、「快適性」、「にぎわい(活性化)」といった視点により、4つのまちづくりの目標を設定します。

目標 I 利便性の高い住み良さと安心できる暮らしのあるまち

既集積された生活機能を有効に活用し、持続的にみんなが住み良い都市構造・都市基盤の形成を推進するとともに、良好な都市機能の維持・改善を行い、コンパクトで安心して住めるまちづくりを目指します。

【まちづくりのシナリオ】

- 駅、公園、公共施設、店舗等が揃い、人が集まり交流し賑わいがある。
- 町内外が利用しやすい交通ネットワークで結ばれ、経済的、文化的にも結ばれている。
- 誰もが安心して移動できる空間及び手段が整っている。
- 災害時の避難などが円滑に行え、避難所等の地域防災拠点が整っている。

目標Ⅱ 別府湾をはじめとする豊かな自然と共存し、環境にやさしい美しいまち

別府湾をはじめとした大自然の眺望や営農環境等に悪影響をもたらすような無秩序な開発を未然に防ぎ、豊かな自然環境や田園環境の保全に努めるとともに、これら町の財産とも言える海や山などの自然環境や景観を活用しながら、自然環境と都市的機能とがとけあった環境にやさしい美しいまちづくりを目指します。

【まちづくりのシナリオ】

- 美しい山並みや海岸の景観が守られている。
- 海沿いでは、美しい海岸線を楽しめる遊歩道などが整備されている。
- 都市公園などの身近な公共空間でのレクリエーションが活発になっている。
- 宅地は整然とまとまって立地している。

目標Ⅲ 内外からの様々な人々と交流・ふれあいのあるまち

地域毎の生活拠点における諸機能および社会基盤の充実により、暮らしやすい地域を形成するとともに、歴史・文化・景観といった既存の資源を活かした「誘いの空間」や「交流の空間」の形成を図り、人々が自然と集まり交わることのできるまちづくりを目指します。

【まちづくりのシナリオ】

- 日出城址周辺の歴史的なまち並みの面影を保全、形成されている。
- 地域に根付いた歴史・文化のすばらしさが発信され、地域の魅力が増幅している。
- コミュニティが充実した生活拠点が形成され、生活拠点間が安全にネットワークされている。
- 公共施設が効率的に整備され、主要施設が結ばれている。

目標Ⅳ 賑わいと産業の活力のあるまち

都市機能が集積している中心市街地の立地可能性を活かし、市街地の活性化を図りながら、まち全体の活性化につなげるとともに、効率的で秩序ある土地利用に向けた適正な規制誘導による産業集積等を図り、活力とにぎわいのあるまちづくりを目指します。

【まちづくりのシナリオ】

- 工場等は、生活や農業に悪影響を与えない場所に立地している。
- 優良な農地と田園居住環境が保たれている。
- 中心市街地や国道沿線には商業施設が集積し、活発な購買行動や人の往来が見られる。
- 新市街地では、居住環境が整い、活発な購買行動や人の往来がみられる。

2.2 将来人口・世帯数

人口規模によって都市の大きさや土地利用の配分がある程度決まってくることから、人口は、都市計画の指標として最も大きな要因とされます。

そのため、日出町のまちづくりを考える上で将来人口を推計し、把握しておくことは非常に重要となります。

そこで、本計画では、平成 27 年を推計基準年度とし、目標年度(令和 10 年)における日出町域の人口及び世帯数を推計します。

なお、目標年度とは別に参考値として、令和 20 年の人口を推計します。

2.2.1 将来人口及び将来世帯数

1) 将来人口及び将来世帯数

行政区域全体の人口推計にあたっては、上位計画である第 5 次日出町総合計画との整合を図るために、推計年度間の傾向を用いて、目標年度の 2028(令和 10)年は、27,672 人と設定します。

日出町では、2010(平成 22)年までは、人口増加傾向にありましたが、2015(平成 27)年には、減少に転じており、将来にもこのような傾向が継続されると推測されます。

日出町将来世帯数は、国勢調査結果をもとに、世帯当り人口の^{すうせい}趨勢を推計し、将来世帯数としました。その結果により、目標年度の 2028(令和 10)年で、11,249 世帯と設定します。

表 2.2.1 人口及び世帯数の見通し

	2015(平成 27)年 実績値	2025(令和 7)年 総合計画設定	2028(令和 10)年 目標年度	2038(令和 20)年 参考値
人口の見通し	28,058 人	27,765 人	27,672 人	27,343 人
世帯数の見通し	10,855 世帯	—	11,249 世帯	11,441 世帯

※2015(平成 27)年は国勢調査結果

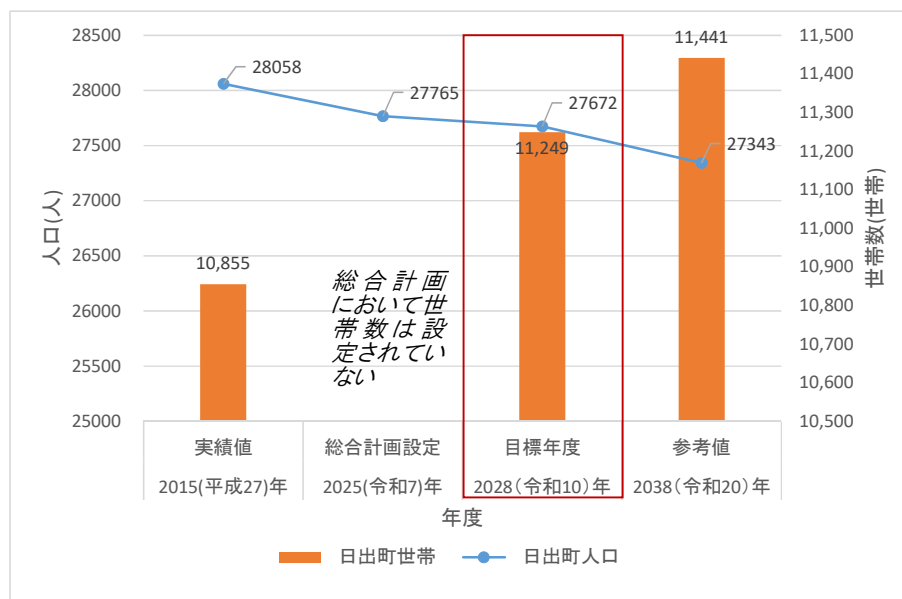


図 2.2.1 人口及び世帯数の見通し

2) 年齢別将来人口

年齢別将来人口の推計にあたっては、上位計画である第5次日出町総合計画と整合を図るため、「年齢3区分別人口割合の推計」で設定されている構成比をもとに、推計年度間の傾向を用いて、目標年度の2028(令和10)年を下表のように設定します。

表 2.2.2 年齢別人口(3区分)の見通し

	2015(平成27)年 実績値	2025年(令和7)年 総合計画設定	2028(令和10)年 目標年度	2038(令和20)年 参考値
日出町全体	28,058人	27,765人	27,672人	27,343人
0～14歳	3,984人	3,887人	3,974人	4,315人
15～64歳	16,021人	15,382人	15,247人	14,574人
65歳以上	8,053人	8,496人	8,451人	8,454人

※2015(平成27)年の日出町全体は国勢調査結果とし、各年齢区分は構成比により割戻し



図 2.2.2 年齢区分別人口の見通し

2.2.2 産業別将来人口

第5次日出町総合計画において、平成32年の産業分類別人口の目標値が定められており、その目標値も含めた人口^{すうせい}趨勢により、目標年度の2028(令和10)年における産業別将来人口を10,477人と設定します。

表 2.2.3 産業別人口の見通し

	2016(平成28)年 実績値 ^{※1}	2020(令和2)年 総合計画設定 ^{※2}	2028(令和10)年 目標年度	2038(令和20)年 参考値
日出町全体	8,865 人	10,000 人	10,477 人	11,194 人
第1次産業	167 人	165 人	176 人	194 人
第2次産業	2,335 人	2,900 人	2,903 人	2,947 人
第3次産業	6,363 人	6,935 人	7,398 人	8,053 人

※2016(平成28)年は経済センサス基礎調査結果

※2020(令和2)年の第二次産業従業員者数の目標値には、2012(平成24)年の大型工場の撤退による影響を回避するため、500人加算し推計

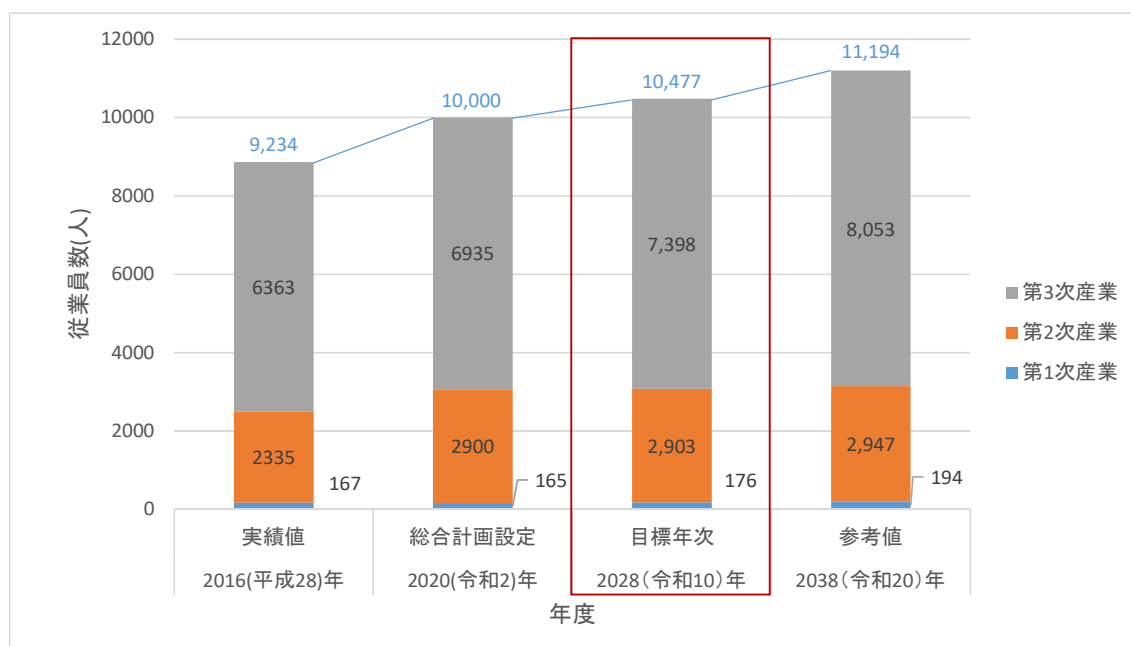


図 2.2.3 産業別人口の見通し

2.3. 将来の都市構造

将来都市構造とは、「多極が連携した都市構造」を具体化する骨格と機能配置のあり方を示したものであり、今後の都市づくりを展開していくための基本的な枠組みとなるものです。本町の将来都市構造は、市民の日常生活を維持し、多様な活動を支える「拠点」、広域的で多様な交流を支える「軸」、市街地・集落地と自然環境の共存を支える「ゾーン」の3つの要素で構成します。

本町の将来都市構造は、長期的な高齢化の進行等を念頭に置き、将来にわたって誰もが住みたいと思う、便利な都市機能が集約され、ネットワークされた「集約型都市構造」を目指します。

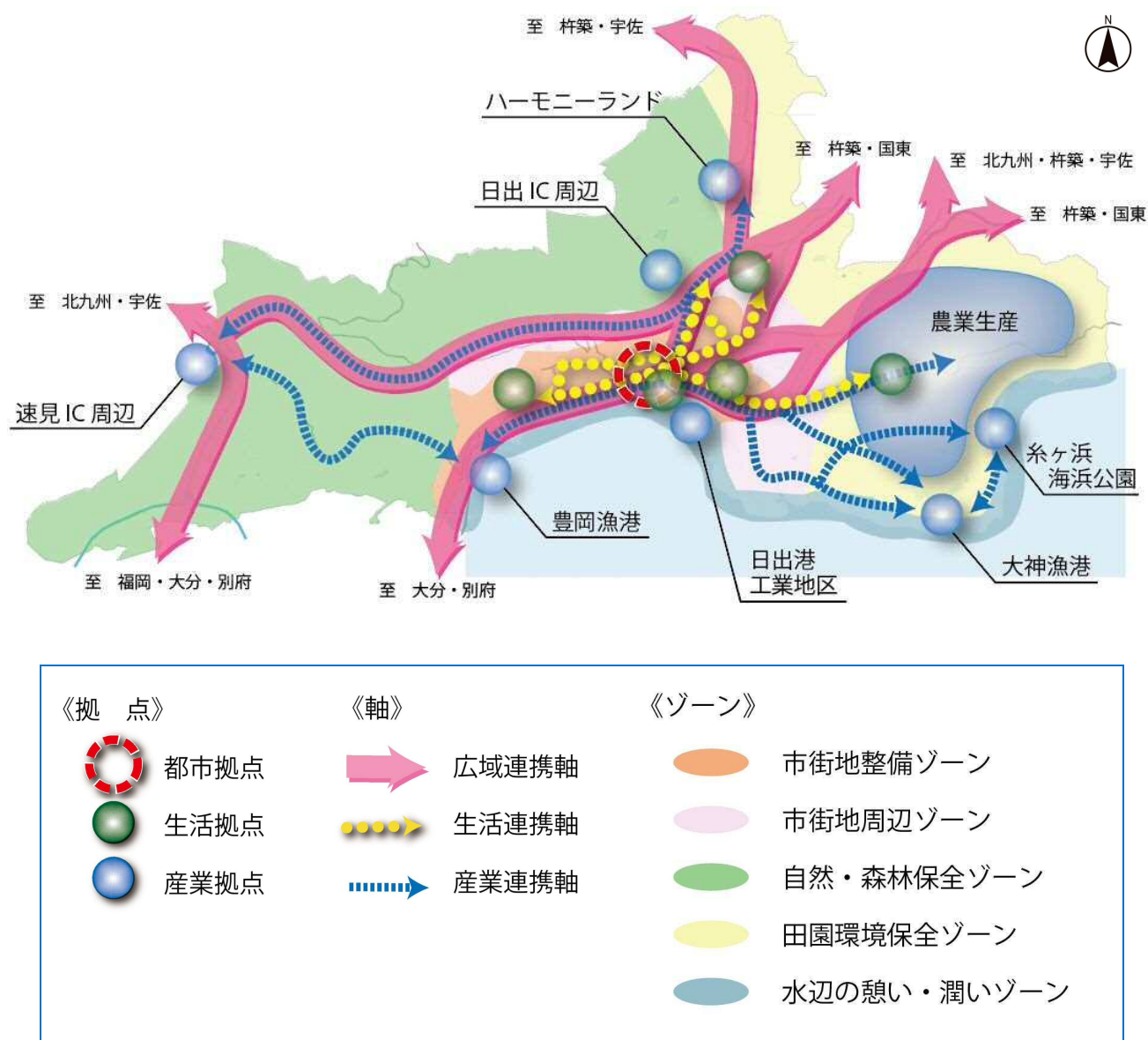


図 2.3.1 都市構造図

2.3.1 構成する拠点

多種多様な都市活動を支え、町民の生活に密着した機能の維持、集積を図り、また、それぞれの役割に応じた都市機能の誘導を図るために、「都市拠点」、「生活拠点」、「産業拠点」の3つの拠点を設定します。

①都市拠点

行政機関や商業施設、交通機能などが集積し、日出城址周辺では観光交流拠点としての整備が進められてきました。町域全体の日常生活や都市活動を支え、また、町外との広域的な連携、交流活動の中心的な地区及び周辺を「都市拠点」として位置づけます。

②生活拠点

地域の中心的集落において、海や川などの優れた自然環境、そして、豊かな田園景観を身近に触れながら生活できる居住環境を維持していくために、地区公民館などの公的な施設を中心とした地区及び周辺を「生活拠点」と位置づけます。

③産業拠点

日出町の産業を牽引する観光地のほかに、農業の生産環境を保全し、周辺土地利用と調和の取れた農村環境の形成を図るべき優良農地、漁業集落の維持を図りつつ、各拠点との連携がとれた利便性の向上を図るべき漁港、また就労確保や産業振興に寄与する企業や機能が集積、あるいは、その立地可能性が高く、今後の新たな産業振興集積が期待できるインターチェンジ周辺を「産業拠点」と位置づけます。

2.3.2 構成する軸

日出町の活力を高めるために、利便性の高い交通環境を活用して、人や物の移動や交流を活性化し、様々な機能や役割を有機的に連携する軸として、広域的に経済や観光・文化等の交流を促進する「広域連携軸」、町内の生活拠点を連絡、連携する「生活拠点軸」、各産業と町内消費者、来訪者の往来を促進する「産業連携軸」を設定します。

①広域連携軸

近隣市町との広域的な人や物などの移動や交流の活性化を図る軸として、東九州自動車道、大分自動車道、国道10号、国道213号、日出バイパス、大分空港道路及び各県道などといった広域幹線道路及びJR日豊本線を「広域連携軸」に位置づけます。

②生活連携軸

町民の日常生活面の利便性を高めるとともに、町民交流の活性化や安心・安全な暮らしを支える軸として、バス路線や生活幹線道路といった生活拠点を結ぶ路線を「生活連携軸」に位置づけます。

③産業連携軸

町内に点在する水産や農産物、観光、工業といった産業資源を結びつけ、人や物などの移動や交流の促進を図る軸として、各産業拠点を結ぶ路線を「産業連携軸」に位置づけます。

2.3.3 構成するゾーン

既に市街化した地域や集落などの都市的空間と優れた自然環境を有する自然的空間の棲み分けを行い、それぞれの空間が保有する機能を維持・共有・活用し、町全体の活力や魅力を高めるために、「市街地整備ゾーン」、「市街地周辺ゾーン」、「自然・森林保全ゾーン」、「田園環境保全ゾーン」、「水辺の憩い・潤いゾーン」の5つのゾーンを設定します。なお、各ゾーン別区分は、第5次日出町総合計画土地利用方針において、設定されているゾーン区分を参考に設定しています。

①市街地整備ゾーン

都市機能が集積している用途地域を中心とした既成市街地を、住環境及び都市施設の充実化を推進する「市街地整備ゾーン」に位置づけます。

②市街地周辺ゾーン

既成市街地縁辺部にあり、住宅地と農用地などの混在化する地区を、住環境の整備と農地の保全との調和を前提としながら適切な土地利用を推進する「市街地周辺ゾーン」に位置づけます。

③自然・森林保全ゾーン

市街地周辺にある豊かな森林環境が広がる地区を、その機能を維持・保全していくことを基本とし、緑地確保などの適正な施行の誘導を図る「自然・森林保全ゾーン」に位置づけます。

④田園環境保全ゾーン

優良農地の保全や産業基盤の整備に努めながら、観光農園やグリーンツーリズムといった新しい農業形態への転換を支援するとともに、生産者の高齢化や後継者不足などによる農用地の低・未利用地化対策を講じるなど、田園環境及び農産物の保全を図る「田園環境保全ゾーン」に位置づけます。

⑤水辺の憩い・潤いゾーン

日出町の貴重な地域資源である海岸線は、レクリエーションや健康づくりの場としての役割にとどまらず、観光振興など多様な可能性を持っている。海岸線の持つ自然環境や景観、人々に憩いと潤いを提供する場としての役割を十分考慮し、また、自然災害等の対策に配慮しつつ、その地域の特性や施策の必要性に応じた整備を行っていく「水辺の憩い・潤いゾーン」に位置づけます。

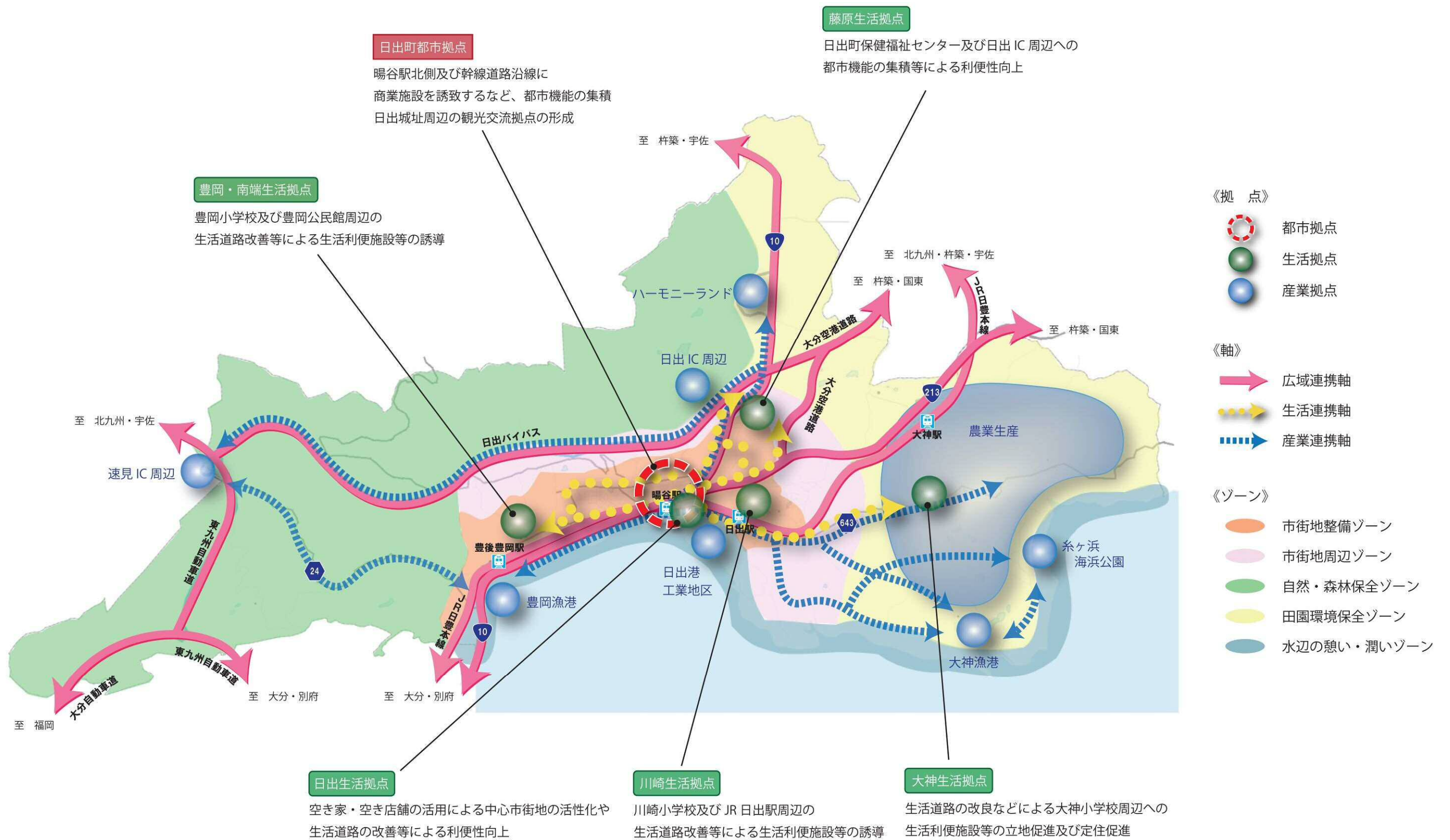


図 2.3.2 都市構造図

2.4. 部門別の方針

部門別の方針では、まちづくりの目標として設定した4つの目標に対応するため、町全体のまちづくりの方針を部門別に示します。

2.4.1 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

日出町では、将来、高齢化の進行と人口の減少が予測されており、都市の拡大成長を前提としたまちづくりではなく、都市機能を集約したまちづくりが必要です。そこで、「日出町の顔」である幹線道路沿線や駅周辺などに集積している都市機能に適応した土地の利用を図るとともに、良好な住環境の整備や、歴史的景観の保護、海、山、農地等自然保全など、地域特性に応じ、バランスのとれた土地利用を目指します。

2) 土地利用の方針

○用途地域内

用途地域内においては、現在の用途地域指定をはじめとする土地利用の規制・誘導の制限に基づいた適正な土地利用を促進します。また、土地利用の動向などを踏まえ、用途地域の変更や新たな土地利用の規制・誘導を検討し、これらによって、にぎわいや活力ある商業や観光、工業などの産業の充実と地域の特性を踏まえた生活環境の質の向上を目指します。

〔住宅地〕

中心市街地については、店舗や事務所等の併設や立地を許容する地域とし、また、歴史的まちなみが残る地域や計画的に開発された地域などでは、居住環境の保全を優先した住居系用途主体の土地利用誘導を促進します。

上記以外の住宅地については、一定の建物用途の混在を認める「一般住宅地」と位置づけ、既存の土地利用に配慮しつつ、良好な住環境を保持する住宅地の維持・形成に努めます。

〔商業・工業地〕

以前より都市機能が集積している陽谷駅周辺の既成市街地や都市軸である国道10号、国道213号等については、都市生活や都市活動のための中心的役割や、広域的な商業機能としての役割を果たす地域であり、都市としての快適性や利便性を受け持つ沿道サービス施設などの維持・充実を促すなど都市機能の充実に努めます。

日出港周辺など、まとまった工場立地が見られる地域は、その生産環境を維持するとともに、用途の混在を解消するよう努めます。

〔自然的土地利用地〕

災害緩衝機能を有する農地や林地などは、その機能を踏まえながらも、隣接する市街地及びその周辺の土地利用状況や土地利用動向を勘案し、住宅地などの都市的土地利用への転換を促進します。



日出港周辺工場集積地

○用途地域外の都市計画区域

用途地域以外の都市計画区域では、一定の土地利用規制、誘導は可能なものの、計画的な土地利用形成への誘導等は不十分であるため、都市計画区域内で活用できる施策を検討し、田園景観の保全等を含め、より良い住環境の維持・形成や地域の活性化を目指します。

〔住宅地〕

市街地縁辺部や農地に囲まれた住宅地、既存集落については、無秩序な土地開発等を抑制し、周辺環境との調和を図りながら、生活基盤強化による周辺地域との連携の充実や地域のコミュニティの強化、利便性の向上など住環境の充実に努めます。

〔商業・工業地〕

既存の工業施設等が立地・集積する地区及び工業立地が期待できる日出インターチェンジ周辺においては、用途地域への編入や地区計画制度の導入などを検討することで、用途混在の回避や田園景観の保全など、適切な土地利用誘導に努めます。

また、商業施設等の立地潜在力の高い幹線道路沿線などでは、地域の活性化を目的に、沿道型サービス施設等の立地を認めるものの、周辺の住環境や農業生産環境などに十分配慮した適正な立地誘導に努めます。



日出インターチェンジ入口

〔自然的土地利用地〕

周辺環境との調和を図りながら、保全すべき区域と都市的土地利用を図る区域との区分に努めます。また、大神地区などのようなまとまった広がりをもつ良好な田園環境を形成している優良農地等については維持・保全を促進します。

○都市計画区域外

都市計画区域外は、他地域に比べ、土地利用の規制等が穏やかなため、無秩序な開発が起こりやすい地域です。そのため、新たな法整備を検討し、周辺環境を踏まえた、適正な土地利用を目指します。

〔住宅地〕

市街地縁辺部や農地に囲まれた住宅地、既存集落については、無秩序な土地開発等を抑制し、周辺環境との調和を図りながら、生活の利便性の向上を目指した基盤整備に努めます。

〔商業・工業地〕

原則として、開発を抑制する地域ですが、速見インターチェンジ周辺など、工業立地の可能性が高い地域などでは、準都市計画区域の指定や形態規制による制限等により、規制・誘導を図り、適正な土地利用形成に努めます。

〔自然的土地利用地〕

本区域の大部分を占める山林や農地は、生物多様性や水源涵養・治山等の多様で重要な機能を有していることから、宅地開発や太陽光発電施設整備など、無秩序な土地開発を抑制し、適正な管理・保全に努めます。

3)土地利用の規制・誘導の方針

○無秩序な市街化の防止

用途地域内及び用途地域縁辺部の農地については、無秩序な宅地化の恐れがあり、良好な都市環境形成の観点から保全も視野に入れつつ、都市計画法等を活用し、適切な市街化を促進します。なお、郊外部への市街地拡大の抑制にあたっては、立地適正化計画等を検討し、適正な土地利用の形成に努めます。

また、道路とのアクセスが不十分な農地も多いことから線的、面的の両面から都市基盤整備を推進し、利用しやすい宅地を創出することで無秩序な市街化の防止に努めます。

○建物用途の混在解消と周辺環境との調和

日出町内には工場などが多く散在し、建物用途の混在により住環境や工場などの生産環境として良好とはいえない箇所もあるため、建物用途の混在解消や周辺環境との調和に向けた取り組みが必要です。

このため、散在する工場などを集約するなど、建物用途の混在の解消に向け、住民や事業者等との調整を図りながら、集約先などについて検討します。また、地域の実情を踏まえた都市環境の充実や自然環境の保護など、きめ細かい建築規制を行うため、特別用途地区などの法制度の活用について検討します。

○戦略的な新たな市街地の形成

まちづくりの基本理念やまちづくりの目標に基づき、市街地の無秩序な拡散を抑えながらも、計画的に市街地の形成を図るべき区域においては、国や県などの関係機関との調整、住民等の意見を踏まえ、用途地域などの見直しについて検討します。

また、交通アクセス性が優れた日出町の地理的条件を活かし、町外からの新たな工場誘致や町内の住宅市街地にある工場の移転誘導を図るための計画的な市街地の形成について検討します。

○良好な住環境の形成

良好な住環境や都市景観の維持・形成を図るため、海、山、農地などの自然的環境の調和に配慮するとともに、住民等の意見を踏まえ、地区計画、特別用途地区、景観計画などによる規制・誘導方策の適用について検討します。

また、自然・歴史文化など地域の個性を活かしたまち並みの創出、地域コミュニティの充実、ユニバーサルデザイン社会への配慮など、誰もが住みつけたいくなる住環境の形成に努めます。

2.4.2 交通体系の方針

1) 基本的な考え方

生活利便性の向上、産業振興及び交流機会の充実などを図るために、災害に強く、円滑な流動が可能となる機能的な交通ネットワークの形成を目指します。

また、急速な高齢化の進行などに配慮したユニバーサル社会に対応するため、道路の歩行空間の充実や公共交通ネットワークの充実を推進するほか、景観への配慮した施設整備の検討なども行い、安全で快適な交通環境の形成を目指します。

現在、都市計画道路として19路線を計画決定していますが、日出町全体の交通ネットワークを検証したうえで、必要に応じて未整備路線の見直しや廃止について検討し、効果的な整備を目指します。

2) 道路整備の方針

○広域連携軸の整備

日出バイパスや国道10号など、将来都市構造で広域連携軸に位置づけていますが、この路線は、本町と近隣市町等とをつなぐ重要な路線で、広域的な都市活動を支える幹線路線として、通過交通を大量に処理できる規格の高い道路等です。

このため、各路線において、関係機関と連携しながら、円滑な広域流通や連続性を確保し、その機能強化に努めます。

なお、広域連携軸として、以下の路線を位置づけます。

- 東九州自動車道、大分自動車道
- 国道10号、213号
- 日出バイパス
- 大分空港道路
- JR日豊本線



国道10号(佐尾交差点)

○生活連携軸と生活道路の整備

地域拠点を結ぶ生活軸は、町民の日常生活圏と中心市街地及び生活拠点相互を結ぶ暮らしを支える重要な軸です。そのため、既存道路の改良や都市計画道路の見直しを推進し、利便性の向上や渋滞箇所の解消、安全な歩行空間の確保を図ります。

生活道路のうち、狭隘な幅員の道路では、地域住民の合意形成のもとに、隅切り整備や沿道の建物の建て替えに合わせた段階的な拡幅整備を促進するなど、安全で快適な通行環境の確保に努めます。

また、通学路や公共公益施設、日常の買い物など、歩行者の多い危険箇所を中心に歩道の設置を推進し、安全な歩行空間の確保に努めます。



豊岡小学校周辺道路

○観光回遊ネットワークの拡充・形成

町内には日出城址、ハーモニーパーク、糸ヶ浜海浜公園など、広域から観光客の来訪がみられる観光拠点がありますが、観光拠点を相互に巡る回遊の楽しみが不足しているといえます。

このため、既存道路の改良や都市計画道路の整備等を通じて町内の交通利便性を高めるとともに、徒歩や自転車による回遊の楽しみを開拓するため、町内の観光拠点を結ぶ産業連携軸として、その安全性を確保するなど、質的な向上に努めます。



遊歩道(城下公園)

○中心市街地及び周辺の道路ネットワークの整備

町民や観光客などの来訪者が多く利用する中心市街地内の道路では、歩道の未整備など、安全な道路空間が不足しています。

このため、現在、整備中である友田竹光線については、引き続き整備を推進します。また、堀竹光線及び須崎新田線については、線形の見直しなどを含めた検討を進めます。このほかの道路については、周辺の道路整備状況や土地活用の状況を踏まえ、計画の見直しや廃止を検討します。



都市計画道路

表 2.4.1 未整備の都市計画道路一覧

2018 年 3 月末現在

種別	番号	名称	計画幅員 (m)	計画延長 (m)	都市計画決定状況			改良率 (%)
					当初決定	最終決定	最終告示	
幹線道路	3. 4. 3	須崎新田線	16	5,300	S36. 4. 3	H29. 3. 9	町告 15 号	51.3%
	3. 5. 4	友田竹光線	12	1,450	S36. 4. 3	H29. 3. 9	町告 15 号	—
	3. 4. 5	万願寺神田線	16	2,850	S36. 4. 3	S58. 9. 6	県告 1112 号	58.1%
	3. 4. 6	平深田線	16	2,680	S48. 9.11	S53. 10. 24	県告 1048 号	—
	3. 5. 7	堀中町線	12	470	S36. 4. 3	S48. 9.25	町告 36 号	—
	3. 5. 8	堀竹光線	8	810	S36. 4. 3	S48. 9.25	町告 36 号	—
	3. 5. 9	小路二ノ丸線	12	310	S36. 4. 3	S48. 9.25	町告 36 号	79.0%
	3. 6. 12	暘谷駅南口線	9.5	130	H25. 8.12	H25. 8.12	町告 61 号	34.6%

3) 公共交通機関等の整備の方針

○公共交通ネットワークの見直し

自家用車が便利であることや運行時間帯の理由から、日出町の公共交通利用はそれほど多くありませんが、今後、急速な高齢化の進行に伴い、鉄道やバスなどの公共交通の必要性は一層高まることが予想されます。

このため、既存公共交通の利便性向上や公共交通ネットワークの充実とともに、新たな公共交通サービスの導入について検討します。



図 2.4.1 バス路線図

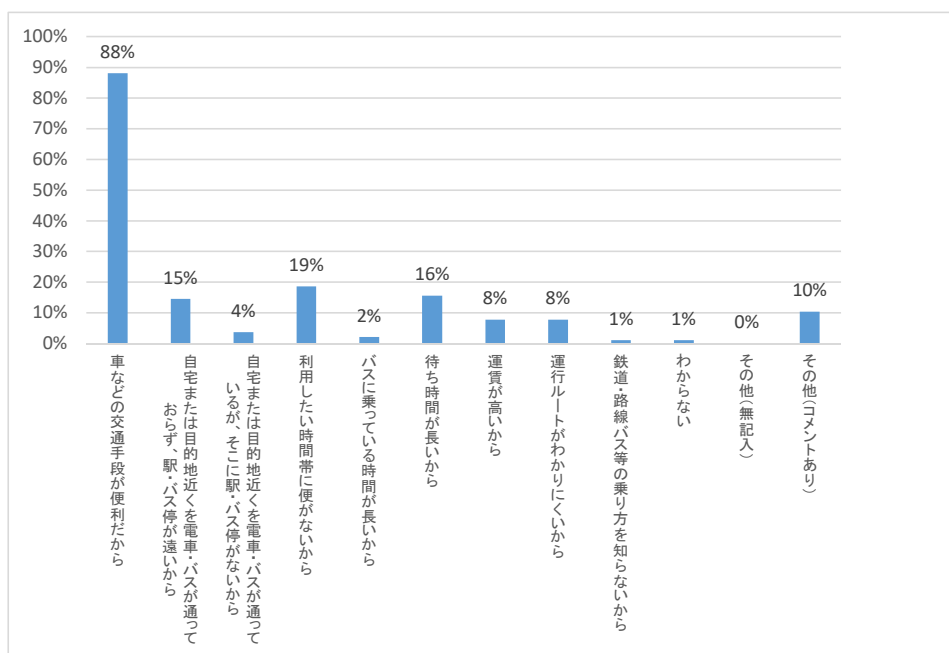


図 2.4.2 公共交通を利用しない理由

出典：公共交通に関する
アンケート調査
(2017年9月調査)

2.4.3 公園・緑地整備・活用の方針

1) 基本的な考え方

公園などの公共空間は、町民のコミュニケーションやレクリエーションの場であり、子供の遊び場、高齢者の憩いの場、災害時の一時避難所などの機能を有し、重要な公共空地です。そのため、周辺の土地利用状況等を踏まえつつ、都市計画の見直しの検討を行うとともに、既存施設の適切な維持管理や新たな施設整備による機能充実を目指します。

2) 公園・緑地整備・活用の方針

○都市計画公園の整備

現在、整備が完了していない公園は、4箇所あり、そのうち、当面は豊岡公園(総合公園)の整備を推進します。

豊岡公園は、日出町西部の「緑」の拠点として、町民のだれもが楽しめるレクリエーション空間であり、自然に親しめる空間として、整備を推進するとともに、災害時の防災拠点機能を担う公園として、その整備を推進します。

その他の公園は、地域住民のニーズのほか、その機能や誘致圏域及び緑のネットワークなども考慮しながら、都市計画の見直しを検討します。

表 2.4.2 未整備の都市公園一覧

2018年3月末現在

種別	番号	名称	計画面積 (ha)	都市計画決定状況			改良率 (%)
				当初決定	最終決定	最終告示	
街区公園	2.2.1	豊岡児童公園	0.22	S51.9.27	S51.9.27	町告 24 号	77.3%
	2.2.5	島山児童公園	0.33	S57.11.13	S57.11.13	町告 20 号	93.3%
地区公園	4.4.1	黒岩公園	4.22	S47.6.6	H 7.12.19	県告 1154 号	71.2%
総合公園	5.4.2	豊岡公園	8.70	H 8.10.29	H 8.10.29	県告 943 号	—

○地区の核となる身近な公共空間の形成

豊岡地区や日出地区以外のエリアでは、街区公園などの身近な公園が乏しい一方で、低・未利用地となっている民有地や寺社など、周辺住民に身近な空間がみられます。

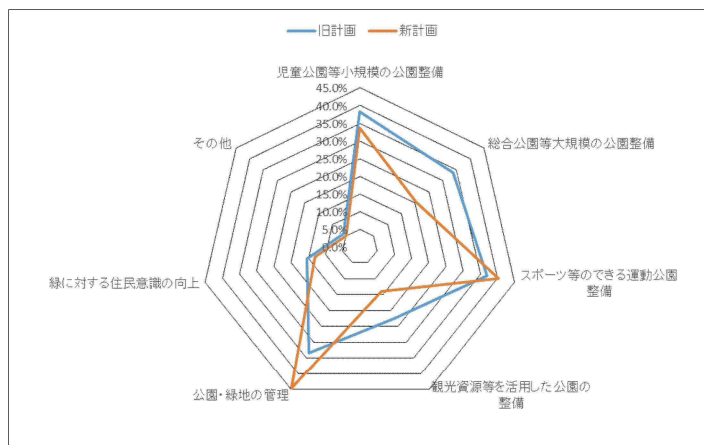
2016(平成28)年に日出町が作成した「中期財政収支の見通し」では、収支不足が続くことが予想され、今後、このような限られた財源の中で、街区公園等の新たな緑の空間を確保し続けるのは困難といえます。そのため、低・未利用地となっている民有地や寺社等に対して、土地の有効利用も踏まえながら、その地権者や事業者との協働を図り、地域住民の身近にある公共空間として活用することを検討します。



大神八幡神社

○公園施設の適切な維持管理

既存公園については、地域住民のニーズにあった公共空間の更新や計画的な施設の長寿命化を図るとともに、地域住民との協働の維持管理活動による地域コミュニティの形成を促進します。



公園や緑地の整備において力を入れるべき点について住民の意向を確認してみると、「維持・管理」が重要としています。また、前回調査時に比べてもその傾向が強くなっています。

旧計画：H20 年3月策定の日出町都市計画
マスタープラン時の調査
新計画：H30 年9月調査

図 2.4.3 公園等の整備において力を入れるべき点

○適切なコントロールによる周辺自然環境の保全

山林などの豊かな自然環境を有するエリアの大部分は、都市計画区域の指定がないため、他地域に比較して開発行為が容易であることから、速見インターチェンジ付近では、小規模な開発が行われている箇所もみられるなど、貴重な自然環境が失われやすい状態にあります。

そのため、都市計画区域の無指定区域では、準都市計画区域の指定や形態規制による制限等、土地利用の整序及び環境の保全が必要なエリアの明確化など、開発の抑制・誘導を図るための手法を検討します。

2.4.4 その他の都市施設整備の方針

1) 基本的な考え方

地域資源である海、山、農地などの自然的環境を保全するために、生活排水や産業排水への適切な処理対策を図るとともに、宅地開発や工場の立地など、都市的土地利用の進展を踏まえた適正な排水処理対策を目指します。

2) その他の都市施設整備の方針

○郊外部における排水処理の適正化

日出町では、774ha の公共下水道が計画され、そのうち、474ha(2019(平成 31)年 3 月末現在)が供用されていますが、中心市街地に比べて、郊外部では未整備区域があります。

このため、公共下水道整備計画を見直し、未供用区域における合併処理浄化槽への更新に努めます。



日出町浄化センター

表 2.4.3 雨水・污水排水区の概要

種別	汚水処理区名	排水区域(ha)		都市計画決定	事業着手	供用開始
		計画	事業認可			
公共	日出	774	709	S52.2.21	S52.3.8	S61.4.1

○産業用地の集約配置による排水処理の適正化

公共下水道サービスが不十分な市街地郊外では、進出企業が計画的に立地されていないことなどから、産業排水の処理は、それぞれの企業に委ねています。

このため、企業誘致にあたっては、排水の共同管理や日出町によるモニタリング環境の向上などを睨み、工場立地を推進するエリアを設置するなど、集約的な工場立地を推進します。



川崎工業団地

2.4.5 市街地の整備方針

1) 基本的な考え方

様々な都市機能がバランス良く配置された効率的でコンパクトな市街地を形成するため、無秩序な開発による市街地の拡大を抑制するとともに、快適な居住環境の確保に向け、日出町の歴史・文化資源や、交通の利便性など、町の特性を活かし、既存ストックを活用した市街地の整備充実を目指します。

2) 市街地整備の方針

○陽谷駅周辺の活性化

古くより都市機能が集積している陽谷駅周辺の中心市街地においては、都市拠点としての活力を再生するため、ハード及びソフト両面からの総合的なまちづくりについて検討します。

日出地区の歴史的景観を形成している地区については、街並みの再生、商業施設などの再整備、歩行環境の見直しなどを推進することにより、魅力向上を図るとともに、空き家や低・未利用地の利活用による定住化を促進します。



仁王地区

○良好な市街地環境の形成に向けた整備

中心市街地縁辺部など、建築物が密集し、あるいは狭い道路が入り組んだ防災面で課題の多い市街地については、住環境整備事業などの面的整備の活用による生活環境の改善に努めます。

また、市街地整備にあたっては、地区計画制度導入などの規制・誘導手法についても併せて活用することで、秩序ある土地利用形成や良好なまち並み形成を促進します。



住宅の建て詰まり

○土地利用混在地区の居住環境向上

都市計画区域内のまとまりある農地については、優れた田園景観を有しており、また、防災のための都市緑地としての機能も併せ持っていることから、住宅集積地からのにじみ出しを防止し、良好な市街地環境の形成の観点から保全も視野に入れつつ、用途地域の指定や形態規制による適切な土地利用の規制・誘導を検討し、良好な市街地形成に努めます。



土地利用混在地

都市計画区域外においては、都市計画区域内の土地に比較して、開発抑制の規制が緩やかで、土地利用の混在が起りやすいため、準都市計画区域の指定や形態規制による制限等、土地利用の整序及び環境の保全が必要なエリアの明確化や、開発の抑制や誘導を図るための手法を検討します。

2.4.6 自然環境・都市環境・景観の保全・形成の方針

1) 基本的な考え方

日出町特有の歴史的景観や市街地を取り囲む自然的景観、田園景観を保全するための規制・誘導のほか、利便性の高い市街地の整備や建築物の規制・誘導などによる良好なまち並みの保全・形成など、町全体が調和のとれた景観の保全・形成に取り組みます。

2) 自然環境・都市環境・景観の保全・形成の方針

○地域特性を活かしたまちの魅力向上

歴史的、文化的資源が集積し、日出町の歴史を特徴づける日出城址周辺地区については、景観計画の策定検討、また、地区計画制度の導入を検討するなど、歴史的なまちなみの保全・形成に努めます。



日出小学校前

○自然的景観の保全

市街地周辺を取り巻く集落や田園の風景、緑のシンボル拠点である鹿鳴越(かなごえ)連山をはじめとする山々の風景、別府湾沿岸等の水辺の風景など、日出町の実風景ともいえる良好な自然的景観については、田園の有効活用や都市計画制度の活用などの適切な規制方策の運用により、その保全に努めます。



別府湾

○水源地の保全

豊岡地区にある国有林(69.59ha)は全て、水源涵養林に指定されています。このほか、大字藤原、南畑、豊岡の民有林の一部(330ha)においても水源涵養保安林が指定されています。

これらは、日出町の上水道の水源にもなっていることから、その水質を左右する森林は、町民生活に直接影響する重要な自然環境といえます。

このため、関係機関と連携し、水源涵養林の保全を図り、今後とも安全、かつ安定した水の供給が図れるよう、森林の保全に努めます。



山田湧水

資料：大分北部国有林の地域別の森林計画書(計画期間：H26 年度～H35 年度)

大分北部地域森林計画書

(計画期間：H31 年度～H40 年度)

○まちなか景観の適切な誘導

住宅地をはじめとする既成市街地や新たな市街地においては、土地や建築物の規制・誘導などにより、良好な市街地としてのまち並みの保全・形成を図ります。

道路や公園などの主要な都市施設については、その新設や再整備に併せて、それぞれの施設の性格を踏まえた景観形成に努めます。

良好な景観の阻害要素となる屋外広告物については、大分県屋外広告物条例に基づいた適切な規制・誘導に努めます。

また、これらの良好な景観の維持・形成にあたっては、地区計画や建築協定、風致地区、景観計画などの規制・誘導方策の適用について、住民参加による検討を促進します。



役場前商店街

[大分県屋外広告物条例による禁止地域等]

- 禁止地域等とは、良好な景観の形成又は風致の維持の観点から、屋外広告物の表示等を禁止している地域又は場所であり、以下の地域又は場所では、原則として広告物を設置・表示することはできない。なお、禁止地域を除き、日出町全域が許可地域に指定されている。

出典：大分県屋外広告物の手引き(大分県 H28.3 現在)

- ① 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区
- ② 準景観地区のうち知事が指定する区域
- ③ 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- ④ 市民農園の区域
- ⑤ 文化財保護法により指定された建造物及びその敷地
- ⑥ 大分県文化財保護条例により指定された建造物及びその敷地
- ⑦ 名所、旧跡の風致の保存を目的とした保安林のある地域
- ⑧ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ⑨ 保存樹林(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律により指定)のある地域
- ⑩ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間
- ⑪ 道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域
- ⑫ 都市公園及び公園又は緑地の区域
- ⑬ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑭ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑮ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建造物並びにその敷地
- ⑯ 古墳、墓地、火葬場
- ⑰ その他知事が特に指定する地域又は場所

大分県屋外広告物条例には、設置できる広告物の基準のほか、禁止地域などに関係なく、適用除外広告物や禁止物件、禁止広告物などが定められています。

2.4.7 安全・安心なまちづくりの方針

1) 基本的な考え方

近年、頻繁に発生している集中豪雨などによる土砂災害や、近い将来、発生が予測される南海トラフなどの地震災害、その他の災害から、町民の生命と財産を守り、安心した暮らしが実現できるよう、災害時の避難救護活動が円滑に行えるような対策を防災行政と協力しながら、ハード及びソフト両面から推進することで、日出町の防災力の向上を目指します。

2) 安全・安心なまちづくりの方針

○都市施設の整備

災害時の避難路や緊急輸送路となる重要な道である国道や県道、都市計画道路等の幹線道路については、既設道路の維持管理を行うとともに、国や県と連携し、未整備箇所の整備を推進し、災害時の円滑な交通の確保に努めます。

このほか、道路改良事業や面的整備手法などの活用により、緊急避難場所となる道路・公園などの公共空間や浸水被害に対応するための雨水排水施設の整備推進など、様々な都市計画手法等の運用により、災害に強い都市施設の確保に努めます。

○山林、河川、海岸などの保全

日出町は、近年大きな災害は発生していませんが、地震や風水害に対し、町民の生命や財産を守り、安全、安心に暮せる生活環境を確保する必要があります。

このため、市街地を取り巻く山地部については、山地災害を防止するために適切な保全を図りつつ、土石流危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所においては、災害防止のための安全対策を促進します。

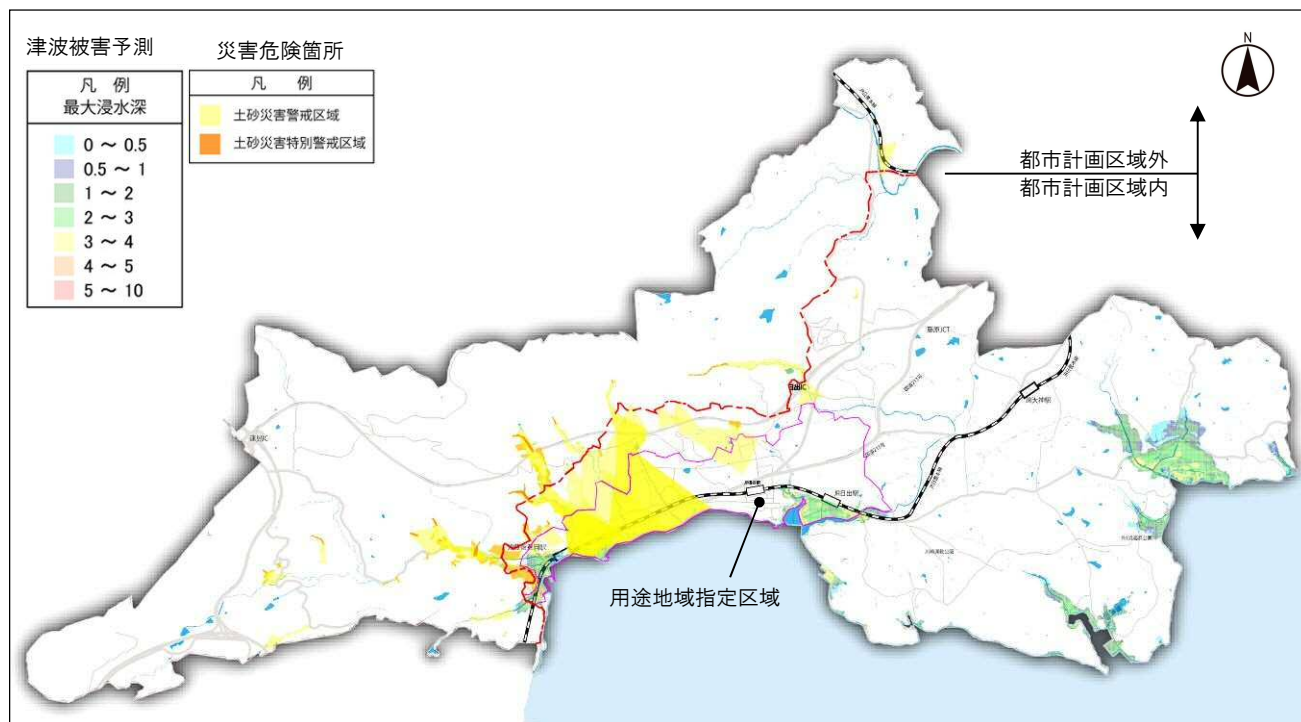


図 2.4.4 自然災害による被害発生予測

○建築物等の耐震化

地震による建築物の倒壊や火災発生時の延焼などを予防するため、既存建築物の耐震診断や耐震改修を促進します。

また、上下水道施設などのライフラインの耐震性の強化に努めます。



日出中学校

○防犯対策

安心して生活できる環境づくりを行うためには、町、警察、消防、そして地域が連携した防犯対策が重要です。そのためには、地域住民一人ひとりの防犯意識の向上や、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施、空き家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進するとともに、地域を最もよく知っている住民が中心となって防犯灯や防犯カメラの整備と機能管理を行うなど、犯罪を未然に防止するよう努めます。



町民パトロール

2.4.8 福祉のまちづくりの方針

1) 基本的な考え方

高齢者や障がい者などを取り巻く生活環境の変化や、社会参加への意欲の高まりの中で、暮らしの様々な場面で、誰もがいきいきと活動できるよう、ユニバーサルデザインの導入による都市のバリアフリー化を目指します。

2) 福祉のまちづくりの方針

○歩行者空間の確保

歩道幅員の確保、歩道勾配の緩和、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などにより、高齢者や障がい者などが快適に通行できるよう、すべての人にやさしい歩道整備を推進します。



バリアフリー（暁谷駅周辺）

○交通環境の整備

公共交通機関を利用した移動の利便性の向上を図るため、関係機関や交通事業者と協力して、駅などにおけるエレベーターの設置や低床バスの導入など、より一層のバリアフリー化を促進します。



バリアフリー（暁谷駅）

第3章 地区別構想

3.1 地区区分の設定

3.2 ゾーン別構想

3.3 地区別構想

第3章 地区別構想

3.1. 地区区分の設定

日出町都市計画マスタープランでは、ゾーン別構想及び地区別構想の2種類の構想を作成します。

ゾーン別構想では、将来の都市構造において設定した区分とします。

地区別構想では、小学校区単位を基本として、「豊岡・南端地区」、「日出地区」、「川崎地区」、「藤原地区」、「大神地区」に区分し、設定します。



図 3.1.1 地区区分

表 3.1.1 ゾーンと地区の関係

ゾーン名 \ 地区名	豊岡・南端	日出	川崎	藤原	大神
市街地整備ゾーン	◎	◎	○	○	
市街地周辺ゾーン	○	○	◎	○	○
自然・森林保全ゾーン	◎	○		○	
田園環境保全ゾーン			○	◎	◎
水辺の憩い・潤いゾーン	○	○	○		○

◎ 各地区において主要なゾーン

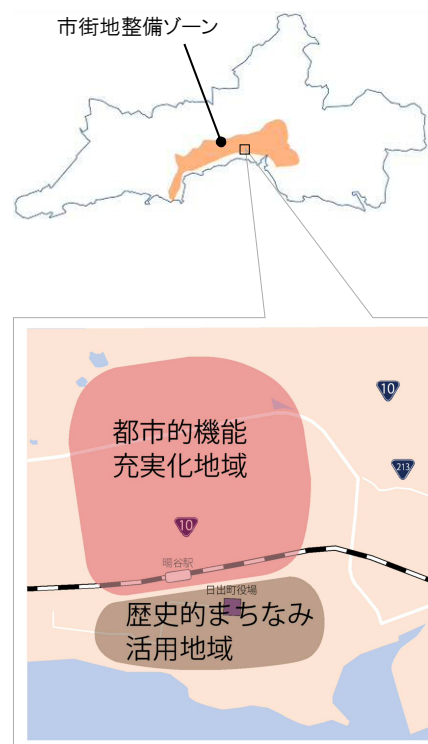
○ 各地区に関連するゾーン

3.2. ゾーン別構想

3.2.1 市街地整備ゾーン

1) 市街地整備ゾーンの概況

- 日出町の中心市街地では、用途地域に指定されているなど、日出町役場をはじめとして、町の重要な機能が集積しており、その周辺には住宅団地開発などで整備した居住空間や、日出城址など歴史的なまちなみが広がっています。また、国道10号やJR日豊本線の駅があり、町内外の玄関口となっています。このような日出町の都市機能などが集積した中心市街地及びその周辺を市街地整備ゾーンとして設定しています。
- 市街地整備ゾーンでは、国道等沿線には沿道型商業施設が立地し、役場周辺には商店街が形成されるなど商業集積があります。また、計画的に開発された住宅団地などがあるため、道路や公園等の都市機能は充実しています。
- 市街地整備ゾーンは、早い時期から市街化が進展した地域もあるため、建造物の老朽化や狭隘な公共空間により防災面での不安がある地域もあります。
- 近年、JR 陽谷駅周辺では、「陽谷駅周辺地区都市再生整備計画事業」※により、日出陽谷高校跡地を活用した生活利便施設の整備や、駅前広場、自由通路等が整備されました。また、日出城址周辺の観光交流拠点として二の丸館及びその周辺の観光環境の整備が進められてきました。
- JR 陽谷駅周辺整備や日出土地区画整理事業により、商業活動に変化が見られ、従来の商店街の活力低下が懸念されています。
- ゾーン内には、平成14(2002)年に供用開始した日出インターチェンジが整備されており、広域交通アクセスの利便性から、インターチェンジ周辺には住宅、工場の立地がみられます。



【都市的機能充実化地域】

商業店舗の立地や陽谷駅の整備により日出町の新しいシンボルとなっている地域

【歴史的まちなみ活用区域】

日出城址周辺の歴史的まちなみが見られる地域

陽谷駅周辺地区都市再生整備計画事業とは、以下のような事業です。

〔計画期間〕 平成23年度～平成28年度

〔大目標〕

「日出町の顔」・「交通結節点」・「集い交流する賑わいの空間」となる中心市街地の利便性の高い都市環境の向上を図り、快適で個性ある生活都心づくりを目指す。

目標1：駅利用者の利便性や安全性を向上し、交通結節点としての機能をもった都市環境の形成を図る。

目標2：集い・交流する賑わいの空間の創出から、駅前交流人口の拡大を図るとともに、歴史的文化遺産を活かした観光交流への拡大も図る。

目標3：買い物や生活サービスの利便性を確保するための、施設整備をおこない、中心市街地全体の活性化を図る。

2) 市街地整備ゾーンにおけるまちづくりの方針

～ 「日出町の顔」となる中心市街地のにぎわい・景観・防災面の再構築 ～

- 日出城址などの観光拠点であるとともに、日出町の都市機能集積地であり、交通結節点であることから、歴史的資源と中心市街地の賑わいを維持・発展させることで日出町の「顔」をより魅力と活気あるものとし
- 国道沿線や既存商店街など、既に集積している商業機能を維持・発展させることにより、日常生活の様々な利便を町内で完結できる土地利用の誘導を図ります。
- 交通弱者など誰もが、徒歩圏で、ある程度の所用を果たせる機能の集積を促進するとともに、各地区や機能をつなぐ道路ネットワークの形成を図ります。
- 建造物の老朽化や空間利用の窮屈さ、及びこれらに伴う防災面での不安を解消し安全・安心の確保された街区を形成するとともに、災害時の拠点となるような空間の形成を図ります。

[都市的機能充実化地域]

- JR 陽谷駅周辺地域及び日出土地区画整理事業地域については、都市計画(用途地域)見直しを含め、都市的機能の充実を図ります。

[歴史的まちなみ活用区域]

- 日出城址周辺の歴史的まちなみの景観の保全に努めながら、観光産業への活用や既存商店街の活性化など新しい時代に合った土地利用の在り方を検討します。

取組み①	歴史性あるまちなみの保全	課題 6 に対応
取組み②	中心商店街の活性化	課題 1・4・6 に対応
取組み③	まちなかの安全・快適な道路づくり	課題 1・7 に対応
取組み④	整序された市街化と、それを促す生活幹線道路整備の推進	課題 5・7 に対応
取組み⑤	まちなかの憩い・コミュニティの場づくり	課題 6 に対応
取組み⑥	まちの公共空間のあり方の見直し	課題 6 に対応
取組み⑦	生活拠点への生活利便施設の誘導	課題 1・6 に対応
取組み⑧	災害に強い都市構造の形成	課題 9 に対応
取組み⑨	恵まれた立地を活かした市街地整備	課題 2・3 に対応



JR 陽谷駅



二の丸館

3) 市街地整備ゾーンにおける主要な施策・取組み

取組み① 歴史性あるまちなみの保全

● 伝統的な建造物と調和した建築物の用途や形態の適正な誘導

- 伝統的な建造物が残る街区などでは、都市計画等を活用したまちなみ保全を検討
- まちなみ全体での歴史性を感じられるような景観面での規制や取り決めなどを検討
都市計画等の活用の検討⇒地区計画制度の導入や、景観計画、景観条例の検討

取組み② 中心商店街の活性化

- 日出町の個性を感じられる商店街づくり
- ゆとりある買物空間の形成

- 歴史的景観など日出町らしい個性ある商店街づくりの促進
- 広域幹線を最大限に活用した顧客の呼び込みと小売吸引力の強化
- 誰もが安心してショッピングが楽しめるような道路空間の形成
都市計画等の活用の検討⇒地区計画制度の導入や、景観計画、景観条例の検討

取組み③ まちなかの安全・快適な道路づくり

- 通過交通の少ない歩行者主体の街区形成
- 道路構造の見直し

- 近年の社会・経済情勢の変化と地域の情勢を踏まえた都市計画道路事業の整備方針やルートの見直し検討
- 町役場周辺の道路において、自動車交通の利便性を図りつつ、道路構造の改良を検討し、歩行者の安全性を確保
- 日出町の玄関口である JR 陽谷駅や日出城址を中心とした歴史的まちなみ、中心商店街等を歩いて回遊できるネットワークの構築を検討し、ヒューマンスケールのまちなみを形成

取組み④ 整序された市街化と、それを促す生活幹線道路整備の推進

- 地域にあった適正な土地利用の規制・誘導
- 地域に密着した道路整備・改良

- 農地や未利用地が介在し、都市基盤の不十分な地域については、計画的に良好な居住環境の維持・形成のための手法を検討
- 都市計画等を活用し、中密度市街地の形成や市街地のにじみ出し防止を目的とした土地利用の規制・誘導の検討
都市計画の活用の検討⇒用途地域の変更、地区計画制度等の導入や市街地整備事業などを検討
- 道路改良事業や都市計画を活用した生活幹線道路や都市計画道路の整備の検討

取組み⑤ まちなかの憩い・コミュニティの場の充実づくり

- 既存施設を活用した「まちなかの憩い・コミュニティの場」の充実

- JR 陽谷駅に隣接して設置したコミュニティ空間及び二の丸館を活用した憩い・コミュニティの場の充実

取組み⑥ まちの公共空間のあり方の見直し

● 多様な主体による公共空間の形成

- 既に整備された街区公園等を、近隣住民や事業者との協働をもとに、継続的に利用できるような適切な運営・管理
- 低・未利用地となっている民有地や寺社等の空間を公共空間として活用するため、地権者や事業者との協働を検討

取組み⑦ 生活拠点への生活利便施設の誘導

● 生活拠点にふさわしい機能の誘導

● ゾーン内外の交通ネットワークを踏まえ都市計画道路の見直し・整備

- 都市計画等を活用し、地域の中心的な地区への生活利便施設等の集積促進
都市計画の活用を検討⇒用途地域の指定や形態規制(建ぺい率、容積率、敷地面積等)の緩和の検討
- ゾーン内外の交通ネットワークを踏まえ、利便施設の立地を呼び込むための軸となる都市計画道路のルート変更や整備時期等を検討

取組み⑧ 災害に強い都市構造の形成

● 中心市街地における防災空間の形成及び防犯・防災面の強化

- 都市計画等を活用し、避難路の確保や延焼防止帯の整備などの防災空間の形成
都市計画等の活用を検討⇒地区計画制度等の導入を検討
- 老朽住宅や空き家の所有者等に対し、改築や取壊し等を促し、防犯・防災面の強化
空き家対策特別措置法の活用や街なみ環境整備事業計画の策定などを検討
- それぞれの地域の災害リスクを踏まえるとともに、警戒避難体制の整備状況、災害を防止・軽減するための施設の整備状況や整備見込みなどを総合的に勘案し、土地利用の規制や誘導

取組み⑨ 恵まれた立地を活かした市街地整備

● 日出インターチェンジを活かした産業立地の促進

● 良好な居住環境の形成

- 計画的に産業立地の促進や良好な居住環境の形成のための手法を検討
都市計画等の活用を検討⇒用途地域の変更、地区計画制度等の導入や市街地整備事業などを検討

3.2.2 市街地周辺ゾーン

1) 市街地周辺ゾーンの概況

- 用途地域が指定されている中心市街地の縁辺部は、農地が広がっていた地域でしたが、宅地開発の圧力が高まり、急速に宅地化されています。このように中心市街地に隣接して宅地化が進んだ地域を市街地周辺ゾーンに設定しています。
- ゾーンの形成過程からわかるように、農地と宅地が混在していますが、日出町の地域資源である山や海といった豊かな自然環境に囲まれたゾーンとなっています。
- 市街地周辺ゾーンでは、黒岩公園、安養寺ふれあい広場、川崎運動公園といった地区公園が整備されており、各地区における公共空間の役割を担っています。
- 市街地周辺ゾーンには、川崎工業団地があり、産業立地の集積化も行われています。
- 市街地周辺ゾーンの大部分は用途地域外に指定されていますが、一部の地域において公共下水道の整備区域となっています。



川崎運動公園

2) 市街地周辺ゾーンにおけるまちづくりの方針

～ 計画的な土地利用に根ざした将来の発展を担うエリアの形成 ～

- 農用地と住宅地や工場などの混在化が見られることから、良好な住環境や生産環境の整備と農地の保全との調和のとれた整備を行うために、適切な土地利用の誘導・規制を推進します。
- 様々な市民が徒歩圏で必要最低限の所用を果たせる機能の集積や、ゾーン内外が円滑に移動できる道路ネットワークの形成に努めます。
- 公共下水道の計画区域内では、公共下水道により整備を行うものとし、公共下水道の計画区域外集落については合併処理浄化槽の普及に努めます。
- 不足している街区公園等の公共空間の整備を図り、地域コミュニティの核となる公共空間の創出を図ります。

取組み① 生活道路の機能強化(安全性・快適性の向上)

課題 2・7・9 に対応

取組み② 産業立地と周辺環境の調和

課題 2・3・5 に対応

取組み③ 市街地縁辺部での地域の実情に応じた土地利用のコントロール

課題 5 に対応

取組み④ 下水道整備などの推進による良好な水環境の保全・創出

課題 2・8 に対応

取組み⑤ 身近な公共空間の創出

課題 8 に対応

3) 市街地周辺ゾーンにおける主要な施策・取組み

取組み① 生活道路の機能強化(安全性・快適性の向上)

- ゾーン内外の交通ネットワークを踏まえた道路の改良・整備
- 生活拠点周辺における安全性の向上

- 地域の実態や町民のニーズなどを踏まえ、また、ゾーン内外の交通ネットワークを踏まえ、都市計画道路のルート変更や整備時期等を検討
- 歩行者の通行が多い歩道においては、道路改良事業等による歩道拡幅や設置などを検討し、歩道空間の安全性を向上
- 既存の道路ネットワークを活かした生活道路の改良・整備を検討し、円滑な移動空間を確保

取組み② 産業立地と周辺環境の調和

- 川崎工業団地など産業立地可能箇所への周辺環境と調和した産業誘致

- 日出インターチェンジを中心に、周辺地域に広がる開発動向に対応した受け皿整備の検討
- 大規模小売店舗など交通負荷を高め、居住環境・営農環境との共存が困難な施設の立地規制
都市計画の活用を検討⇒市街地整備事業や地区計画制度等の導入を検討

取組み③ 市街地縁辺部での地域の実情に応じた土地利用のコントロール

- 地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導

- 都市計画等を活用した適切な土地利用の規制・誘導
都市計画の活用を検討⇒用途地域または特定用途制限地域の指定や形態規制(建ぺい率、容積率、敷地面積等)の強化、地区計画制度の導入を検討

取組み④ 下水道整備などの推進による良好な水環境の保全・創出

- 公共下水道計画区域外の合併処理浄化槽の普及推進
- 公共下水道認可区域内の整備

- 公共下水道の計画区域外集落については合併処理浄化槽の普及促進による適切な排水処理
- 公共下水道認可区域の整備、施設(浄化センター、ポンプ場等)の耐震化・長寿命化

取組み⑤ 身近な公共空間の創出

- 地域のコミュニティ空間の確保

- 地域住民等との協働や低・未利用地を活用したコミュニティの場となる空間の創出を促進
- 公園整備事業などによる街区公園などの身近な公共空間の整備・活用を検討
都市計画等(都市緑地法)の活用⇒緑の基本計画の検討

3.2.3 自然・森林保全ゾーン

1) 自然・森林保全ゾーンの概況

- 日出町は、南に別府湾を臨み、市街地を挟んで、その後背には、緑豊かな山林が広がり、美しい自然環境が広がっています。この緑を豊かに湛えた地域を自然・森林保全ゾーンに設定しています。
- 当ゾーンの大半が山地になっており、その谷あいには農地や集落地が介在しています。
- 当ゾーン内には、東九州自動車道速見インターチェンジが整備されており、その交通アクセスの良さから、杵築市側に「速見インター工業団地」が整備されています。
- ほぼ全域が都市計画区域外となっているため、都市計画上の土地利用規制等が定められておらず、都市計画区域内に比べ、建築規制などが緩やかとなっています。
- 中心市街地から眺める鹿鳴越連山がつくりだすスカイラインは、日出町の原風景となっています。



鹿鳴越連山

2) 自然・森林保全ゾーンにおけるまちづくりの方針

～ 自然環境や自然景観の保全・活用による日出町の魅力の維持・向上 ～

- 豊かな自然環境と森林の持つ機能を維持・保全するために、開発については緑地確保などの適正な施行の誘導を図ります。
- 自然環境の保全・活用を図り、豊かな自然を有する日出町の住みよさを保全するとともに、都市的機能を誘導するエリアの明確化など、適切な土地利用のコントロールに努めます。
- 中心市街地や他都市との連携による生活利便を維持しつつ、地区のなかでもある程度の日常利便を完結できる生活拠点の形成を促進します。

取組み① 自然環境・自然景観の保全・活用

課題 2・5・10 に対応

取組み② 自然災害への対策

課題 9 に対応

取組み③ 自然環境と調和した生活拠点の形成

課題 1・6 に対応

取組み④ 速見インターチェンジ周辺における適切な機能集積の誘導

課題 3 に対応

取組み⑤ 水源地の保全

課題 5・10 に対応

取組み⑥ 緑のネットワークづくり

課題 10 に対応

3) 自然・森林保全ゾーンにおける主要な取組み

取組み① 自然環境・自然景観の保全・活用

● 無秩序な開発の抑制

- 土地利用の整序及び環境の保全が必要なエリアの明確化
- エリア内における都市計画等を活用した適切な土地利用の整序等
都市計画の活用の検討⇒準都市計画区域及び風致地区、緑地保全地域などの指定の検討

取組み② 自然災害への対策

● 自然災害に対応した防災対策の推進

- 道路改良事業等を活用した災害に強い既存道路の再整備
- 砂防事業などを活用し、土砂災害等から地域を守る防災関連事業の検討
- 宅地開発や太陽光発電施設整備など、無秩序な土地開発を抑制するための適切な誘導方法の検討

取組み③ 自然環境と調和した生活拠点の形成

● 生活拠点にふさわしい機能の誘導

- 都市計画等を活用し、自然環境と調和の取れた住環境を確保し、地域の中心的な地区への生活利便施設等の集積促進
都市計画の活用の検討⇒用途地域の指定や形態規制(建ぺい率、容積率、敷地面積等)の緩和の検討

取組み④ 速見インターチェンジ周辺における適切な機能集積の誘導

● 秩序ある開発の誘導

- 工場立地などの開発を許容するエリアの明確化
- エリア内における都市計画等を活用した適切な土地利用の誘導等
都市計画の活用の検討⇒準都市計画区域や用途地域、特別用途地区などの指定の検討

取組み⑤ 水源地の保全

- 水源及びその周辺の自然環境の保全
- 水源及びその周辺の水源涵養林の保全

- 保安林の適正な管理
- 水源及び水源等を涵養する森林の保全に向けた指針の検討

取組み⑥ 緑のネットワークづくり

● 誰もが安全安心に利用できる緑のネットワークの創出

- 誰もが安心して観光資源や景観を楽しめる遊歩道等の整備
- 休憩や景観が楽しめるビューポイントなどの道端空間の形成

3.2.4 田園環境保全ゾーン

1) 田園環境保全ゾーンの概況

- 日出町は、農業の生産基盤である優良な農地を有しており、美しい田園景観に囲まれた田園居住空間が広がっています。この田園景観を有する地域を田園環境保全ゾーンに設定しています。
- 農業従事者の高齢化などに起因し、農業の継続が危ぶまれており、今後、耕作放棄地の増加が懸念されています。
- 田園環境保全ゾーンの大半が都市計画区域に指定されていますが、用途地域などの指定がないため、農地法のみでは、法的な拘束力が弱く、一部に農地と住宅地等の混在が見られます。
- 広域道路網の密度が薄く、また、狭隘道路が多く見られるなど、良好な移動空間が不足している地域もあります。
- 糸ヶ浜海浜公園やハーモニーパークなどのレクリエーション施設としての公園は整備されていますが、地域住民のコミュニティの場となる街区公園などの身近な公園の整備が不十分です。
- 公共下水道計画区域外のため、公共下水道は整備されていませんが、大神漁港周辺や大神小学校や中学校周辺では、集落排水事業により、生活雑排水等が処理されています。



糸ヶ浜海浜公園

2) 田園環境保全ゾーンにおけるまちづくりの方針

～ 田園共生型生活空間の保全 ～

- 優良農地の保全や産業基盤の整備に努めながら、観光農園やグリーンツーリズムといった新しい農業形態への転換を支援するとともに、生産者の高齢化や後継者不足などによる農用地の低・未利用地化対策を講じるなど、農業振興及び田園環境・農業生産基盤の保全に努めます。
- 田園環境や農業生産基盤への影響を最小限にとどめながら、日出インターチェンジや国道などの開発可能性の高く、開発圧力も高いことから、産業立地を推進すべきエリアなどを明確にするなど、きめ細かな土地利用誘導を図ります。
- 中心市街地や他都市との連携による生活利便を維持しつつ、地区内においてもある程度の日常利便を完結できる生活拠点の形成に努めます。

取組み①	自然環境・農地・農村景観の保全	課題 6 に対応
取組み②	農・住の調和の取れた田園居住環境の形成	課題 2・5 に対応
取組み③	郊外型生活拠点の形成	課題 1・6 に対応
取組み④	生活道路の機能強化(安全性・快適性の向上)	課題 7・9 に対応
取組み⑤	身近な公共空間の創出	課題 8 に対応
取組み⑥	低・未利用地の有効活用	課題 1・6 に対応

3) 田園環境保全ゾーンにおける主要な取組み

取組み① 自然環境・農地・農村景観の保全

● 土地利用の規制・誘導による田園環境の保全

- 田園景観形成要素であり、生産基盤として重要な優良農地の保全
- 都市計画等を活用した適切な土地利用の規制・誘導

都市計画の活用を検討⇒風致地区、特別用途地区などの指定や形態規制(建ぺい率、容積率、敷地面積等)の強化の検討

取組み② 農・住の調和の取れた田園居住環境の形成

● 地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導

- 住宅立地を許容するエリア、または規制するエリアの明確化
- 農地法の適正な運用と都市計画等を活用した適切な土地利用の規制・誘導

都市計画の活用を検討⇒用途地域の指定や形態規制(建ぺい率、容積率、敷地面積等)の強化の検討

取組み③ 郊外型生活拠点の形成

● 生活拠点にふさわしい機能の誘導

- 都市計画等を活用し、地域の中心的な地区への生活利便施設等の集積促進

都市計画の活用を検討⇒用途地域の指定や形態規制(建ぺい率、容積率、敷地面積等)の緩和の検討

取組み④ 生活道路の機能強化(安全性・快適性の向上)

● 生活拠点周辺における安全性の向上

- 歩行者の通行が多い歩道においては、道路改良事業等による歩道拡幅や設置などを検討し、歩道空間の安全性を向上
- 既存の道路ネットワークを活かした生活道路の改良・整備を検討し、円滑な移動空間を確保

取組み⑤ 身近な公共空間の創出

● 地域のコミュニティ空間の確保

- 公園整備事業等による街区公園などの身近な公園や文化財・歴史的資源周辺をコミュニティ空間として整備

都市計画等(都市緑地法)の活用⇒緑の基本計画の検討

取組み⑥ 低・未利用地の有効活用

● 優良農地の保全と都市的土地利用を許容する土地利用規制等の調整

- 観光農園やグリーンツーリズムといった新しい農業形態への転換や生活利便施設の誘導など、地権者の意向を踏まえながら、増加傾向にある耕作放棄地を有効活用
- 都市計画等を活用した適切な土地利用の規制・誘導

都市計画の活用を検討⇒用途地域の指定や形態規制(建ぺい率、容積率、敷地面積等)の緩和の検討

3.2.5 水辺の憩い・潤いゾーン

1) 水辺の憩い・潤いゾーンの概況

- 日出町は、南に別府湾を望み、魚介類等の海産物に恵まれ、また、この美しい海岸景観は、日出町の地域資源に挙げられています。このような海岸線を水辺の憩い・潤いゾーンに設定しています。
- 海岸景観を楽しむための遊歩道整備が行われていますが、断片的な整備にとどまり、ネットワーク化が図られていません。



2) 水辺の憩い・潤いゾーンにおけるまちづくりの方針

～ 気軽に立寄り、回遊できる親水ネットワークの形成 ～

- 日出町の貴重な地域資源である海岸線は、レクリエーションや健康づくりの場としての役割にとどまらず、観光振興など多様な可能性を持っています。
- 回遊ネットワークを形成し、自然災害等の対策に配慮しつつ、町民の多様なレクリエーションなどへのニーズに応える親水空間を形成するとともに、日出城址をはじめとする観光の来訪者へも、これまで以上に地域の魅力を体感できる回遊ルートの形成に努めます。

取組み① 水辺の景観保全

課題 10 に対応

取組み② 水辺の環境保全

課題 2・5・10 に対応

取組み③ 水辺の回遊性の確保

課題 2・5・10 に対応

取組み④ 水辺の自然災害への対策

課題 9 に対応

3) 水辺の憩い・潤いゾーンにおける主要な取組み

取組み① 水辺の景観保全

- 住民との協働による景観保全の促進
- 観光資源としての水辺空間の形成

- 住民による八代漁港周辺での景観保全の取組みの波及
- 漁港を中心とした観光開発、商品開発の促進

取組み② 水辺の環境保全

- 排水処理施設整備の推進
- 環境負荷の少ない住宅系や工業系土地利用の誘導

- 雑排水の海への直接流出を抑制するための排水対策の推進(公共下水道事業、個別合併処理浄化槽設置など)
- 工場など企業の計画的な誘致

取組み③ 水辺の回遊性の確保

● 道路ストックを活用した海辺ルートの構築

-
- 既存道路を活用し、海辺の散策が可能となるような道路整備の検討
 - 産・官・民との協働による親水空間の創出と回遊ネットワークの充実

取組み④ 水辺の自然災害への対策

● 災害に強い水辺空間の形成

-
- 自然災害に配慮した漁港等の再整備の検討

3.3. 地区別構想

3.3.1. 豊岡・南端地区

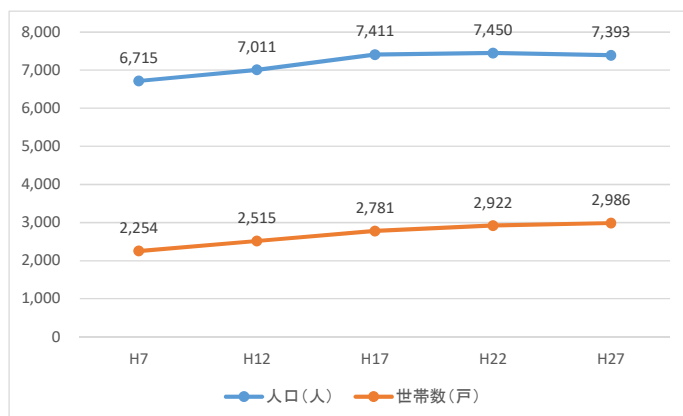
1) 豊岡・南端地区の概況

豊岡・南端地区は、豊岡小学校区で、このうち、南端は、旧南端小学校区です。

行政区では、豊岡は、大字豊岡及び大字平道、南端は、大字南畑に属します。

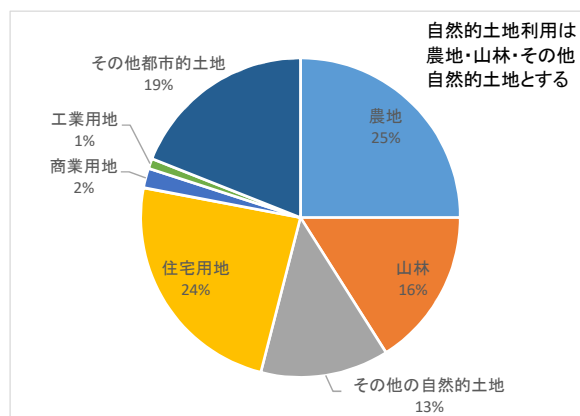


項目	概況
○人口・世帯数	● 平成 27(2015)年の人口は、7,393 人となっており、日出町で最も多い地区です。人口の増加を見ると平成 7(1995)年から平成 17(2005)年にかけて増加し、その後横ばいとなっています。 ● 平成 27(2015)年の世帯数は 2,986 世帯となっており、人口同様に日出町で最も多い地区です。世帯の増減をみると、平成 7(1995)年から平成 17(2005)年にかけて増加し、その後横ばいとなっています。 ● 平成 27(2015)年の高齢化率をみると、28%となっており、大神地区、藤原地区に次いで 3 番目に高い高齢化率を示しています。平成 7(1995)年の高齢化率は 16%と日出町で最も低かったのですが、高齢化率増加割合は最も高くなっています。
○土地利用	● 土地利用現況をみると、6 割弱が自然的土地利用で占めていますが、当該用途としての良好な管理状態が保てていません。 ● 住宅用地等の宅地は 3 割弱を示していますが、まとまった商業集積地等は見られません。
○交通インフラ・施設等	● 日出バイパス速見インターチェンジや国道 10 号といった主要幹線はあるものの、生活道路は脆弱です。 ● JR 日豊本線豊後豊岡駅周辺には、公的施設や商業施設がみられ、地区拠点となっています。
○災害履歴	● 災害履歴をみるとがけ崩れなどの小規模な災害はみられますが、大きな災害は発生していません。ただし、土砂災害特別警戒区域の指定箇所がみられるなど、自然災害に脆弱な地区があります。 ● 津波被害の予測をみると JR 豊後豊岡駅西側を中心とした海岸線で、最大 4m の浸水深が予想されています。



資料:国勢調査

図 3.3.1 豊岡・南端地区の人口と世帯数



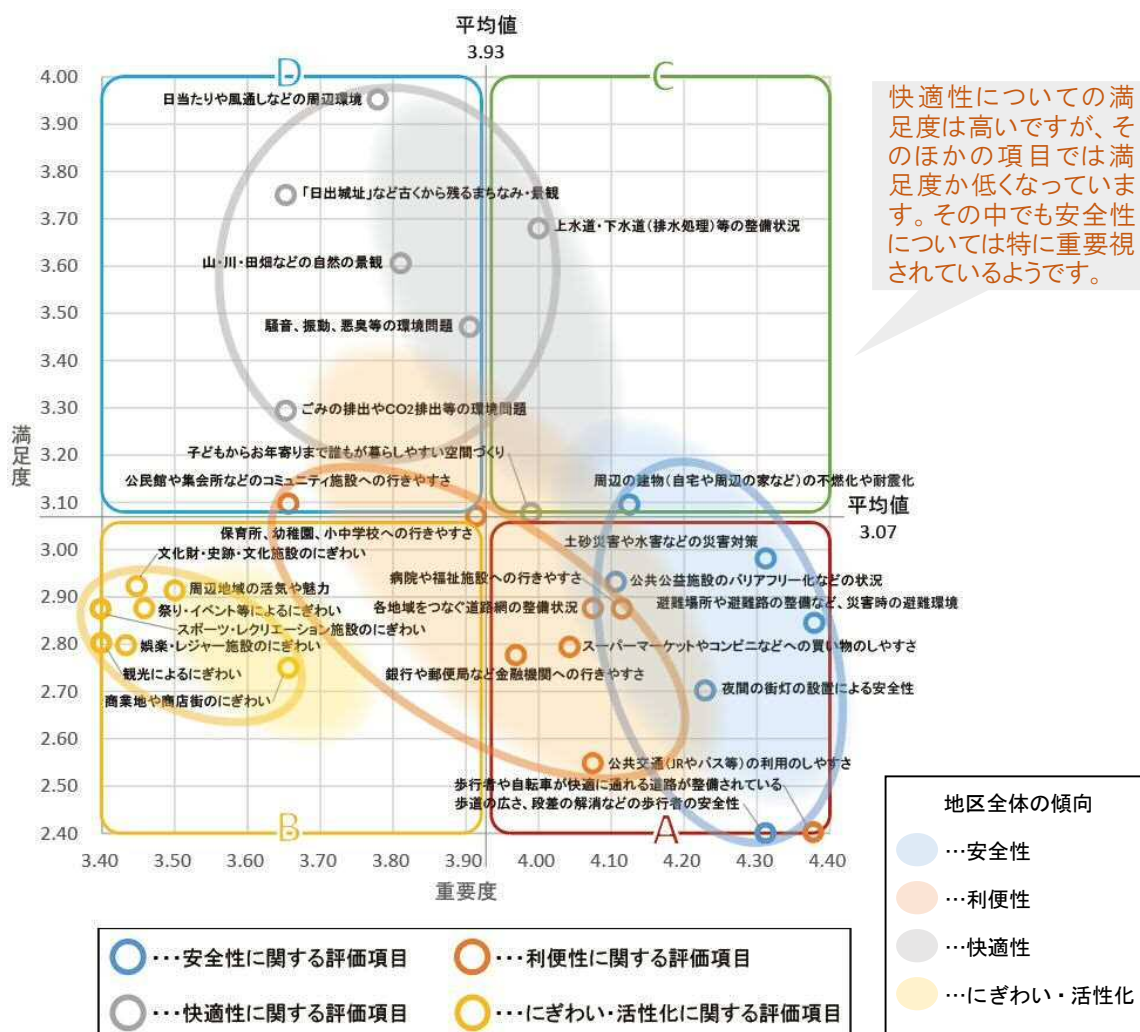
資料:平成 27 年度都市計画基礎調査

図 3.3.2 豊岡・南端地区の土地利用状況

2) 豊岡・南端地区における住民意向

アンケート調査結果より、満足度・重要度に係る豊岡・南端地区を4分類による評価を見ると、以下のよう傾向にあります。

- **安全性に関する項目**は、重要度が平均値を全て上回っており、満足度が低い傾向にあります。特に「歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。また、「土砂災害や水害などの災害対策」、「避難場所や避難経路の整備など、災害時の避難環境」は、重要度が高くなっています。
- **利便性に関する項目**は、日出町全体と比較すると、満足度が低く、重要度が高い傾向にあります。特に「歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。一方で、「公民館や集会所などのコミュニティ施設の行きやすさ」は、重要度が低くなっています。日出町全体では、「銀行や郵便局など金融機関への行きやすさ」がDに分類されていますが、本地区ではAに分類されています。
- **快適性に関する項目**は、満足度が平均値を全て上回っています。日出町全体と比較すると、重要度が低い傾向にあります。
- **にぎわい・活性化に関する項目**は、満足度、重要度が全て平均を下回っています。日出町全体と比較すると、重要度が低い傾向にあります。



3) 豊岡・南端地区におけるまちづくりの目標と方針

豊岡・南端地区は、主要なゾーンとして、「市街地整備ゾーン」及び「自然・森林保全ゾーン」に属します。

これらのゾーンの整備方針では、日出町の「顔」としての中心市街地を構築すること及び自然環境を活用した日出町の魅力を維持・向上させることとしており、豊岡・南端地区においても、この方針を基本としながらも、地域の現状や住民意向から導き出される地区の課題を踏まえて、まちづくりの目標と方針を設定します。

《豊岡・南端地区の課題》

- 地区の拠点となっている豊岡小学校や豊岡公民館周辺への生活利便施設などの立地誘導による利便性の向上
- 速見インターチェンジ周辺の立地可能性を活かした工場等の集積
- 地域資源となっている良質な水資源を保全するための水源地周辺の適切な管理
- 都市計画道路などの道路整備による地域内外の円滑な移動空間及び安全・安心な道路空間の確保
- 土石流などの自然災害が懸念される地区における防災対策

《日出町全体との共通課題》

- 課題 1 人口減少・高齢化に対応した、住み続けられる生活圏の形成
- 課題 2 産業活力を支える地域づくり
- 課題 3 高速道路・インターチェンジを活かした産業の活性化
- 課題 4 広域的な連携・連続性の強化
- 課題 5 無秩序な市街地形成の抑制
- 課題 6 市街地の顔となる公共空間の形成
- 課題 7 円滑に移動できる公共交通などの充実
- 課題 8 行政体力に応じた公共施設の見直し
- 課題 9 様々な災害に備えた安全・安心な都市づくり
- 課題 10 魅力ある海・山の自然環境の保全

《豊岡・南端地区のまちづくりの目標》

住んでよかったと思えるまち'とよおか・なんたん'

《豊岡・南端地区のまちづくりの方針》

- [都市施設]
- 公民館・集会施設等
 - 警察署・交番
 - 消防署
 - ◆ 文化施設
 - 福祉施設
 - ▲ 大型商業施設
 - 都市公園
 - 鉄道(広域連携軸)
- [都市計画道路]
- 改良済
 - 改良中
 - 未改良
- ← 広域連携軸
→ 生活連携軸
→ 産業連携軸

速見 IC 周辺の立地可能性を活かした工場等の集積

豊岡漁港周辺における漁業集落の維持、利便性の確保及び安全・安心のある集落形成

山林等の自然環境の保全・活用
無秩序な開発を抑制するための適切な誘導方法の検討

[共通]
・身近な公共空間の確保
・浄化槽を含めた生活排水処理施設整備の推進
・街灯の整備など誰もが安心安全に移動できる空間の形成

都市計画道路
須崎新田線の見直し検討の推進

土石流などの危険性
津波浸水が予想されている

生活拠点
豊岡小学校及び豊岡公民館周辺の生活道路改善等による生活利便施設等の誘導

水辺の景観保全や環境保全
水辺の回遊性の確保

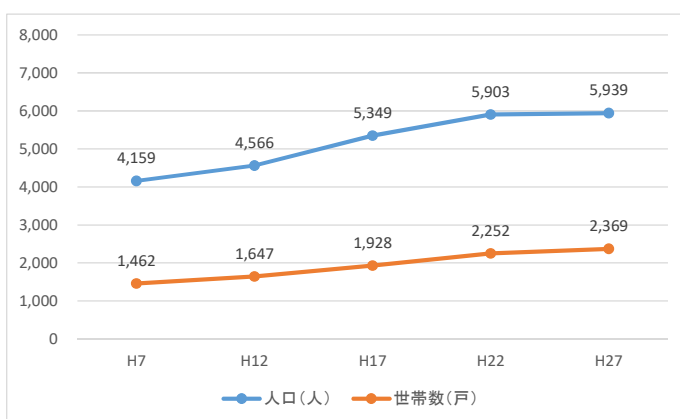
3.3.2. 日出地区

1) 日出地区の概況

日出地区は、日出小学校区で、行政区としては、日出に属します。

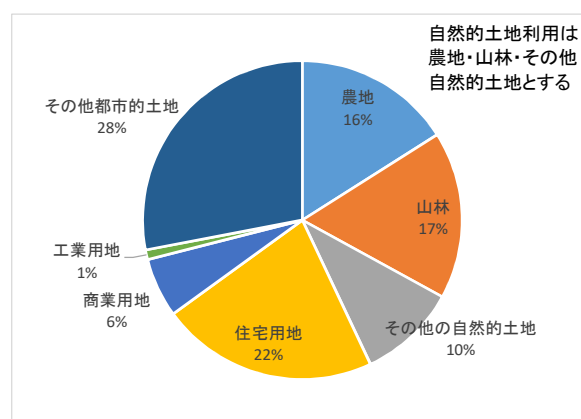


項 目	概 況
○人口・世帯数	● 平成 27(2015)年の人口は、5,939 人となっており、豊岡・南端地区に次ぎ 2 番目に多く、人口の増加を見ると平成 7(1995)年から平成 22(2010)年にかけて大幅に増加しており、増加率は最も高くなっています。 ● 世帯数も人口と同様に増加傾向が続き、平成 27(2015)年の世帯数は、2,369 世帯とであり、豊岡・南端地区に次ぎ 2 番目に多いですが、増加率をみると 5 地区中最も高く、平成 7(1995)年から平成 22(2010)年にかけて大幅に増加しています。 ● 高齢化率をみると平成 27(2015)年では 25%と 5 地区中最も低くなっています。
○土地利用	● 土地利用現況を見ると、5 地区中、都市的土地利用の割合が最も高く、6 割弱となっています。 ● JR 陽谷駅北側では市街地整備により、新たな市街地が形成されています。
○交通インフラ・施設等	● 交通インフラをみると、広域幹線となる国道 10 号が地区中央部を東西に走り、その沿線には沿道型商業施設の立地が見られます。 ● 地区内に JR 陽谷駅があり、隣接して商業施設等が集積しているなど、町及び地区拠点となっています。 ● 観光拠点として、日出城址周辺が整備されています。
○災害履歴	● 災害履歴を見ると大きな災害は発生していません。



資料:国勢調査

図 3.3.3 日出地区の人口と世帯数



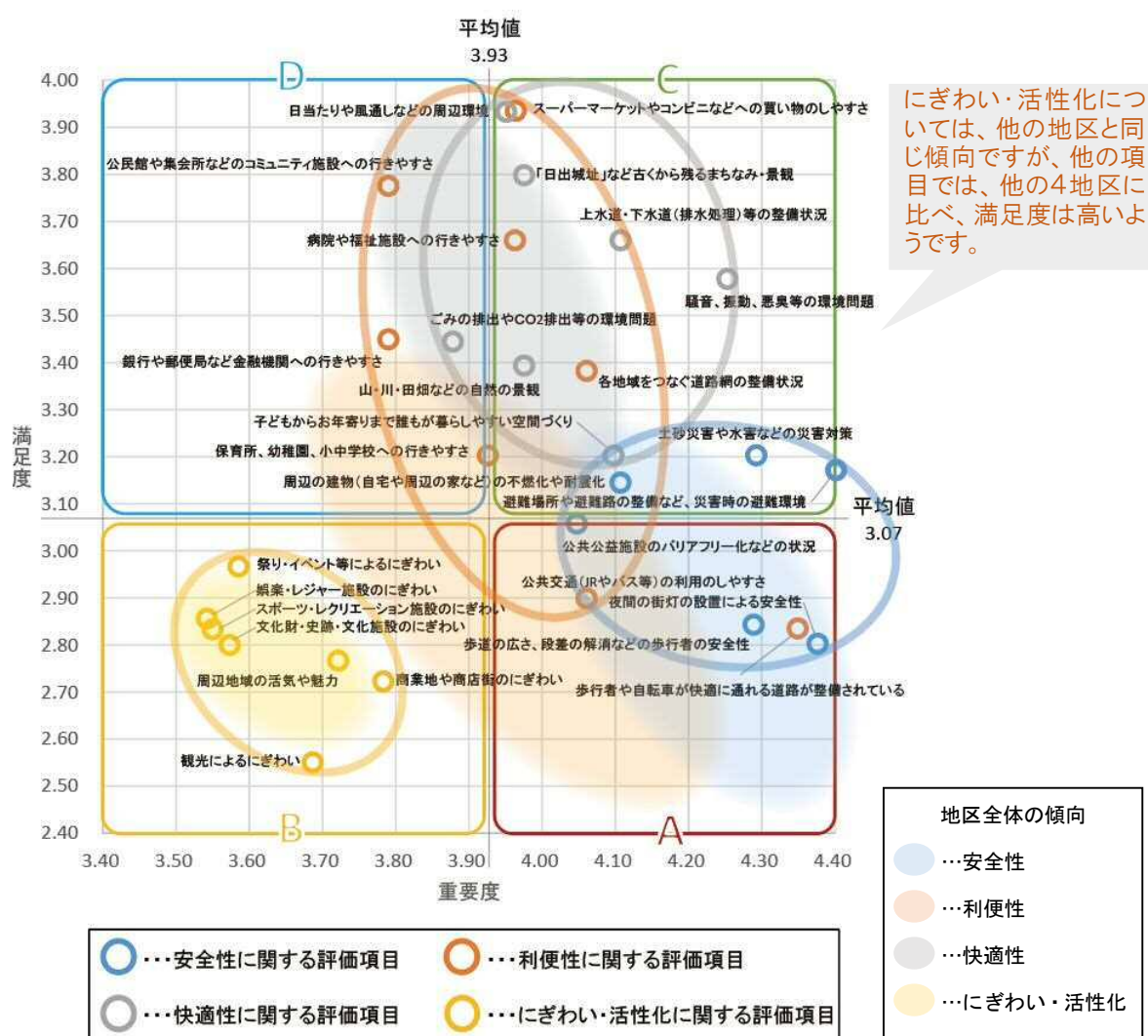
資料:平成 27 年度都市計画基礎調査

図 3.3.2 日出地区の土地利用状況

2) 日出地区における住民意向

アンケート調査結果より、満足度・重要度に係る日出地区を4分類による評価を見ると、以下のような傾向にあります。

- **安全性に関する項目**は、重要度が平均値を全て上回っています。満足度は、日出町全体と比較すると、高い傾向にありますが、特に「夜間の街灯の設置による安全性」、「歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。また、「土砂災害や水害などの災害対策」は、重要度が高くなっています。
- **利便性に関する項目**は、日出町全体と比較すると、満足度が高い傾向にあります。特に「スーパーマーケットやコンビニなどへの買い物のしやすさ」は、満足度が高くなっています。「公共交通（JRやバス等）の利用のしやすさ」、「歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。
- **快適性に関する項目**は、満足度が平均値を全て上回っています。日出町全体と比較すると、重要度が高い傾向にあり、特に「騒音、振動、悪臭等の環境問題」は、重要度が高くなっています。
- **にぎわい・活性化に関する項目**は、満足度、重要度が全て平均を下回っており、特に「観光によるにぎわい」は、満足度が低くなっています。



3) 日出地区におけるまちづくりの目標と方針

日出地区は、主要なゾーンとして、「市街地整備ゾーン」に属します。

このゾーンの整備方針では、にぎわいや景観、防災面から日出町の「顔」としての中心市街地を構築することとしており、日出地区においても、この方針を基本としながらも、地域の現状や住民意向から導き出される地区の課題を踏まえて、まちづくりの目標と方針を設定します。

《日出地区の課題》

- 空き店舗などの活用による中心商店街の活性化対策
- 日出城址や二ノ丸館を拠点とした歴史・まちなみ景観の活用による日出町の活性化
- 段差の解消や十分な歩道空間の確保など、誰もが安心・安全に使える公共空間の整備
- 生活道路の改良や敷地整序などによる居住環境の改善
- 回遊ルートの整備など、美しい海岸線などの自然環境の活用

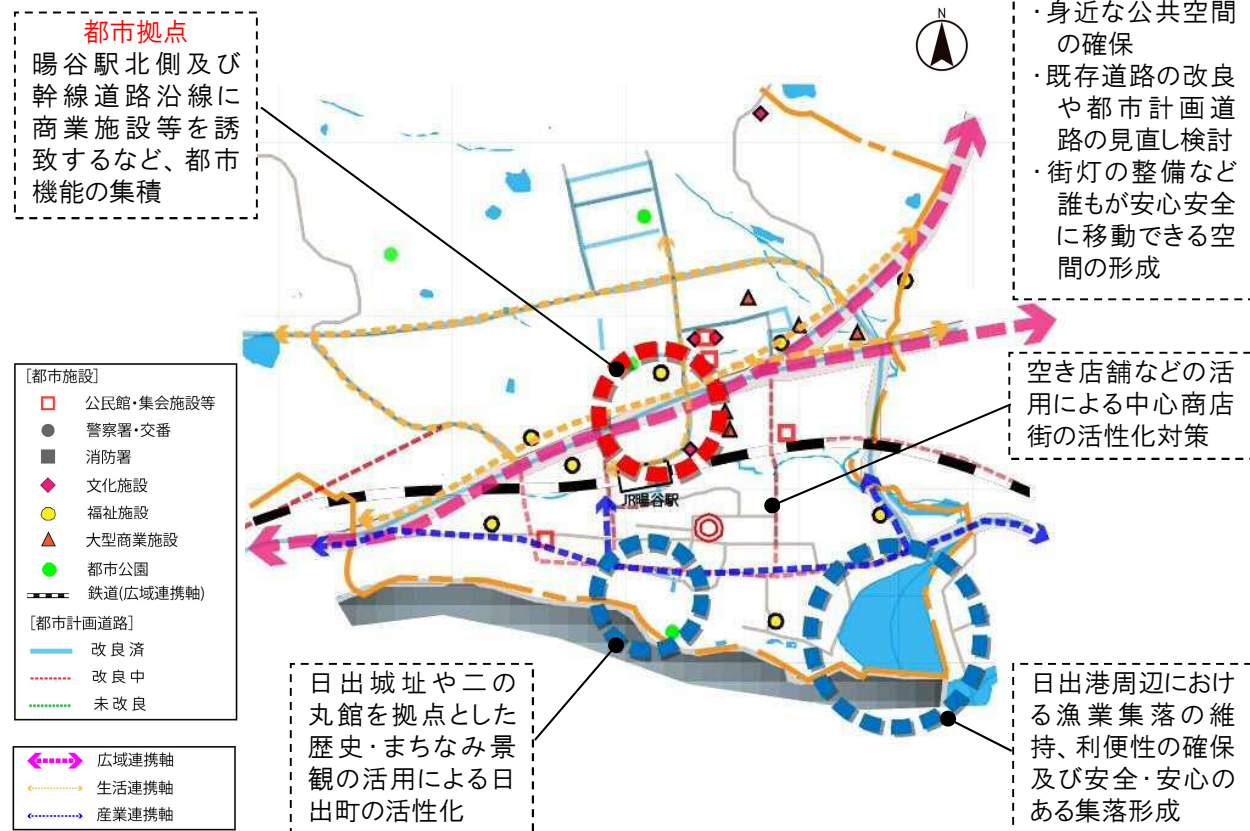
《日出町全体との共通課題》

- 課題 1 人口減少・高齢化に対応した、住み続けられる生活圏の形成
- 課題 2 産業活力を支える地域づくり
- 課題 4 広域的な連携・連続性の強化
- 課題 5 無秩序な市街地形成の抑制
- 課題 6 市街地の顔となる公共空間の形成
- 課題 7 円滑に移動できる公共交通などの充実
- 課題 8 行政体力に応じた公共施設の見直し
- 課題 9 様々な災害に備えた安全・安心な都市づくり
- 課題 10 魅力ある海・山の自然環境の保全

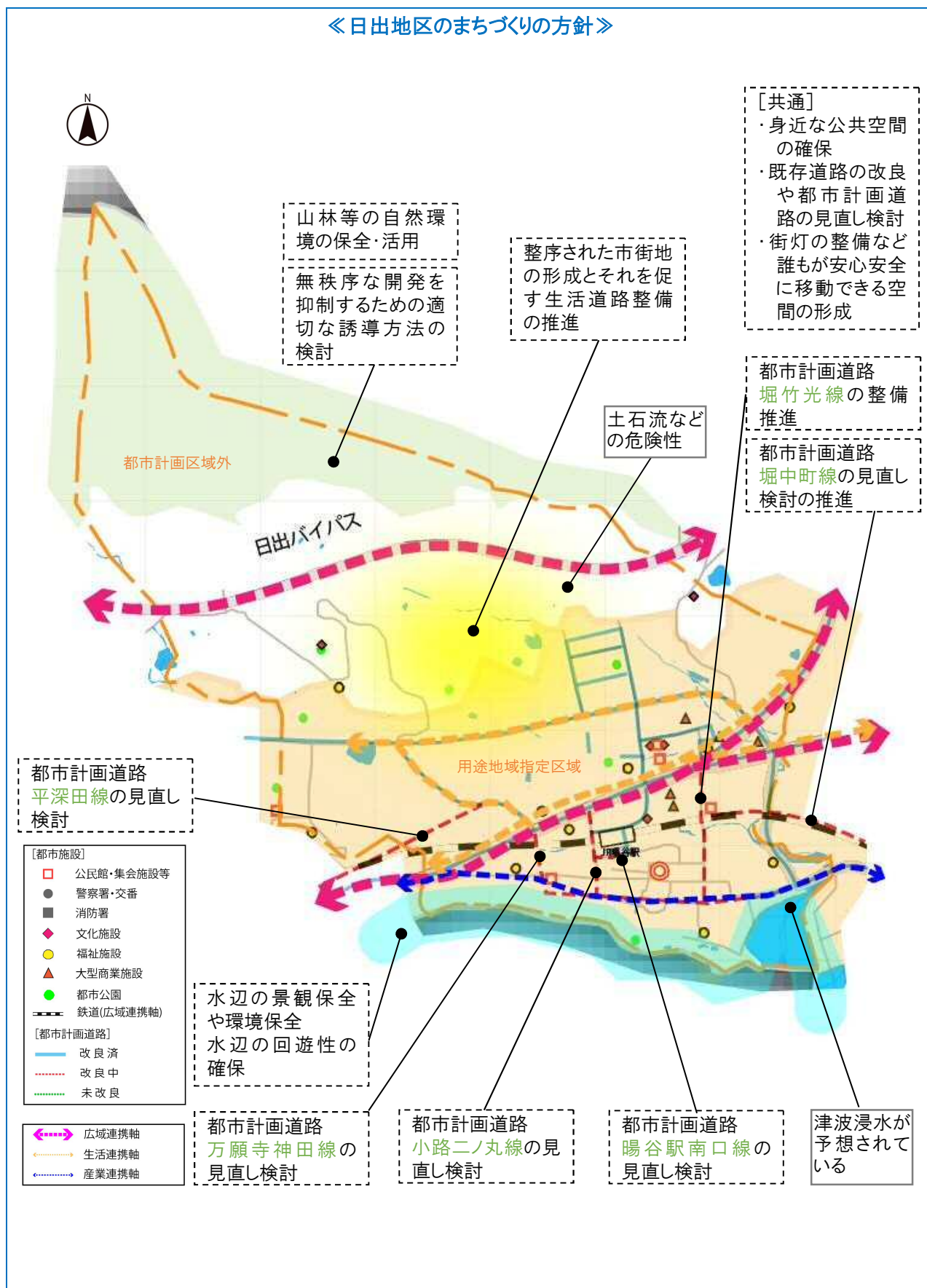
《日出地区のまちづくりの目標》

行きたい・住みたい・あたたかい住民パワーあふれるまち'ひじ'

《日出地区のまちづくりの方針(中心市街地)》



《日出地区のまちづくりの方針》



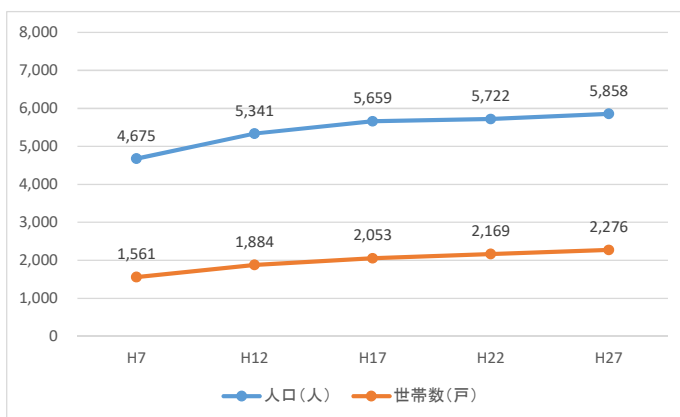
3.3.3. 川崎地区

1) 川崎地区の概況

川崎地区は、川崎小学校区で、行政区としては、大字川崎に属します。

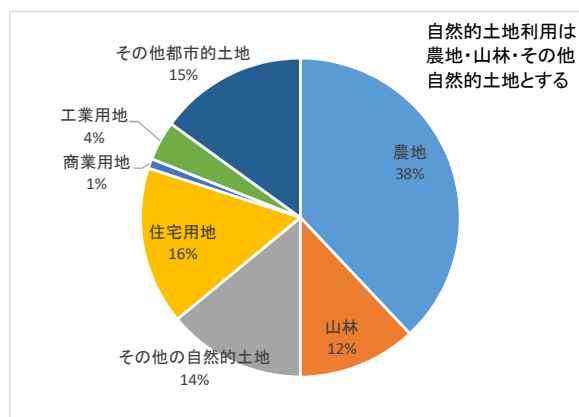


項 目	概 況
○人口・世帯数	● 平成 27(2015)年の人口は、5,858 人となっており、豊岡・南端地区、日出地区に次いで3番目に多く、平成 7(1995)年から平成 17(2005)年にかけては大幅に増加していますが、それ以降、増加傾向が鈍化しています。 ● 世帯数も、人口と同様に増加傾向が続き、平成 27(2015)年の世帯数は、2,276 世帯であり、豊岡、日出地区に次いで3番目に多くなっています。 ● 高齢化率をみると平成 27(2015)年では 26%で、日出地区に次いで 2 番目に低い水準を保っています。一方で、平成 7(1995)年から平成 27(2015)年の増加割合は豊岡地区に次いで2番目に高く、188%となっています。
○土地利用	● 土地利用現況をみると、6 割強が自然的土地利用で占めており、4 割弱は農地となっています。
○交通インフラ・施設等	● 交通インフラをみると、国道 213 号及び県道日出真那井杵築線といった比較的交通量の多い道路が地区内を横断しています。 ● 地区内に JR 日豊本線日出駅があり、商業施設が集積しているなど、地区拠点となっています。 ● レクリエーション施設として、川崎運動公園が整備されています。
○災害履歴	● 災害履歴をみると、大きな災害は発生していないものの、津波被害の予測では JR 日出駅南側で、2～3m の浸水深が予想されています。



資料:国勢調査

図 3.3.5 川崎地区の人口と世帯数



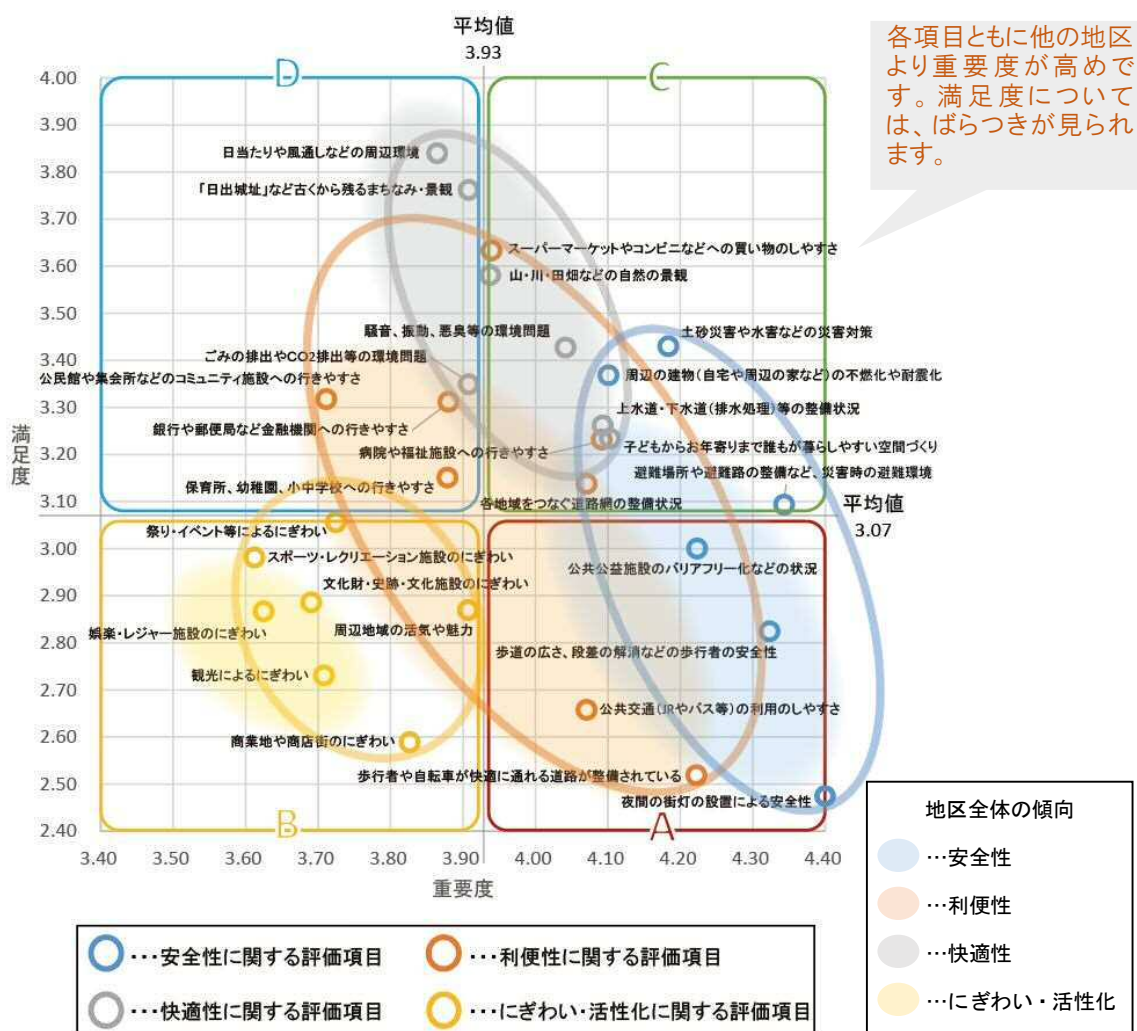
資料:平成 27 年度都市計画基礎調査

図 3.3.6 川崎地区の土地利用状況

2) 川崎地区における住民意向

アンケート調査結果より、満足度・重要度に係る川崎地区を4分類による評価を見ると、以下のような傾向にあります。

- **安全性に関する項目**は、重要度が平均値を全て上回っています。特に「夜間の街灯の設置による安全性」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。
- **利便性に関する項目**は、項目によってばらつきがみられ、「公共交通(JR やバス等)の利用のしやすさ」、「歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている」は、満足度が低く、重要度が高いですが、対して「公民館や集会所などのコミュニティ施設への行きやすさ」は、満足度が高く、重要度が低くなっています。
- **快適性に関する項目**は、満足度が平均値を全て上回っており、重要度も高い傾向にあります。
- **にぎわい・活性化に関する項目**は、満足度、重要度が全て平均を下回っており、日出町全体と比較すると、重要度が高い傾向にあります。



3) 川崎地区におけるまちづくりの目標と方針

川崎地区は、主要なゾーンとして、「市街地周辺ゾーン」に属します。

このゾーンの整備方針では、計画的な土地利用を進め、日出町の発展を担うエリアとしており、川崎地区においても、この方針を基本としながらも、地域の現状や住民意向から導き出される地区の課題を踏まえて、まちづくりの目標と方針を設定します。

《川崎地区の課題》

- 生活道路の改良などによる川崎小学校及びJR 日出駅周辺への生活利便施設等の立地促進及び定住促進
- 川崎工業団地内低利用地への工場誘致促進による日出町の活性化
- 都市計画道路などの道路整備による地域内外の円滑な移動空間及び安全・安心な道路空間の確保
- 漁村集落や海岸景観などの海辺の景観などの活用と他観光施設とのネットワーク化による地域の活性化

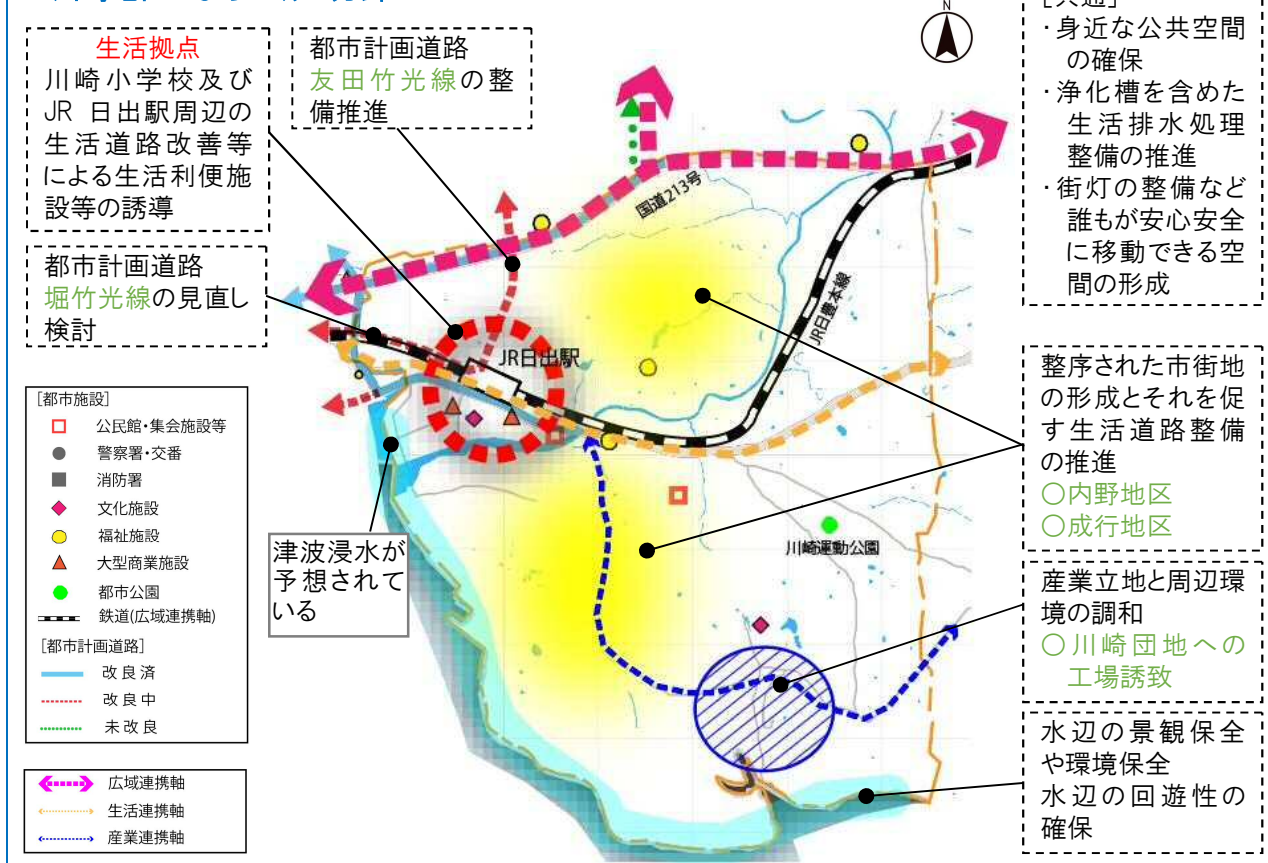
《日出町全体との共通課題》

- 課題 1 人口減少・高齢化に対応した、住み続けられる生活圏の形成
- 課題 2 産業活力を支える地域づくり
- 課題 5 無秩序な市街地形成の抑制
- 課題 7 円滑に移動できる公共交通などの充実
- 課題 8 行政体力に応じた公共施設の見直し
- 課題 9 様々な災害に備えた安全・安心な都市づくり
- 課題 10 魅力ある海・山の自然環境の保全

《川崎地区のまちづくりの目標》

活発、若さ、爽やか、気配りがある地区一体のまち'かわさき'

《川崎地区のまちづくりの方針》



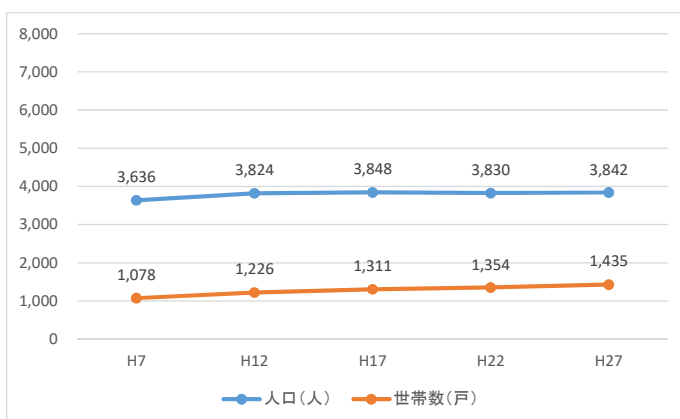
3.3.4. 藤原地区

1) 藤原地区の概況

藤原地区は、藤原小学校区で、行政区としては、大字藤原及び大字広瀬に属します。

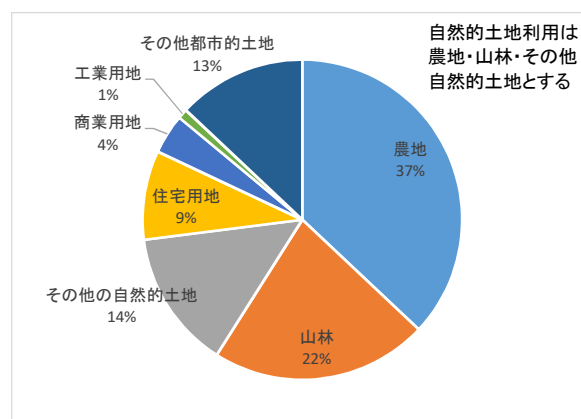


項 目	概 況
○人口・世帯数	● 平成 27(2015)年の人口は、3,842 人となっており、5 地区のうち、最も少ない地区です。また、平成 7(1995)年から平成 12(2000)年にかけて、やや増加していますが、その後は横ばいとなっています。 ● 世帯数は、平成 27(2015)年で、1,435 世帯であり、人口同様、5 地区のうち、最も少ないものの、増加傾向が継続しています。 ● 高齢化率をみると、平成 27(2015)年では 31%で、大神地区に次ぎ 2 番目に高くなっています。
○土地利用	● 土地利用現況をみると、7 割強が自然的土地利用で占めています。 ● 4 割弱は農地ですが、近年、耕作者の高齢化などによる耕作放棄地の増加や宅地化による農地減少が懸念されています。 ● 山林をみると土地利用割合が多いものの、林業従事者等の高齢化などで継続的に良好な管理状態が維持できないことが懸念されています。
○交通インフラ・施設等	● 交通インフラをみると、主要幹線である国道 10 号が地区を縦走しており、また、日出バイパス日出インターチェンジが地区南側にあるものの、地区内の生活道路は脆弱です。 ● レクリエーション施設として、ハーモニーパークが整備されています。
○災害履歴	● 災害履歴をみると大きな災害は発生しておらず、また、海に面していないことから、津波浸水は予測されていません。



資料:国勢調査

図 3.3.7 藤原地区の人口と世帯数



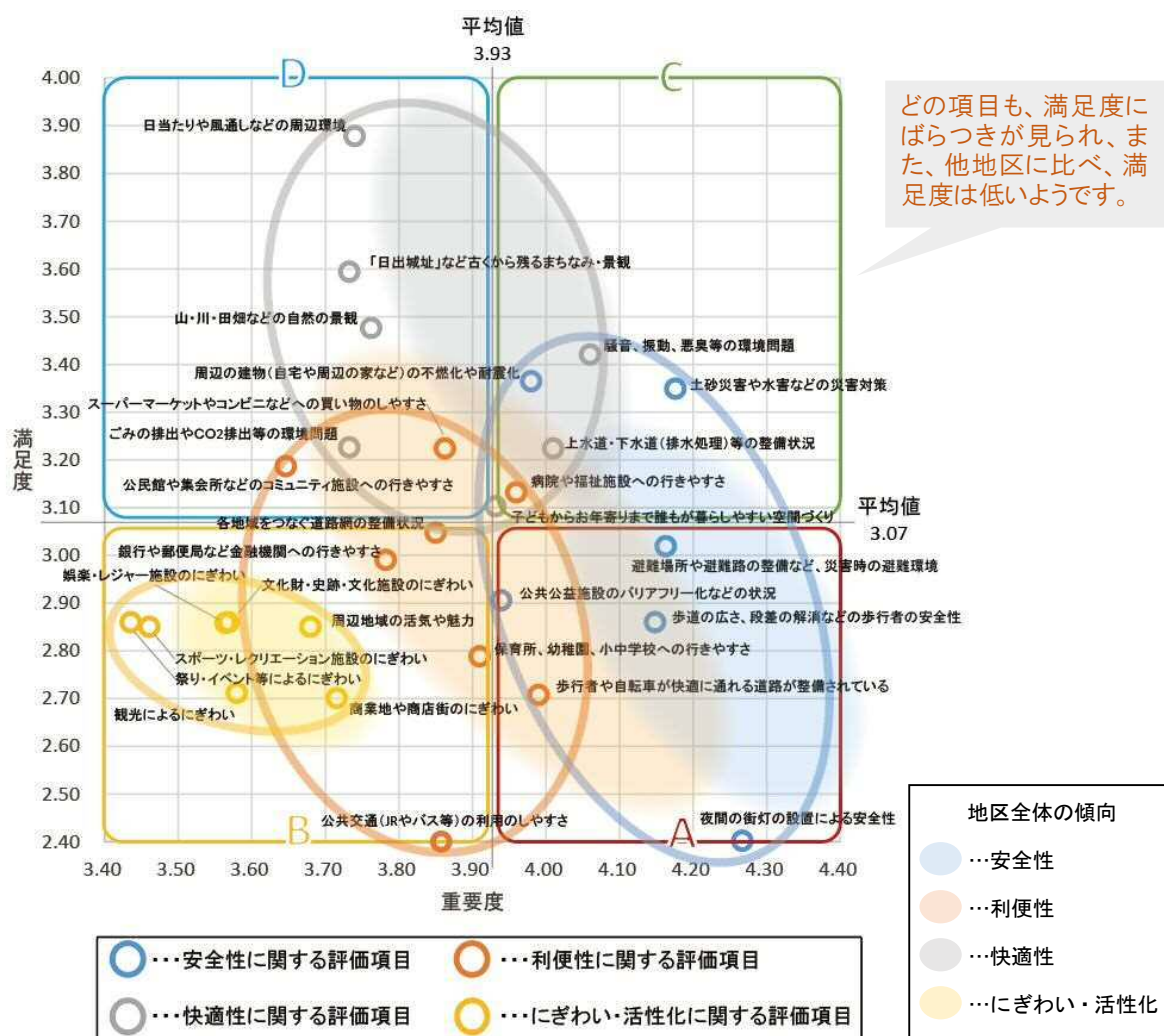
資料:平成 27 年度都市計画基礎調査

図 3.3.8 藤原地区の土地利用状況

2) 藤原地区における住民意向

アンケート調査結果より、満足度・重要度に係る藤原地区を4分類による評価を見ると、以下のような傾向にあります。

- **安全性に関する項目**は、重要度が平均値を全て上回っており、特に「夜間の街灯の設置による安全性」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。
- **利便性に関する項目**は、特に「公共交通(JR やバス等)の利用のしやすさ」は、満足度が低く、「歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。日出町全体と比較すると重要度が低い傾向にあり、特に「公民館や集会所などのコミュニティ施設への行きやすさ」は、重要度が低くなっています。
- **快適性に関する項目**は、満足度が平均値を全て上回っていますが、日出町全体と比較すると、重要度が低い傾向にあります。
- **にぎわい・活性化に関する項目**は、満足度、重要度が全て平均を下回っています。



3) 藤原地区におけるまちづくりの目標と方針

藤原地区は、主要なゾーンとして、「田園環境保全ゾーン」に属します。

このゾーンの整備方針では、田園共生型生活空間としており、藤原地区においても、この方針を基本としながらも、地域の現状や住民意向から導き出される地区の課題を踏まえて、まちづくりの目標と方針を設定します。

《藤原地区の課題》

- 狭隘な生活道路の改良を行い、安全・安心な道路空間を確保
- 地区の拠点となっている日出町保健福祉センター及び日出インターチェンジ周辺への都市機能等の集積による利便性の向上
- 日出インターチェンジ周辺の立地可能性を活かした工場等の集積
- 優良農地が広がり、豊かな自然に囲まれた田園環境の保全
- ハーモニーランドの利用促進と他観光施設とのネットワーク化による地域の活性化

《日出町全体との共通課題》

- 課題 1 人口減少・高齢化に対応した、住み続けられる生活圏の形成
- 課題 2 産業活力を支える地域づくり
- 課題 3 高速道路・インターチェンジを活かした産業の活性化
- 課題 4 広域的な連携・連続性の強化
- 課題 5 無秩序な市街地形成の抑制
- 課題 7 円滑に移動できる公共交通などの充実
- 課題 8 行政体力に応じた公共施設の見直し
- 課題 9 様々な災害に備えた安全・安心な都市づくり
- 課題 10 魅力ある海・山の自然環境の保全

《藤原地区のまちづくりの目標》

若者と高齢者が共存し、緑豊かなふるさと'ふじわら'

《藤原地区のまちづくりの方針》

山林等の自然環境の保全・活用

無秩序な開発を抑制するための適切な誘導方法の検討

豊かな自然に囲まれた田園環境の保全

日出 IC 周辺の立地可能性を活かした工場等の集積

- [都市施設]
- 公民館・集会施設等
 - 警察署・交番
 - 消防署
 - ◆ 文化施設
 - 福祉施設
 - ▲ 大型商業施設
 - 都市公園
 - 鉄道(広域連携軸)
- [都市計画道路]
- 改良済
 - 改良中
 - 未改良
- 広域連携軸
生活連携軸
産業連携軸

都市計画道路
友田竹光線の整備推進
未改良都市計画道路の整備

[共通]
・身近な公共空間の確保
・浄化槽を含めた生活排水処理整備の推進
・街灯の整備など誰もが安心安全に移動できる空間の形成

ハーモニーランドの利用促進と他観光施設とのネットワーク化による地域の活性化

生活拠点
日出町保健福祉センター及び日出 IC 周辺への都市機能等の集積による利便性の向上

整序された市街地の形成とそれを促す生活道路整備の推進

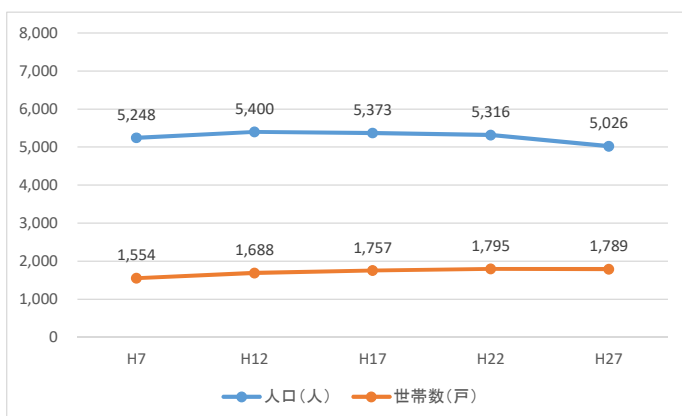
3.3.5. 大神地区

1) 大神地区の概況

大神地区は、大神小学校区で、行政区としては、大字大神及び大字真那井に属します。

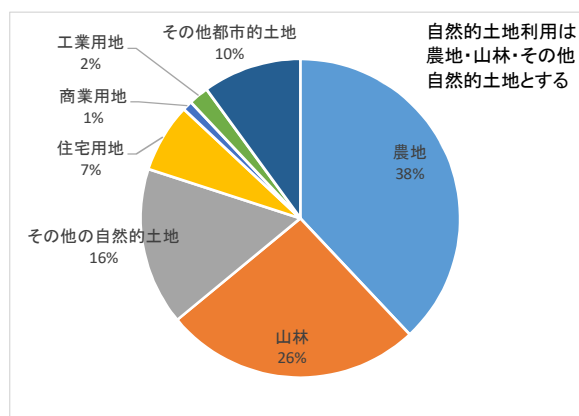


項 目	概 況
○人口・世帯数	● 平成 27(2015)年の人口は、5,026 人となっており、藤原地区に次いで 2 番目に少なく、平成 12(2000)年から平成 22(2010)年にかけて人口は減少傾向にあります。また、平成 7(1995)年の人口と比べて、地区内で唯一、平成 27(2015)年の人口が減少した地区です。 ● 世帯数は平成 7(1995)年から平成 22(2010)年にかけて増加傾向にあり、平成 27(2015)年ではやや減少しています。平成 27(2015)年現在では、1,789 世帯であり、人口が減少している一方で、世帯数は増加しているため、世帯の構成人数は減少しています。 ● 高齢化率をみると、高い水準が続き、平成 27(2015)年では 32%と、5 地区内で最も高い地区となっています。
○土地利用	● 土地利用現況をみると、8 割が自然的土地利用で占めるなど、他地区に比べ、自然的土地利用の割合が、非常に高いですが、近年、農林業従事者の高齢化などにより、耕作放棄地の増加や山林の荒廃など、適正な土地利用の維持・管理が懸念されています。
○交通インフラ・施設等	● 交通インフラをみると、国道 213 号のほかに、県道日出真那井杵築線や県道八坂真那井線といった準幹線があるものの、地区内の生活道路は狭隘な道路が多く、整備は十分とはいえません。 ● レクリエーション施設として、糸ヶ浜海浜公園が整備されています。
○災害履歴	● 災害履歴をみると大きな災害は発生していないものの、津波被害の予測では、地区南側から西側の沿岸では、2～3m の浸水深が予想されています。



資料:国勢調査

図 3.3.9 大神地区の人口と世帯数



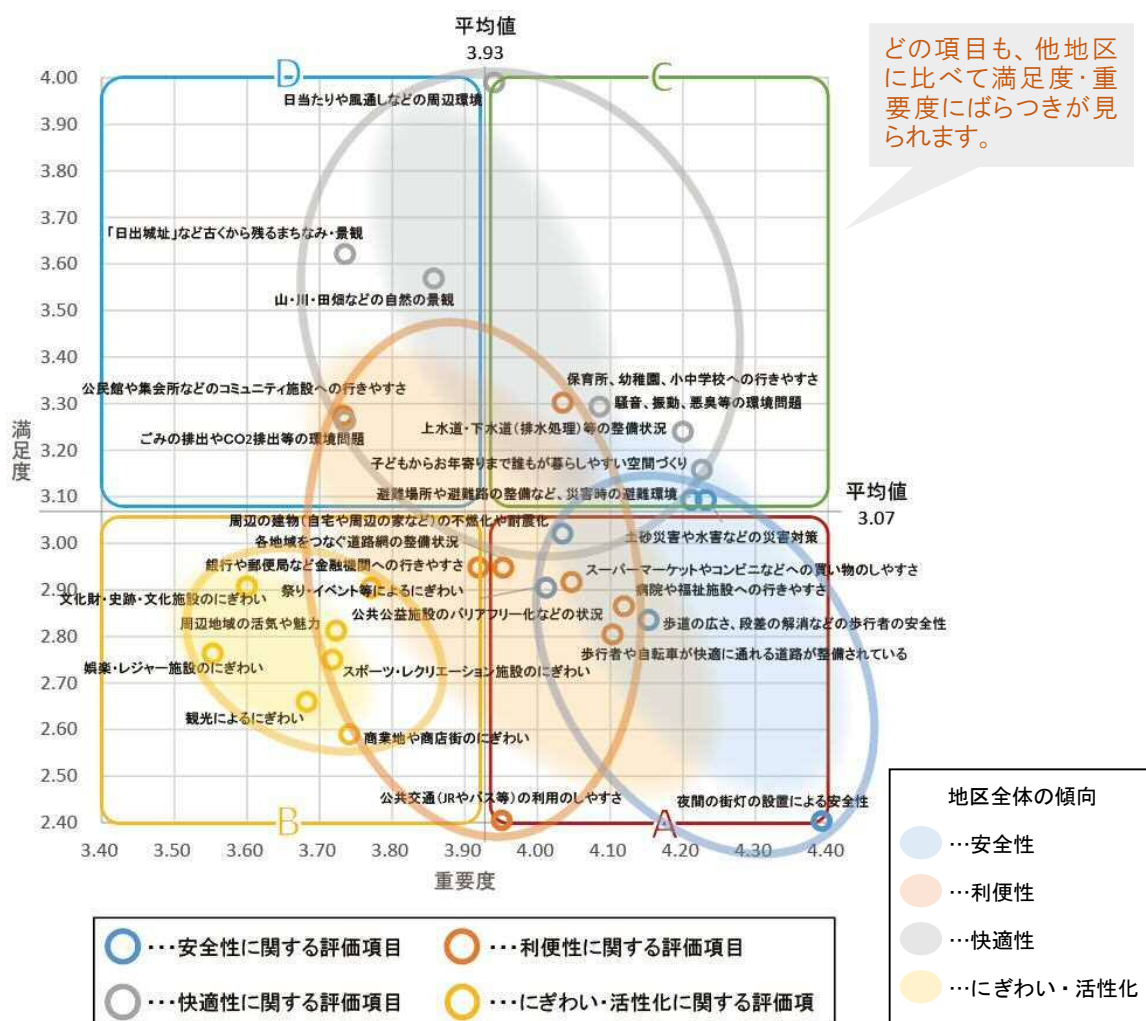
資料:平成 27 年度都市計画基礎調査

図 3.3.10 大神地区の土地利用状況

2) 大神地区における住民意向

アンケート調査結果より、満足度・重要度に係る大神地区を4分類による評価を見ると、以下のような傾向にあります。

- **安全性に関する項目**は、重要度が平均値を全て上回っており、満足度が低い傾向にあります。特に「夜間の街灯の設置による安全性」は、満足度が低く、重要度が高く、また、「土砂災害や水害などの災害対策」、「避難場所や避難経路の整備など、災害時の避難環境」は、重要度が高くなっています。
- **利便性に関する項目**は、日出町全体と比較すると、満足度が低く、重要度が高い傾向にあります。特に「歩行者や自転車が快適に通れる道路が整備されている」は、満足度が低く、重要度が高く、また、「公共交通（JR やバス等）の利用のしやすさ」は、満足度が低い。一方で、「公民館や集会所などのコミュニティ施設への行きやすさ」は、満足度が高く、重要度が低くなっています。
- **快適性に関する項目**は、満足度が平均値を全て上回っていますが、日出町全体と比較すると、重要度にはばらつきがみられます。
- **にぎわい・活性化に関する項目**は、満足度、重要度が全て平均を下回っており、特に「商業地や商店街のにぎわい」は、満足度が低くなっています。



3) 大神地区におけるまちづくりの目標と方針

大神地区は、主要なゾーンとして、藤原地区と同様に「田園環境保全ゾーン」に属します。

このゾーンの整備方針では、田園共生型生活空間としており、大神地区においても、この方針を基本としながらも、地域の現状や住民意向から導き出される地区の課題を踏まえ、また、都市計画の活用も念頭に入れ、まちづくりの目標と方針を設定します。

《大神地区の課題》

- 生活道路の改良などによる大神小学校及びJR 大神駅周辺への生活利便施設等の立地促進及び定住促進
- 優良農地が広がり、豊かな自然に囲まれた田園環境の保全
- 糸ヶ浜海浜公園及び海岸景観、親水環境などの利用促進と他観光施設とのネットワーク化による地域の活性化

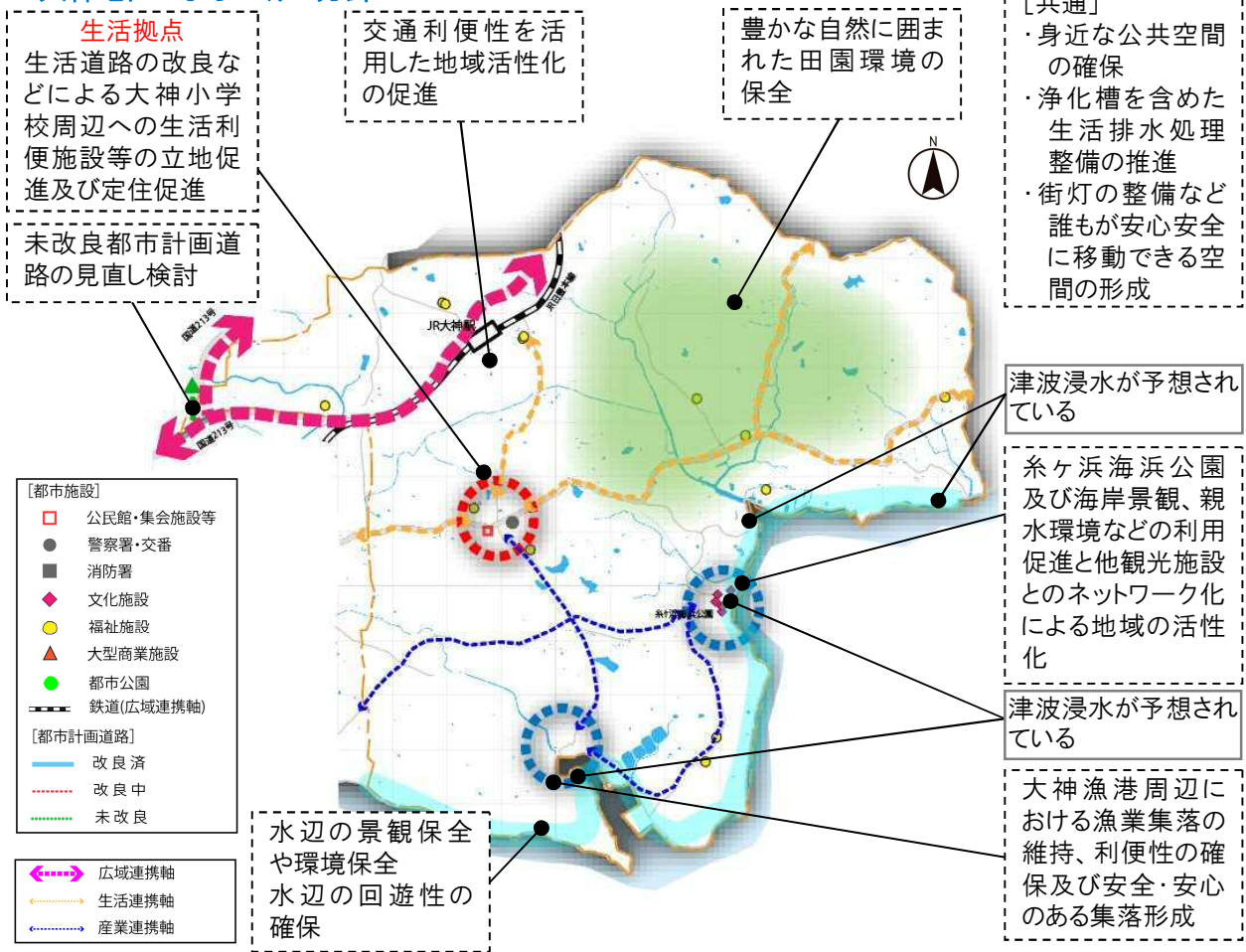
《日出町全体との共通課題》

- 課題 1 人口減少・高齢化に対応した、住み続けられる生活圏の形成
- 課題 2 産業活力を支える地域づくり
- 課題 5 無秩序な市街地形成の抑制
- 課題 7 円滑に移動できる公共交通などの充実
- 課題 8 行政体力に応じた公共施設の見直し
- 課題 9 様々な災害に備えた安全・安心な都市づくり
- 課題 10 魅力ある海・山の自然環境の保全

《大神地区のまちづくりの目標》

「住みたくなる」環境が整ったまち ‘おおが’

《大神地区のまちづくりの方針》



第4章 計画の実現に向けて

- 4.1 多様な主体の協働によるまちづくりの実践
- 4.2 町民参加の積極的な促進
- 4.3 効率的・効果的なまちづくり手法の活用
- 4.4 実践に向けたプロセスの明確化

第4章 計画の実現に向けて

4.1. 多様な主体の協働によるまちづくりの実践

まちづくりを進めるにあたって、町民、民間企業・事業者、行政などの多様な主体が連携・協力し、継続的に取り組むことが重要です。そのためには、それぞれの主体の役割を明確にし、お互いに役割と責任を担い合うことが求められます。

取り組みの 基本的方向

今後のまちづくりでは、町民と行政は、良好なパートナーシップを確立するために、信頼と協力に基づいた役割を担い合うことを目指します。

[取り組み]

- 身近な生活道路や公園、地区計画等の地域的な施設からの評価では、地域住民は、まちづくり提案、計画、維持管理の段階で、まちづくりに係る問題解決に積極的に取り組む。
- 行政は、地域でのまちづくり活動への支援や全体的な視点に基づく調整役を担う。
- 広域や町域全体に係る事項については、多様な立場の利害を総合的に調整する必要があるため、行政が十分な情報提供と幅広い意見交換のもとに、具体的な取り組みを進める。

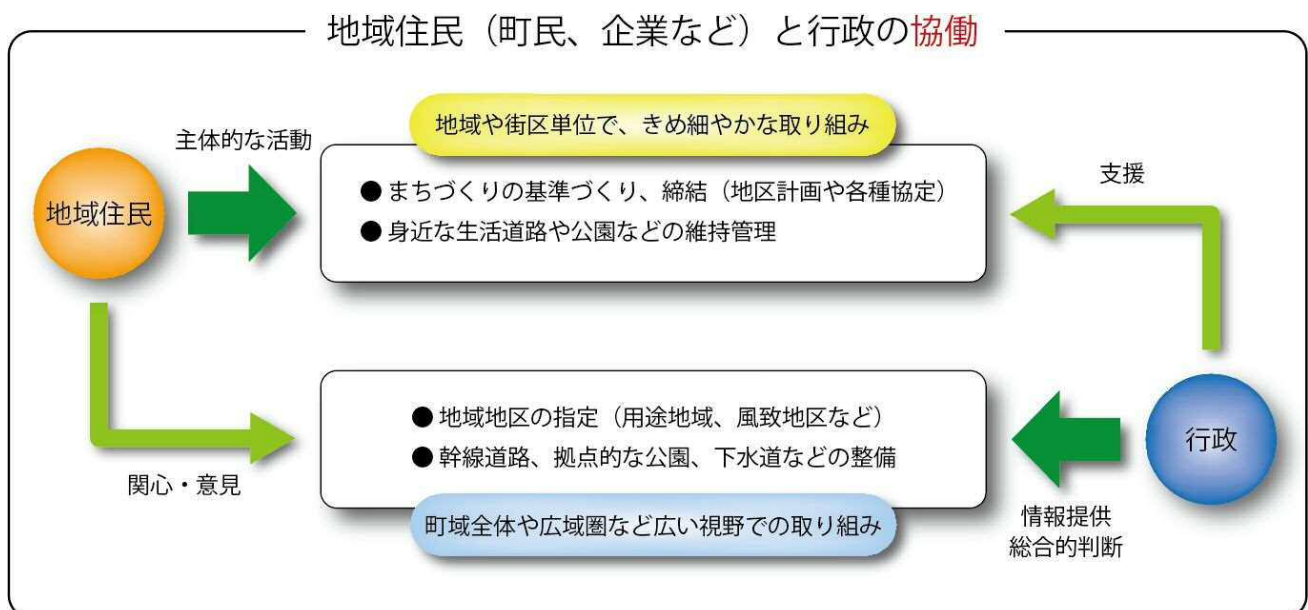


図 4.4.1 協働のための役割分担のイメージ

4.2. 町民参加の積極的な促進

本マスタープラン策定段階では、多くの町民が住民懇談会に参加しました。参加者からは町や地域の魅力、課題・問題点及び今後の日出町の将来像について意見が提案されました。まちづくりの情報を共有したり、情報交換したりすることは、町民参加の第一歩となります。

取り組みの 基本的方向	町民と行政間でまちづくり情報の共有化を進め、計画段階から町民の参加機会の充実を図ります。
[取り組み] ○行政、地域情報、町民の意見、まちづくりの事例等、町民主体のまちづくりに役立つ情報の収集や提供に努める。 ○まちづくり出前トーク、ワークショップ形式による勉強会や懇談会、まち歩き等、町民と行政が情報共有しやすい場づくりの充実を図る。 ○学生や若者、子育て世代等、次の時代を担う人々が参加しやすい環境づくり、参加機会の充実を図る。	

4.3. 効率的・効果的なまちづくり手法の活用

都市計画では、具体的な施策を実現する手法として、用途地域、地区計画等の規制誘導手法、道路・公園・下水道の整備や市街地開発等の開発整備手法があります。今後、施策の実現に向けて、こうした手法を効率的・効果的に活用していく必要があります。

4.3.1 まちづくりに向けた規制・誘導手法の活用

日出町では用途地域、臨港地区の指定のほか、地区計画制度が導入されています。地域の状況に応じて、まちをより良くしたり、改善したりするために、規制・誘導手法を活用し、きめ細やかな誘導を図る必要があります。

取り組みの 基本的方向	都市基盤施設、文化財、景観等、都市の資源の有効活用を図りながら、様々な規制誘導の手法を駆使して、中心市街地の再生や集落の活性化を図ります。
[取り組み] ○地域のにぎわい、町の活力、快適な生活環境の形成を図るために、地域地区の適切な見直し・検討を図る。 ○町の活力の維持・発展を促すため、住宅と産業（農業・漁業・商業・事業所）との調和のとれた共存を図る。 ○特に住環境・田園環境・自然環境・水源を保全すべきエリアにおいては、これを侵す恐れのある開発・立地の制限を図る。 ○町並みや景観等、日出町らしい町の空間の質を高めるため、規制誘導手法の検討を図る。（風致地区、環境保全条例に基づく修景緑化地区、景観地区等）	

表 4.3.1 地域地区制度の活用(例)

準都市計画区域	都市計画区域外においても、準都市計画区域を指定することで、地域地区制に基づいた立地規制が可能となる。
用途地域	用途地域内及び用途地域外では、土地利用の実態と合っていない地区もみられる。
特定用途制限区域	用途地域が定められていない地区において大規模小売店舗や工場など、周辺への大きな交通・環境負荷が予想される建物の住宅地への立地を防ぐなど、拠点的に特定の用途の立地を抑制することが可能となる。
風致地区	都市計画区域内の風致の優れた区域(文化財、自然資源、住環境の優れた地域等)において指定され、宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更などにあたっては、許可が必要となる。

4.3.2 住み良さの維持に向けた効率的な都市整備

都市計画道路や身近な公園、公共下水道等が未整備な地域が残っています。本マスタープランでは、町民意向を取り入れたことにより、施策が多岐の分野に渡っています。マスタープランに掲げた施策を今度どのように具体化・実践していくかが今後の課題です。

取り組みの 基本的方向	今後、都市づくりの目標や取り組みを踏まえ、計画や事業の再評価を図り、財源の有効利用や民間活力の導入も視野に入れた着実な事業推進を図ります。
[取り組み] ○都市施設の整備に当たっては、町民の一定の生活水準が維持できるように、優先順位の検討に基づき、総合的な見直しを行う。(都市計画道路など) ○今後、緑の基本計画や交通バリアフリーの整備計画の策定を検討し、公園整備やバリアフリーに取り組む。 ○公共下水道事業計画を見直し、合併処理浄化槽を推進し、環境に優しいまちづくりの形成を図る。 ○町全体のにぎわい・交流の中心となる拠点や地域の生活圏の中心地区、交流軸等、拠点や軸の形成を重視していく。	

4.3.3 地域の個性を活かす地区計画の推進

日出町では 2 地区(陽谷駅周辺、日出団地)で地区計画が策定されています。地域や街区の特性を活かし、きめ細やかな土地利用の誘導や施設の計画、良好な景観形成を図るためには、地区計画の活用が望まれます。

取り組みの 基本的方向	町民参加のもとで、地域の目指す将来像を定め、地区計画などによって個性ある町並みの形成を図ります。
[取り組み] ○地元の主体的な計画づくりを支援しながら、計画の実効性を高めるため、地域の特性に沿った地区計画の活用を促進する。	

表 4.3.2 地区計画の活用(例)

地区計画の活用	地区計画が定められている地区では、将来像にふさわしい計画内容の維持や土地利用の動向に応じた見直し・検討を図る。地区計画としての取り組みが望まれる地区は、より魅力的なまちづくりの具体的なルール化に取り組む。
中心市街地	中心市街地では、当地域にふさわしい商店街や施設の集積、近接する日出城址の城下町の雰囲気を継承するための色彩・形態制限による景観形成を促すルール化に取り組む。
郊外集落地区	地区の活力維持に資する用途の誘導や集落地景観にふさわしい建築物の形態、緑地の保全・活用などのルール化を図る。
産業誘致を図る地区	工場を中心とした産業施設の集積を図る場合は、周辺の土地利用状況を勘案し、立地可能な用途などを詳細に検討し、周辺環境と調和した土地活用のためのルール化を図る。
基盤整備が不十分な地区や密集市街地	身近な生活道路や公園などを地区施設として定めながら、建築物の共同・協調建替えのルールを確立し、環境改善を図る。
沿道騒音の著しい地区	騒音の著しい幹線道路沿道では、沿道建築物の高さや構造、配置などを適正に誘導し、背後の住宅地などへの騒音低減するルール化を図る。
良好な眺望景観の維持が望まれる地区	良好な眺望景観の維持が望まれる地域では、歴史的建築物など周辺の建築物と調和した建築物の形態、色彩、高さ、規模を制限するなどのルール化を図る。

4.4 実現に向けたプロセスの明確化

都市計画は、その決定が直接土地利用の制限につながるものとなるため、分かりやすさと手続きの透明性に十分配慮した進め方が求められます。

4.4.1 適切な計画管理の推進

都市計画は、計画の段階から事業などの実施、維持・管理への段階があります。さらに、都市計画施設の整備に当たっては、事業評価を行い、見直しの検討を踏まえて、事業の推進や修正等へとつながる循環的な取り組みの中で進めます。今後、市街地や人口動向等、様々な社会環境の変化、上位計画の見直し等が予想され、マスタープランは、こうした変化に柔軟に対応することが必要です。

取り組みの基本的方向	本マスタープランに基づき、計画から実践、評価、修正等、適正な時期に定期的な見直しの検討を行うとともに、町民への情報公開や県との情報交換に取り組めます。
[取り組み] ○今後、適切な目標を設定するため、都市計画基礎調査の定期的な実施を進めるとともに、質の改善を図るための評価項目を設定するため、町民満足度調査などの定期的実施を検討する。 ○計画(Plan)、実践(Do)、評価(Check)、修正(Action)の計画管理システムを確立する。 ○上位計画の見直しや社会環境の変化、地域レベルのまちづくり計画の策定など、本マスタープランに記載された方針に大きく影響を及ぼす状況が生じた場合には、マスタープランの見直しを検討する。	

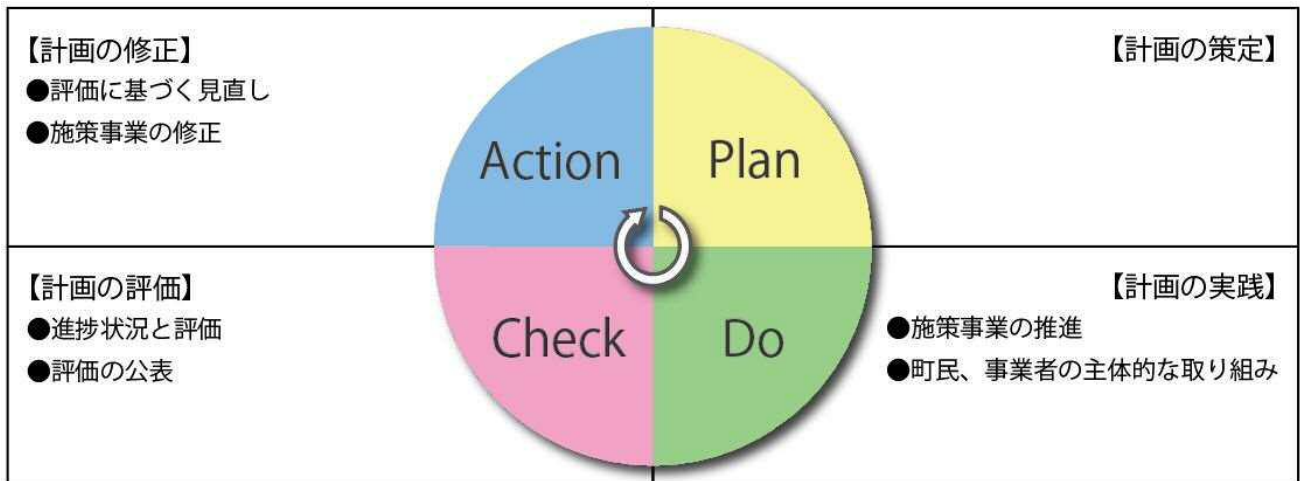


図 4.4.2 計画管理の循環的な流れ

4.4.2 国や県、近隣市町などとの協力や連携

日出町は、別府湾沿岸の市町を中心に、大分都市広域圏ビジョンを作成しています。その中で、それぞれの市町が有する地域資源を活用し、連携したまちづくりを進めることとしています。

このように、隣接市はもとより、広域的な視野に立ち、それぞれの特徴を活かし、相乗を重ねながら、まちづくりに取り組む必要があります。また、日出町のみでは対応できない事柄に対しては、国や県等との協力・連携を行いながら、取り組んでいくことが必要です。

取り組みの基本的方向	国や県、また、隣接市等との協力や連携を行いながら、日出町のまちづくりを推進します。
[取り組み]	
○広域的な連携をはじめとして、まちづくりの将来像の実現に向けて、国や県との協力や連携を進める。 ○国や県が主体となる事業や制度の適用については、本マスタープランに基づいて、相互調整を図り、協力を要請していく。 ○骨格的な幹線道路や拠点の整備、都市計画区域境界の適切な土地利用について、近隣都市と連携・調整し、都市計画としての整合を図る。	

巻末資料

巻末資料 1 日出町都市計画マスタープラン策定経緯

…… 巻末－ 2～巻末－ 4

巻末資料 2 用語集

…… 巻末－ 5～巻末－ 10

巻末資料 1 日出町都市計画マスタープラン策定経緯

都市計画マスタープラン策定委員会

- 第1回 平成30年3月20日(火)
- 第2回 平成30年10月25日(木)
- 第3回 令和元年10月18日(金)

都市計画マスタープラン策定検討会

- 第1回 平成30年4月19日(木)
- 第2回 平成31年2月28日(木)
- 第3回 令和元年12月20日(金)

まちづくり懇談会(全体ワークショップ)

- 第1回 平成29年10月29日(日)
- 第2回 平成30年5月27日(日)
- 第3回 平成30年8月5日(日)
- 第4回 令和元年10月27日(日)

高校生ワークショップ

- 第1回 平成30年7月20日(金)
- 第2回 平成30年8月6日(月)

住民アンケート調査

- まちづくり 平成29年9月13日(木)～平成29年9月29日(金)
- 公共交通 平成29年9月22日(金)～平成29年10月13日(金)

パブリックコメント

令和元年11月18日(月)～令和元年12月9日(月)

開催年月	策定委員会	策定検討会	まちづくり 懇談会	高校生 ワークショップ	住民 アンケート調査	パブリック コメント
平成 29年	9月				まちづくり 9/13～9/19	
	10月		第1回 10/29		公共交通 9/22～10/13	
平成 30年	3月	第1回 3/20				
	4月		第1回 4/29			
	5月		第2回 5/27			
	7月			第1回 7/20		
	8月		第3回 8/5	第2回 8/6		
	10月	第2回 10/25				
平成 31年	2月	第2回 2/28				
	3月					
令和 元年	10月	第3回 10/18	第4回 10/27			
	11月					11/18～
	12月	第3回 12/20				～12/9

日出町都市計画マスタープラン
策定委員会 委員名簿
(順不同、敬称略)

参加部署
総務課
政策推進課
福祉対策課
生活環境課
商工観光課
農林水産課
都市建設課
上下水道課

日出町都市計画マスタープラン
策定検討会 委員名簿
(順不同、敬称略)

氏名	所属・役職
近藤 正一 (会長)	日本文理大学工学部教授
浅野 健治	ひじ町ツーリズム協会副会長
小川 野里子	エコネット日出副会長
佐藤 省象	日出町農業委員会会長
池部 長行	日出町防災士会会長
小玉 満大	日出町商工会事務局長(2019 年 3 月末まで)
渡部 道郎	日出町商工会事務局長(2019 年 4 月から)
大塚 妙子	日出町民生委員児童委員協議会会長 (2019 年 11 月末まで)
神田 英巳	日出町民生委員児童委員協議会会長 (2019 年 12 月から)
中園 千恵美	(有)日出タクシー代表取締役社長
佐藤 誠治	まちづくり研究所主宰

日出町都市計画マスタープラン策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する日出町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を定めるため、日出町都市計画マスタープラン策定検討会（以下「策定検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定検討会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関して意見を述べること。
- (2) その他都市計画マスタープランの策定に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 策定検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定検討会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括し、策定検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定検討会の庶務は、都市建設課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会の運営に関し必要な事項は、会長が策定検討会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

巻末資料2 用語集

あ

アクセス

目的地（施設）までの寄りの道。接近すること。アクセシビリティとは、利便性や交通手段への到達容易度、ある地点や施設への到達容易度のことをいう。

大分県都市広域圏広域ビジョン

今後、圏域全体の経済成長を見据えた大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町の多様な資源、産業、人材の活用や、人口定住のために必要な高次の都市機能の集積に向けた環境整備、また住民の生活関連機能サービスの維持・向上を目指す有機的な連携等について大分都市広域圏の特徴と課題を示し、今後の具体的な取組を推進するための広域計画として策定するもの。

か

開発許可

都市計画法による開発行為に対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限の一種。都市計画区域内で開発行為をしようとするものはあらかじめ、県知事の認可を受けなければならない。

開発行為

建築物の建築または特定工作物（ゴルフコースやコンクリートプラントなど）を建設するために行う土地の区画形質の変更のこと。また、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替えや切土・盛土などをいう。

回遊型観光（周遊観光）

名所・旧跡の見学を目的に、複数の観光地を移動し宿泊地を変えて行く旅行形態。

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

河川法

河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とした法律。

観光農園

農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業。

幹線道路

都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路。

既成市街地

一般には、都市において、既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法では、人口密度 40 人/ha 以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。

区域区分(線引き)

市街化区域と市街化調整区域との区分。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。

(日出町は線引きされていません)

都市計画区域マスタープラン

都市計画法第 6 条の 2 に定められた、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。県が、広域的な見地から、都市計画の基本的な事項を定めるもの。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

建築行為

開発許可を受けた区域以外の土地で開発行為を伴わずに、建築物等の新設、改築もしくは用途の変更を行うこと。

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地の環境を維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高限度または低限度を定める制度。

高度利用地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地における土地の合理的かつ健全高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の高限度、低限度、建ぺい率・建築面積の高限度などを定める制度。

混雑度

交通調査を実施した基本区間における交通容量(ある道路がどれだけの自動車を通し得るかという、その道路が構造上有している能力)に対する交通量の比。

さ

市街化区域

都市計画法における都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

(県内でこの区域を有するのは、大分市と別府市のみです)

市街化調整区域

都市計画法における都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

(県内でこの区域を有するのは、大分市と別府市のみです)

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、道路等の公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備を行う事業。

市町村マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定められた、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。市町村マスは当該の区域マスに即さなければならない。

準都市計画区域

近年のモータリゼーションの進展等により高速道路のインターチェンジ周辺や幹線道路沿道等を中心に大規模な開発、建設が拡大しており、無秩序な土地の利用や良好な景観の喪失が進んでいることを受け、平成 12 年の法改正によって創設されたもの。都市計画区域外の、そのまま放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域。用途地域や風致地区などの土地利用の使われ方を決めるために必要な都市計画を定めることができる。

準用河川

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。一級水系、二級水系、単独水系にかかわらず設定される。

水源涵養林

山地に水を蓄え、河川の流量を調節して渇水しないようにする目的で設けられた森林。

スプロール化

無秩序な開発により、計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子。

線引き都市

市街化区域と市街化調整区域との区分を定めた都市。

総合計画

市政を推進していくための計画として最も上位に位置づけられる計画であり、別府市の総合的、計画的な行政推進の指針であり、また市民等の活動の指針としても位置づけられるもの。

た

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地区計画

まとまりのある「地区」を対象として、住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。

低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)及び準都市計画区域内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。都市計画においては、特定用途制限地域の位置及び区域のほか制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定めるとされている。

特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域内において地域的要請から用途制限を強化または緩和する制度。

都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎的調査のこと。都市計画法では、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。

都市計画区域

自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、県が指定する。現在、大分県では大分市、別府市をはじめとする16市町において都市計画区域が定められている。

(日出町も指定しています)

都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の中の道路。都市計画道路は、高速道路等の自動車専用道路、地区と地区の間を結ぶ幹線道路、区画街路、特殊街路等の4種類があり、都市計画で種別と構造等を定めるものとされている。

都市施設

道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市のスポンジ化

空き家や空き地が多数発生し、多数の穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。スポンジ化が進行すると、サービス産業の生産性が低下するほか、行政サービスの非効率化や地域コミュニティの消失、治安の悪化を招く可能性がある。

土砂災害警戒区域

住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域で、一般的にイエローゾーンといわれる。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一般的にレッドゾーンといわれる。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。都市計画区域内で行うことができる。

は

非線引き都市

市街化区域と市街化調整区域との区分を定めない都市。

(日出町は非線引き都市です)

非線引き用途白地地域

従来、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区域区分)のされていなかった都市計画区域内で、用途地域の定められていなかった地域。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。

普通河川

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を普通河川と呼びます。実際の管理は、市町村などが行っている。

法適用外公共物(法定外公共物)

里道、水路といった、道路法、河川法等の特別法の適用を受けない(準用されない)公共物。

や

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地。

ユニバーサルデザイン

すべての人に使いやすいように考えられたデザインのこと。まちづくりにおいては、歩道の段差解消や、駅舎等でのエレベータ、エスカレータの設置、誰にでも分かりやすい案内看板の設置等が挙げられる。

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

現在、13種類の用途地域がある。

ら

立地基準

開発許可等の基準は大別して技術的基準と立地基準とに分けられ、立地基準とは、市街化調整区域において開発行為等を行う場合に限って適用される基準。市街化調整区域は原則として開発行為等が禁止されている区域であるため、当該区域で開発行為を行おうとする場合は、その必要性が問題とされる。そこで、従来から営まれている日常生活や農業等の生産活動に必要な建築物等について一定の類型を定め、これに適合するものに限って許可の対象としたもの。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

日出町都市計画マスタープラン

－ 本編 －

発 行 令和２年４月
発行者 大分県日出町都市建設課